

A：順調（計画どおり又は計画以上に進んでいる）  
 B：おおむね順調（計画どおりに進んでいるが、需要増などの課題がある）  
 C：順調ではない（計画や需要に対する課題が多い）  
 D：評価対象外（社会情勢の変化等の影響で事業が未実施）

No.	事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	担当課	令和6年度の取り組み	令和6年度の実績	令和6年度実績の評価	課題 ※評価がAの場合でも、課題があればご記入ください
基本目標Ⅰ 子どもの育ちと子育ての楽しさの発見								
方針1) 多様なニーズを受け止められる子育て支援								
(1) 多様な保育の場づくり								
1	①保育園	■各保育施設で、保護者の労働又は疾病その他の理由で、家庭において必要な保育を受けることが困難な未就学児の保育を実施。	■就学前児童人口の推移等を注視し、保育需要を把握するとともに、各保育施設が将来にわたり安定した事業運営が継続できるよう、需要と供給のバランスを見極めながら、必要な対応を検討していく。	保育課	■就学前児童人口の推移や保育需要を注視しながら、必要な対応を検討していく。 ■多様な保育ニーズを踏まえた保育の質向上に向けた取組みを検討していく。	■令和6年4月1日現在 待機児童数26人（前年比7人減） ■令和6年4月1日時点の新規開設園なし。翌年度1園開設に向けた準備。 ■定員の弾力化、緊急1歳児受入事業などを実施。 ■保育の質ガイドライン策定委員会を10回、専門部会を7回開催し、「日野市保育手帖—日野市保育の質ガイドライン（第1版）—」を策定した。	A	■待機児童の地域的・年齢的な偏り
2	②認定こども園	■保護者の就労状況等に関わらず、幼児期の学校教育・保育を一体的に行う、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つ施設。 ■保護者の就労状況等に関わりなく、3～5歳の子どもが教育・保育と一緒に受けられるため保護者の多様なニーズに対応することができる。	■多様化する幼児期の教育・保育ニーズに対応できるよう、国・都の動向や私立幼稚園の意向等を踏まえ必要に応じて検討していく。	保育課	■就学前児童人口の推移や保育需要を注視しながら、必要な対応を検討していく。	■認定こども園2園継続 ■新規開設施設無し ■認定こども園への移行相談3園	A	-
3	③小規模保育	■平成27年度から市町村の認可事業として開始された事業。 ■0～2歳児を対象とし、19人以下の少人数の単位で、家庭的な雰囲気の中できめ細かな保育を行う。 ■3歳以降も保育を希望する場合の円滑な利用を図るための連携施設を設定する。	■就学前児童人口の推移や保育需要を注視しながら、必要な対応を検討していく。開設が見込まれる場合には、卒園後の受け皿となる連携施設の確保ができるよう、必要に応じて支援していく。	保育課	■就学前児童人口の推移や保育需要を注視しながら、必要な対応を検討していく。開設が見込まれる場合には、卒園後の受け皿となる連携施設の確保ができるよう、必要に応じて支援していく。	■小規模保育事業5園継続 ■新規開設施設無し	A	-
4	④家庭的保育(保育ママ)	■家庭的な雰囲気のもと、0～2歳児の少人数(定員5人以下)を対象にきめ細やかな保育を行う。 ■日野市では、保育士、教諭、助産師、保健師又は看護師のいずれかの資格を有する者を要件とし、良質な保育を提供している。	■事業者の意向や保護者のニーズ等を踏まえながら、方向性を検討していく。	保育課	■家庭的保育事業(都)について、令和6年度末をもって閉園する。	■家庭的保育事業(都)は令和6年度末をもって閉園。	A	-
5	⑤事業所内保育	■事業所その他の様々なスペースで、主に企業の従業員の子どもを預かる施設だが、一定割合の地域の子どもを受入れることとし、一緒に保育を行う事業。	■市内事業所の意向や保護者のニーズ等を踏まえながら方向性を検討していく。	保育課	■企業主導型保育事業について、引き続き市内5か所で実施	■企業主導型保育事業について、引き続き市内5か所で実施	A	■市内事業者との情報共有
6	⑥幼児園	■平成17年度から、市立あさひがおか保育園と市立第七幼稚園が共通のカリキュラムにより遊び・生活する活動を行っている。 ■同じ地域に住む子どもたちが保護者の就労に左右されず、共通の理念で共に育つことを目指して開設された。	■幼児園事業を継続し、保護者との交流・行事等を通して地域とのつながりを深めながら充実を図っていく。	保育課	市立あさひがおか保育園と市立第七幼稚園が共通のカリキュラムにより遊び・生活したり、市立第六小学校の児童との交流活動等を行っていく。 引き続き、両園、在園児保護者及び学務課、保育課で協力して「幼児園」を運営する。	■合同遠足1回、交流活動を1回実施 ■保護者を交えた協議会を年2回実施	A	-
				学務課	■園児、保護者、保育者同士の交流や話し合いの場を通して、互いを知ったり、つながりをもったりする機会や資質の向上を意識したりする機会となるよう取組みをすすめる。 具体的な活動として、5歳児の交流活動、合同遠足、小学校との交流などを行っていく。	■夏祭り・運動会・発表会への相互の招待や、合同遠足を実施するなど、園児が互いを知り、刺激をもらう機会となった。	A	■幼児園協議会には、子育て当事者である園と保護者が参加しており、共通理解を図りながら取組を進めている。

A：順調（計画どおり又は計画以上に進んでいる）  
 B：おおむね順調（計画どおりに進んでいるが、需要増などの課題がある）  
 C：順調ではない（計画や需要に対する課題が多い）  
 D：評価対象外（社会情勢の変化等の影響で事業が未実施）

No.	事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	担当課	令和6年度の取り組み	令和6年度の実績	令和6年度 実績の 評価	課題 ※評価がAの場合でも、 課題があればご記入ください
7	⑦学童クラブ (放課後児童健全育成事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■就労等の事由により、放課後等の時間、家庭に保護者(養育者)がいない児童を預かり、育成する事業。</li> <li>■対象:小学校1～3年生(ただし、障害児は4年生まで)</li> <li>■事業概要</li> <li>①施設数(令和2年3月時点) 41か所(1施設内に2か所の学童クラブを設置している場合を含む)</li> <li>②育成日 月曜日から土曜日まで(祝祭日・年末年始を除く) 通年利用コースと三季休業利用コースの選択制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■学童クラブの利用児童数は近年増加傾向にあり、平成31年4月1日現在の登録児童数は1,981人となり、対象児童人口の約43%が登録されている。</li> <li>働く女性の増加等により、今後も学童クラブを必要とする児童は増えていく。引き続き、子どもの発達や成長、自立の状況に応じて、学童クラブを必要とするすべての児童が入会できるように、施設整備と拡充及び学童クラブの職員(放課後児童支援員)の人員の確保を実施していく。</li> <li>■子どもたちの放課後の居場所として、児童館、学童クラブ、ひのっ子の3つでしっかりと支えることができるよう、各事業との連携を図っていく。</li> </ul>	子育て課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■引き続き、学童クラブを必要とする児童全員の受け入れができるよう、施設整備等の検討を進めていく。</li> <li>■さくら第一学童クラブは定員拡大のため増築工事を実施する</li> <li>■保護者等の意見等を吸い上げながら、さらなる育成時間の拡大に向けた検討を引き続き進める。</li> <li>■また、令和7年4月1日から運営委託が開始する予定のさくら第一学童クラブ、ふたば学童クラブ、じゅんとく学童クラブ、夢が丘小学学童クラブについて、育成環境の変化による子どもへの影響を最小限にするため、丁寧な引継ぎを行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■令和6年4月1日現在の登録児童数は2,325人。</li> <li>■運営委託であるしんめい学童クラブ、七小学学童クラブ、五小学学童クラブ、たけのこ学童クラブ、一小学学童クラブ、豊田小すみれ学童クラブ、七生緑小学学童クラブ、四小あおぞら学童クラブ、平山小学学童クラブ、あさひがおか学童クラブ、三沢学童クラブの運営について、委託後もこれまでの育成の質を維持・向上できるように、日野市の公営の児童館・学童クラブ職員及び子育て課が、事業者の育成内容を逐次確認を行った。</li> <li>■さくら第一、一小、たかはた学童クラブにおいて、増築等により定員拡大を実現</li> <li>■令和7年4月1日から運営委託を開始したさくら第一学童クラブ、ふたば学童クラブ、じゅんとく学童クラブ、夢が丘小学学童クラブについて、育成環境の変化による子どもへの影響を最小限にするため、丁寧な引継ぎを実施した。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>■今後も学童クラブの児童数の増加が見込まれる。学童クラブの待機児童数の動向に注視し、児童館・ひのっ子等、あらゆる社会的資源の活用も視野に、連携を図っていく必要がある。</li> </ul>
8	⑧市立幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> <li>■生きる力の基礎を培う幼児教育、幼保小連携教育、特別支援教育を柱として就学前教育に取り組み、子どもの健やかな成長を育む事業。</li> <li>■対象:4歳児・5歳児</li> <li>■事業概要</li> <li>①施設数(令和2年3月時点) 4園※令和3年4月より3園</li> <li>②保育時間 月～金9時～14時(水曜日は12時まで)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■幼稚園公開や職員の研究、研修を通じて他の幼児機関と連携を図り、日野市全体の幼児教育・保育の充実・発展に向けて取り組んでいる。</li> </ul>	学務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■小学校との学びの連続性を意識し、幼児期に育みたい資質・能力の育成を目指した環境による教育を推進する。</li> <li>■少人数による合同保育、特別な配慮を要する幼児への援助等、質の高い幼児教育を実践する。</li> <li>■幼保小連携推進委員会や合同研修会を通して、架け橋プログラムを意識した実践及び、スタートカリキュラムの更なる充実を図る。</li> <li>■地域に開かれた幼稚園として、未就園児親子が自由に遊べる日を拡充、安心した遊び場の提供していく。</li> <li>■集団性が確保できるよう、近隣の幼稚園や保育園、児童館等との連携を始められるように、教育委員会と子ども部が連携してバックアップしながら、対応していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■小学校との学びの連続性を意識し、幼児期に育みたい資質・能力の育成を目指した環境による教育を推進した。</li> <li>■各校におけるスタートカリキュラムの実施・充実を図った。</li> <li>■連携校との交流を通して、教諭同士が児童、幼児と関わり、発達について考える機会となった。</li> <li>■小学校への滑らかな接続につながるようアプローチカリキュラムを実践した。</li> <li>■幼保小連携推進委員会への私立幼稚園・保育園への参加を呼びかけ、研究会等において、地域の実態に応じた保育・教育を学ぶ機会を通して連携を強化する。</li> <li>■集団性の確保に向けて、市立幼稚園同士の連携事業を開始した。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保護者からの要望を踏まえ、未就園児が園で遊べる園開放の日を増やしたり、公立幼稚園の周知の強化を図るなどしている。</li> </ul>
9	⑨私立幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市内に10園が設置されており、1,500人以上の児童が在籍している。</li> <li>■保護者ニーズに対応し、夕刻までの預かり保育、送迎サービス、給食の提供などを実施する園が増えている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■預かり保育などの保育を補完する事業について継続し、多様なニーズに応えていく。</li> <li>■新制度に移行しない幼稚園については幼稚園の意向を踏まえながら、必要な支援を行っていく。</li> </ul>	保育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■預かり保育などの保育を補完する事業について継続し、多様なニーズに応えていく。</li> <li>■令和7年度から子ども・子育て支援新制度に移行について、希望している施設が1施設ある為、施設と連携し、手続きについて案内していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■私立幼稚園に対して各種補助事業の支援を実施した。</li> <li>■一時預かりへの支援を実施し、保育ニーズへの対応を行った。</li> <li>■子ども・子育て支援新制度である認定こども園化への移行など各種相談への対応を行った。</li> </ul>	A	-
10	⑩延長保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保育園の基本の開所時間は11時間だが、就労形態の多様化、長時間の通勤等に対応するため日野市内の保育園全園で1～2時間の延長保育を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■現在の事業を継続し、保護者のニーズに応えていく。</li> </ul>	保育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■公立・民間の全園で延長保育事業を引き続き実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■公立・民間の全園で延長保育事業を引き続き実施</li> <li>■年間実利用者数2041人</li> </ul>	A	-
11	⑪病児・病後児保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保護者が仕事や冠婚葬祭などの理由により、病氣中や病氣の回復期にある0歳から小学校3年生までの子どもで家庭での保育が困難な場合に、一時的に保育をする施設。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■病児・病後児保育室1か所、病児保育室1か所、病後児保育室1か所の合計3か所で行っている。</li> <li>■ニーズ等踏まえ方向性を検討する。</li> </ul>	保育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市内3か所で行っている(病児・病後児1、病児1、病後児1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市内3か所で行っている(病児・病後児1、病児1、病後児1)</li> <li>■年間延べ利用者数616人</li> </ul>	A	-

A：順調（計画どおり又は計画以上に進んでいる）  
 B：おおむね順調（計画どおりに進んでいるが、需要増などの課題がある）  
 C：順調ではない（計画や需要に対する課題が多い）  
 D：評価対象外（社会情勢の変化等の影響で事業が未実施）

No.	事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	担当課	令和6年度の取り組み	令和6年度の実績	令和6年度実績の評価	課題 ※評価がAの場合でも、課題があればご記入ください
12	⑫ファミリー・サポート・センター事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■手助けが必要な方（依頼会員）と手助けができる方（提供会員）を登録（無料）して組織化し、様々な援助活動で助け合う有償ボランティア活動。</li> <li>■主な活動：「保育援助」「妊産婦援助」「家事援助」「高齢者援助」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■事業のさらなる周知により市民の相互援助活動に関わる会員を増やすとともに、ニーズの多様化等に対応するため、提供会員の資質の向上と対応力強化に努める。</li> </ul>	子ども家庭支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>■引き続き、市民の相互援助活動として広く市民生活に浸透し身近な安心できる活動となるよう充実させる。</li> <li>■個人情報への配慮、安全対策や危機管理等を再確認し、事業を進める。</li> <li>■多様なニーズに添った対応をするため、提供会員の資質向上など、対応力の強化に努める。</li> <li>■心配な家庭を発見した場合は、速やかに子ども家庭支援センターに連絡し支援に繋げる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■延べ支援件数</li> <li>①育児援助:4,821件</li> <li>②妊産婦・家事・高齢者援助:3,334件</li> <li>■会員状況（令和6年3月31日時点）</li> <li>①育児援助 依頼会員:5,219名、提供会員:500名、両方会員:124名</li> <li>②妊産婦・家事・高齢者援助 依頼会員:6,245名、提供会員:670名、両方会員:202名</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>■会員数の減少 育児援助の依頼会員数が減少傾向であり、新規会員を増やすため、乳幼児健診通知への案内同封等の啓発活動を引き続き実施する。</li> </ul>
13	⑬トワイライトステイ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■家族の入院、残業等で保護者の帰宅が夜間にわたり、一時的に子どもの保育ができない場合に夕方から夜まで預かる事業。</li> <li>■事業概要 場所：多摩平の森ふれあい館2階 時間等：18時～22時 月～土 ※日曜・祝日・年末年始は未実施 対象：1歳～小学校6年生まで。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■この事業の利用の主な理由は保護者の就労や傷病等であり、共働き家庭の増加に伴い、夕方から夜にかけての一時預かりは今後も利用ニーズが見込まれる。現体制を維持、継続実施し、積極的に周知を行っていく。</li> </ul>	子ども家庭支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域子ども家庭支援センター多摩平はびはびで実施する子育て支援事業の周知を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■トワイライトステイ 延べ利用者数：223人</li> </ul>	A	-
14	⑭ショートステイ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■家庭における子どもの養育が様々な事情で困難となった場合に、宿泊を伴って一時的に子どもを預かる事業。</li> <li>■事業概要 対象：2歳～小学校6年生まで。 利用日数制限：1利用につき7日間まで。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもの養育が一時的に困難となり、宿泊を伴う一時預かりが必要な世帯は多く存在する。必要とする方が利用しやすい事業となるよう、利用者からの意見、要望を聞き取ると共に、積極的に周知も行っていく。</li> </ul>	子ども家庭支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>■引き続き、立川市と至誠学園立川と3者協定を結び利用していく。予約に関するルール等については実務者会議で共有していく。</li> <li>■虐待受理件数の増加に伴い、ショートステイ利用者も増加しているため、新たに養育協力家庭を活用し、事業を拡充する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ショートステイ 延べ利用者数：739人</li> <li>■養育協力家庭1家庭と委託契約を結び、事業を拡充した。</li> </ul>	A	-
15	⑮一時保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>■育児疲れ、通院、出産等の理由により、乳幼児を一時的・緊急的に預かる事業。</li> <li>■事業概要 対象児童：生後3か月～就学前まで。 利用時間：8時30分～17時まで 月～土 ※0歳児の受入れは施設による ※利用時間は施設により異なる ※一部超過保育あり ※祝日・年末年始は未実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■就労形態の多様化やリフレッシュ等により、一時保育の利用は、今後も多く見込まれる。0歳児専用の施設を含め、令和2年度からは市内9か所で開催する。今後も継続実施し、積極的に周知を行っていく。</li> </ul>	子ども家庭支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域子ども家庭支援センター多摩平はびはびで実施する子育て支援事業をより利用しやすい事業とする。</li> <li>■ほけつとなび、広報等を活用し、市民への周知に努める。</li> <li>■子ども部内で立ち上げた一時保育検討委員会で、子育て支援事業の空白地域での実施を公立保育園を含め検討。</li> <li>■予約の仕組みの見直しを検討する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■一時保育（延べ利用者数） 多摩平一時保育室：1,732人 上田せせらぎ保育園：113人 しせい太陽の子保育園：402人 至誠あずま保育園：1,296人 ほっかほか：75人 0歳児ステーションおむすび：341人 子どもの森あさかわ保育園：57人 よつぎ日野保育園：79人</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>■実施施設へのアクセスが悪い地域への対応</li> <li>■WEB予約を可能とするか（費用対効果を含め検討）</li> </ul>
16	⑯休日保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>■認可保育園の休園日である、日曜日・祝日等に就労などで保育が必要な家庭のための事業。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市内2か所で開催していく。</li> </ul>	保育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■引き続き市内2か所で開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市内2か所（しせい太陽の子保育園、ののほ保育園）で実施。</li> <li>■年間延べ利用者数 しせい太陽の子保育園 204人 ののほ保育園 92人</li> </ul>	A	-
17	⑰外国にルーツがある方への子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■業務で必要とする外国語版資料の翻訳の推進をする。</li> <li>■施設の表記を外国語で併記する。</li> <li>■相談窓口業務を強化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■外国人に必要とされる情報の検討を進める。施設内外の表記、児童館の利用案内、学童クラブの入会案内等の翻訳等検討と充実を図る。</li> </ul>	子育て課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■引き続き、市民に配布しているチラシや案内など、外国人に必要とされる情報の収集を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■既存の案内を活用しつつ、学童クラブの電子申請化により、インターネット環境の翻訳機能を活用することが可能となった。</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>■引き続き、外国の方に必要な情報が届くよう、ツールの活用なども含めた検討を行う。</li> </ul>

A：順調（計画どおり又は計画以上に進んでいる）  
 B：おおむね順調（計画どおりに進んでいるが、需要増などの課題がある）  
 C：順調ではない（計画や需要に対する課題が多い）  
 D：評価対象外（社会情勢の変化等の影響で事業が未実施）

No.	事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	担当課	令和6年度の取り組み	令和6年度の実績	令和6年度実績の評価	課題 ※評価がAの場合でも、課題があればご記入ください
18	⑱民間活力導入の推進(保育園・学童クラブ)	<p>■将来にわたり安定した保育サービスを提供し、多様化する保育ニーズに柔軟に対応するために市立保育園の民営化を推進する。(保育課)</p> <p>■学童クラブへの民間活力の導入 平成31年4月現在 2施設 (しんめい学童クラブ、七小学童クラブ)。 歳出増加の抑制と育成時間の拡大等を目的に令和元年度より導入開始(子育て課)</p>	<p>■民営化に伴う子どもや保護者への影響に配慮しながら進めていく。また、今後の就学前児童人口の推移等を踏まえ、保育需要に応じた定員枠の調整等を必要に応じて検討していく。(保育課)</p> <p>■学童クラブ入会児童数の増加や施設の老朽化に伴う育成環境の整備に向けた歳出増加の抑制を図ることや育成時間の拡大等、学童クラブ事業の充実を図るため、引き続き民間活力の導入を実施していく。きめ細かい引継ぎを実施するとともに、民間への移行後も日野市が責任をもって指導や助言、研修の機会を提供していく。(子育て課)</p>	保育課	<p>■引き続き、就学前児童人口及び保育需要等の推移を踏まえ、市立保育園のあり方を再検討の上、市立保育園の民営化方針又は定員枠の調整等を検討していく。</p>	<p>■就学前児童人口及び保育需要等の推移を踏まえ、子ども・子育て支援会議専門部会(保育園関係)にて市立保育園のあり方を検討した。これを前提として日野市子育て支援施設個別計画を策定し、その中で、みなみだいら保育園の民営化を決定した。</p>	A	■第一子無償化に伴い保育需要の増が見込まれる
				子育て課	<p>■引き続き、児童館長とエリアマネージャーが専門的見地から、委託した学童クラブの確認・助言し、一定の質を確保していく。</p> <p>■令和7年4月からの委託に向けて、さくら第一学童クラブ、ふたば学童クラブ、じゅんとく学童クラブ、夢が丘小学童クラブにおいて事業者選定を実施し、配置される支援員に対し引継ぎを進める。個々の子どもたちの様子も含め、令和7年1月から3月末まで受託事業者への引継ぎを行う。</p> <p>■児童館においては兄弟館での定期的なケース会議を開催し、学童クラブを含めた情報共有を行い、公民連携を密にしていく。</p>	<p>■エリアマネージャーを中心に、専門的見地から、委託した学童クラブの確認・助言し、一定の質を確保した。</p> <p>■令和7年4月からの運営委託に向けて、さくら第一学童クラブ、ふたば学童クラブ、じゅんとく学童クラブ、夢が丘小学童クラブにおいて事業者選定を実施し、配置される支援員に対し引継ぎを進め、個々の子どもたちの様子も含め、令和7年1月から3月末まで受託事業者への引継ぎを行った。</p>	A	-
<b>(2) 保育の質の向上</b>								
19	①第三者評価の実施	<p>■事業者のサービスの質の向上と、利用者のサービス選択の参考とするため、公正・中立的な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場からサービスの質を評価するもの。</p> <p>■原則として3年に1回以上評価を行うことが求められている。</p> <p>■継続して実施することで、事業所の最新の情報を利用者へ提供することや、絶えずサービスの質の向上を図っていくことができる。</p>	<p>■民間保育園等においては、福祉サービス第三者評価の定期的な受審が定着の傾向にあるため、引き続き実施し、保育の質を向上させるよう求めていく。</p>	保育課	<p>■民間保育園等に、定期的な受審により保育の質を向上させるよう求めるとともに、受審に係る費用について補助を行う。</p> <p>■市立保育園については、「保育・子育て推進委員会」において取組内容を実施・検証・評価を行う。また、第三者評価の受診を3園ずつ行う。</p>	<p>■民間保育園等に、定期的な受審により保育の質を向上させるよう求めるとともに、受審に係る費用について補助を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認可保育園は都補助制度により受審を推奨。</li> <li>・認証保育所は市補助制度により4園受審。</li> <li>・認可外保育施設は受審園がなかった。</li> </ul> <p>■市独自で実施する小規模保育事業に関する第三者評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1園が受審し、市補助を行った。</li> <li>・市立保育園</li> <li>・3園が受審。</li> </ul>	A	-
20	②保育園の機能の充実	<p>■日野市全体の保育園の機能を地域で活用するために、園庭や行事を地域に開放、また、講座や体験保育、保育園児以外の育児相談等の地域における子育て支援も重視していく。</p>	<p>■各保育園が特色ある活動を通して保育の充実を図ると共に食育・自然観察、身体づくり、日本伝統・伝承遊びなどに取り組み、地域の子育て支援事業を行っていく。</p>	保育課	<p>■保育園で培ったノウハウや保育園の施設、雰囲気を感じ取ってもらい、地域の子育て支援につなげていく取り組みを行う。地域の乳幼児親子のために、遊具や絵本などの充実、施設・園庭の開放を積極的に実施していく。</p>	<p>■随時保育園見学の受け入れを実施。</p> <p>■運動会等で園庭を地域に開放。</p> <p>■子ども家庭支援センターなどで講座を実施。</p>	A	-
21	③保育士の研修・交流等	<p>■保育士の研修については、市主催の全体研修、東京都主催研修、保育園内研修及び外部研修受講などを行っている。</p> <p>■全体研修は公立保育園・民間保育園・認証保育所の職員を対象としており交流を図っている。</p>	<p>■民間保育園と公立保育園の交流事業を通じて「子育てしたいまち、しやすいまち日野」を目指す。</p> <p>■保育の向上を図るために、研修、子ども・職員の相互交流、地域のネットワークづくりの3本を柱に事業を進める。</p>	保育課	<p>■引き続き、保育の向上を図るために、①研修②子ども・職員の相互交流③地域のネットワークづくりの3つの事業を実施する。</p>	<p>■①研修：対象は公民保育園職員                  ②「発達障害を持つ子どもたちへのアプローチの仕方」(5/18)                  ③「運動あそび」(5/30)                  ④「乳幼児の食事指導」(10/24実施)                  ※②③④共に11月インターネットでも配信                  ②相互交流：職員の相互交流10回                  ③地域のネットワークづくり：「保育フェア」9/8～9/10実施                  ④公民交流保育園職員研修会「安全管理を高めよう」：11/6</p>	A	-

A：順調（計画どおり又は計画以上に進んでいる）  
 B：おおむね順調（計画どおりに進んでいるが、需要増などの課題がある）  
 C：順調ではない（計画や需要に対する課題が多い）  
 D：評価対象外（社会情勢の変化等の影響で事業が未実施）

No.	事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	担当課	令和6年度の取り組み	令和6年度の実績	令和6年度実績の評価	課題 ※評価がAの場合でも、課題があればご記入ください
22	④児童館と学童クラブ職員研修・交流等	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童館の職員（児童厚生員）、学童クラブの職員（放課後児童支援員）の研修は、市主催の独自研修、東京都主催等の外部研修、施設間研修などを体系的に行っている。</li> <li>独自研修は公設公営・公設民営の児童館、学童クラブの職員を対象としており交流を図っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都児童館等職員研修（基礎研修・中堅テーマ別研修・リーダー研修）に参加し、経験年数に応じた児童厚生員としてのスキルを取得する。</li> <li>児童館の分室である学童クラブの質を維持・向上させるため、サポート体制を強化するとともに、学童クラブ事業を支援するためのスキルアップ研修を児童館職員に実施する。</li> <li>学童クラブの業務遂行における基本的な考え方や心得、必要最低限の知識・技能を習得することを目的に、引き続き東京都放課後児童支援員認定資格研修を受講する。</li> </ul>	子育て課	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都児童館等職員研修（基礎研修・中堅テーマ別研修・リーダー研修）に参加し、経験年数に応じた児童厚生員としてのスキルを取得する。</li> <li>児童館の分室である学童クラブの質を維持・向上させるため、サポート体制を強化するとともに、学童クラブ事業を支援するためのスキルアップ研修を児童館職員に実施する。</li> <li>学童クラブの業務遂行における基本的な考え方や心得、必要最低限の知識・技能を習得することを目的に、引き続き東京都放課後児童支援員認定資格研修を受講する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都児童館等職員研修の5名を派遣。その他、地域子育て支援研修、資質向上研修等に職員を派遣した。</li> <li>放課後児童支援員認定資格研修は未受講者を派遣。</li> </ul>	A	-
23	⑤巡回指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども・子育て支援法に基づき、市内の特定教育・保育施設等の運営状況等について、助言、指導することで日野市全体の保育の質の向上を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内の特定・教育保育施設等に適正な運営を行ってもらうため、施設を巡回しながら助言、指導し、日野市全体の保育の質の向上を図る。</li> </ul>	保育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども・子育て支援法に基づく指導監査の実施。</li> <li>定期的に実地指導を巡回する体制の構築に向けた検討</li> <li>保育の質を向上させる指針策定に向けた検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども・子育て支援法に基づく指導監査について、感染症の状況を考慮しながら全て実地で行い、助言、指導等を行ったことで、市内民間保育施設の質の向上を図った。</li> <li>訪問指導…28園、実地指導…1園</li> <li>監査…0園、集団指導…1回</li> <li>実地指導を定期的に巡回するための体制構築に向けた検討を行った。</li> <li>保育の質を向上させるための保育の質ガイドライン策定委員会を実施。10回の委員会を開催し、日野市保育手帖—日野市保育の質ガイドライン—の発行、市内保育施設全職員への配布、運用開始（令和6年3月）</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導監査担当職員が他業務と兼務している状況は他自治体と比して少数派であること。</li> <li>指導監査の本来である会計の確認が未だ実施できていないこと。</li> <li>今後、誰でも通園制度の指導監査も求められるが、体制として限界があること</li> <li>不適切保育が発生した場合に、迅速な対応が難しい体制になっていること</li> </ul>
<b>(3) 地域の子育て支援拠点の強化</b>								
24	①地域子ども家庭支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>多摩平、万願寺の2カ所の地域子ども家庭支援センターとして、地域の子育て拠点及び子育てひろばの運営、相談事業、各種子育て啓発事業、地域の子育てサークルの支援を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内21カ所の子育てひろばの基幹的役割を担っていく。それぞれの地域の子育てひろばの見本となるような子育てひろば事業、相談事業、子育て啓発事業を積極的に実施していく。</li> <li>解決困難な相談、専門的な知識を必要とする相談は、子ども家庭支援センター（高幡本部）との連携を図り、個別対応につなげていく。</li> <li>地域における保護者の自主的な子育てサークル等の組織づくりの支援を積極的に行っていく。</li> </ul>	子ども家庭支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域子ども家庭支援センターの基幹的役割を認識し、効果的なサービスを提供する。</li> <li>①子育てひろば 来所者のニーズにあった啓発講座等の企画を継続する。</li> <li>②相談事業 相談者にしっかりと寄り添い、受け止めるとともに児童虐待等の疑いがある場合は、子ども家庭支援センター高幡本部に繋ぎ、連携した支援を行う。</li> <li>③子育てサークル活動 地域支援ワーカーによる直接的な訪問支援でサークル活動の活性化を図る。活動が困難になっているサークルへの支援方法を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域子ども家庭支援センターの基幹的役割の発揮</li> <li>①啓発講座 《単独》実施回数：1874回 参加者数：3832組 《保育園等の協力》 実施回数：28回 参加者数：280組 《支援グループ等市民と共催》 実施回数：14回 参加者数：109組</li> <li>②相談事業 受理件数：7203件</li> <li>③子育てサークル 登録団体：6団体 訪問件数：59回</li> <li>④子育て支援グループ 登録団体：8団体</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に乳幼児の多い地域では子育てひろばの需要は高い。</li> <li>父親の来所が増加しており、父親向け企画をさらに充実させていく必要がある。</li> <li>子育てサークルの活動継続への課題が大きくなっている中、よりきめ細かい活動支援が求められる。</li> </ul>
25	②子育てひろば	<ul style="list-style-type: none"> <li>乳幼児と保護者が気軽に集い、語り合い、交流できる場を提供し、地域で子育てを支えあう関係づくりと相談体制を充実させ、親子が安全に安心して過ごせる場を提供する事業。</li> <li>地域の子育て支援拠点施設として、市内に21カ所設置。（平成31年4月現在）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の親子の居場所として、子育て相談や仲間づくりができる場として、運営の質的向上を図っていく。</li> </ul>	子ども家庭支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもなんでも相談と子育てひろばとの連携体制を構築する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用しやすく、安心できる親子の居場所とするため、職員交流を含めた研修会を実施（子育てひろば間およびなんでも相談職員を含む）</li> <li>子ども家庭支援センターの心理士による、職員を対象にした巡回相談を実施。</li> </ul>	A	-

令和7年度日野市子ども・子育て支援会議 資料2

新！ひのっ子すくすくプラン 第2期 (第4章162事業) 令和6年度の実績・評価・課題

A：順調（計画どおり又は計画以上に進んでいる）  
 B：おおむね順調（計画どおりに進んでいるが、需要増などの課題がある）  
 C：順調ではない（計画や需要に対する課題が多い）  
 D：評価対象外（社会情勢の変化等の影響で事業が未実施）

No.	事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	担当課	令和6年度の取り組み	令和6年度の実績	令和6年度実績の評価	課題 ※評価がAの場合でも、課題があればご記入ください
26	③児童館	<p>■地域の子どもたち（0歳から18歳未満）の遊びや活動の援助と、地域の子育て支援、子どもたちの健全な育成を図ることを目的とした施設。</p> <p>■子ども達にとって身近で安心安全な居場所、遊び場であると共に、親など保護者の子育てに関する不安の解消や子育て力向上を目的とする事業を実施するなど、地域の子育て・子育て支援の活動拠点である。</p> <p>※平成31年4月現在                  ①施設数 基幹型3館、地域型7館（内指定管理2館、運営業務委託1館）合計10館                  ②開館日 月曜日から土曜日（日曜、祝日、年末年始は休館）                  ※たまだいら児童館ふれっしゅ、みなみだいら児童館ぶらねっとは火曜日から日曜日（月曜、祝日、年末年始は休館）                  ③開館時間 9時30分～18時                  ※たまだいら児童館ふれっしゅ、みなみだいら児童館ぶらねっとは9時30分～19時                  ④利用対象者 市内の18歳未満の児童、及びその保護者</p>	<p>■児童館ガイドライン（平成30年10月改訂）に基づき、新しい児童館構想を策定。拠点性、多機能性、地域性を3本柱として、各種運営、事業の展開等を図る。</p> <p>■学童クラブ、ひのっちとともに、小学生の放課後を支援していく。</p> <p>■子どもや子育て支援に関する幅広い情報を集約し、分かりやすい情報発信を行う。</p> <p>■関連諸機関との連携・役割分担し、子育て家庭に対する相談・援助等を行い子育て支援の充実を進める。</p> <p>■切れ目のない地域の子育て支援の拠点としてとらえ、妊婦の利用など幅広い保護者の子育て支援を進める。</p> <p>■基幹型児童館は、地域の子育て・子育て支援の中核を担う総合施設として位置づけ、公・民間問わず全体の児童館と学童クラブの質の向上を目指し調整・支援等を行う。</p> <p>■第5次行財政改革大綱や各種計画を踏まえて事業を進め、より身近な児童館として、子育て支援を充実させる。</p>	子育て課	<p>■新しい児童館構想を策定及び完成を図る。</p> <p>■学童クラブ、ひのっちとともに、小学生の放課後を支援していく。</p> <p>■子どもや子育て支援に関する幅広い情報を集約し、分かりやすい情報発信を行う。</p> <p>■関連諸機関との連携・役割分担し、子育て家庭に対する相談・援助等を行い子育て支援の充実を進める。</p> <p>■切れ目のない地域の子育て支援の拠点としてとらえ、妊婦の利用など幅広い保護者の子育て支援を進める。</p> <p>■基幹型児童館は、地域の子育て・子育て支援の中核を担う総合施設として位置づけ、公・民間問わず全体の児童館と学童クラブの質の向上を目指し調整・支援等を行う。</p> <p>■第5次行財政改革大綱や各種計画を踏まえて事業を進め、より身近な児童館として、子育て支援を充実させる。</p>	<p>■令和7年3月に「子どもまんなか大作戦!!」を策定。令和7年度から令和11年度までの具体的な実施内容を定める。</p> <p>■基幹型児童館に配置したエリアマネージャーを中心に、特に民間活力導入直後の学童クラブの支援を実施。並行して公設公営・民営ともに学童クラブの育成のサポート等を行い、子育て支援の充実を進めた。</p> <p>■専門的見地を持った職員が地域に向き子どもの自己表現ができる場として移動児童館事業を実施。基幹型児童館と地域型児童館と連携することにより限られた人数で移動児童館を行い遊び場の提供ができた。</p>	A	<p>■子どもを主体と考えながら、これまでの枠に捕らわれない自由な発想のもと、学童クラブや放課後子ども教室との連携を図りつつ、各児童館の施設の特徴や利用者のニーズに合わせた事業展開を実施していくことが求められている。</p>
27	④放課後子ども教室「ひのっち」	<p>■地域の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを提供していくことを目的として、放課後の子どもたちの安全で安心な居場所を提供する事業。</p> <p>■放課後、学校内の教室・校庭・体育館などに安全管理員（ひのっちパートナー）を配置し、安全な遊び場環境を提供する。さらに、学習アドバイザーによる学習プログラムを行っている。</p> <p>■地域の人材であるひのっちパートナー、学習アドバイザーの協力を得ながら、子どもたちの「仲間づくり」の場として、また、地域の高齢者と子育て世代が関わり、「三世代で取り組む子育て」「人と人が支えあう輪づくり」の場となっている。</p>	<p>■受付教室と他の特別教室を借用し、放課後の子どもの居場所として、学校との連携を図る。</p> <p>■地域の方々の協力により成り立つ事業であることを保護者に理解してもらう。</p> <p>■地域の方々の協力を得やすくするための短時間ボランティア制度であるアシストパートナー制度の検討をする。</p>	子育て課	<p>■引き続き安定した運営に取り組む</p>	<p>■「ひのっち」として安定的な教室運営ができた。</p> <p>■全ての教室にトランシーバーを配置し、緊急時の連絡体制を整えた。</p>	A	<p>■35人学級や児童数の増加等により、実施場所の確保が難しくなっている。</p> <p>■高齢や家庭環境の変化等の理由で退任するパートナーも増え、見守りに十分な人員の確保が困難なケースが生じてきている</p>
28	⑤駅前ミニ子育て応援施設「モグモグ」	<p>■市民ワーキンググループによるカフェ方式の子育てひろばの提案を市が具体化した事業で、学童クラブ終了後の夜間の児童育成を加えて平成19年度から行っている。</p> <p>■子育て広場事業                  ①内容：飲食物を有料で提供し各種イベントを実施する等、乳幼児とその保護者が気軽に集える子育てカフェの運営を行っている。</p> <p>②開設日 月～金、第3土曜日                  ③開設時間 10時～16時                  ランチタイム 11時30分～13時                  ■夜間の児童育成事業                  ①内容：通常の学童クラブ終了後、児童育成を行うことで、共働き家庭に安心・安全な子どもの居場所を提供する。夕食も提供し、食生活のリズムの確立、食育へのきっかけ作りとなっている。</p> <p>②開設日 月～金（祝祭日を除く）                  ③開設時間 17時45分～21時</p>	<p>■昼間の子育てカフェは、手軽に軽食等を楽しみながら乳幼児親子がくつろげる子育てひろばであり、子育て中の母親を孤立させないよう乳幼児親子が集える場、子育ての悩みを相談できる場として、今後も運営を継続する。</p> <p>■夜間の児童育成は、利用状況により事業の見直しを検討する。</p>	子育て課	<p>■子育てカフェは地域における子育て・子育て支援の拠点として、地域の様々な機会を捉え、PRなど地道な努力を続ける。また一方で、数字だけでなく、在宅育児世帯にとって真に必要なサービスがどのようなものなのか把握に努める。そのためにも、地域とのつながりを深める活動を続ける。</p>	<p>■子育てカフェ                  開設日数：232日                  延べ来場者数：7,381人                  （前年度6,108人）</p> <p>子育て支援に関する相談、援助の役割を果たすため、気軽に相談できる雰囲気作りに努めた。大人も子どもも主体的に参加できるワークショップや講習会なども開催した。利用者や地域とのつながりを大切にした事業運営ができた。</p>	A	-
29	⑥スーパーひのっち「なつひの」全校実施	<p>■小学生の放課後の居場所としての「ひのっち」を夏季休業中における一定期間スーパーひのっち「なつひの」として実施。</p> <p>■平成27年度より、4校で試行、令和元年度現在12校で実施。</p>	<p>■毎年2～3校拡充し、令和3年度17校（全校）実施を目指す。</p> <p>■猛暑の期間に協力できるパートナーの獲得に努力する。</p> <p>■猛暑の期間であり、外遊びが難しいので、遊びや学びのプログラムを検討する。</p>	子育て課	<p>■R5に続き「なつひの」を市内全小学校17校で実施する。</p>	<p>■市内全校で「なつひの」を実施できた。</p>	A	<p>■通常の「ひのっち」とは異なり1日を通して実施のためパートナーの負担が大きく、人員配置に苦慮している</p> <p>■猛暑による外遊びの禁止や、体育館の冷房が未設置の学校もあるなど、子ども達の一日の過ごし方に工夫が必要</p>
30	⑦児童館の開所時間拡大	<p>■開館日 月曜日から土曜日（日曜、祝日、年末年始は休館）                  ※たまだいら児童館ふれっしゅ、みなみだいら児童館ぶらねっとは、火曜日から日曜日（月曜、祝日、年末年始は休館）</p> <p>■開館時間 9時30分～18時                  ※たまだいら児童館ふれっしゅ、みなみだいら児童館ぶらねっとは、9時30分～19時                  ※しんめい児童館は、学校の三季休業期間（春休み、夏休み、冬休み）、8時30分から開館</p>	<p>■共働き世帯や中高生世代等にも、これまで以上に利用しやすい児童館を目指し、開館日や開館時間について検討していく。</p>	子育て課	<p>■引き続き、三季休業期間は、しんめい児童館は朝8時30分開館を実施していく。</p> <p>■市内全児童館においてランドセル来館等を実施するなど、児童の居場所を確保する。</p> <p>■中高生世代の対応として、たまだいら児童館、みなみだいら児童館において、午後7時までの開館を継続する。</p>	<p>■中高生世代の対応として、たまだいら児童館、みなみだいら児童館において、午後7時までの開館を継続。</p> <p>■三季休業期間は、しんめい児童館は朝8時30分開館を継続。</p> <p>■市内全児童館においてランドセル来館等を実施し、児童の居場所を確保した。</p>	B	<p>■令和8年度からのまんがんじ児童館のセンター館化に合わせ、中高生対応館として、午後7時までの開館時間とする予定。</p>

A：順調（計画どおり又は計画以上に進んでいる）  
 B：おおむね順調（計画どおりに進んでいるが、需要増などの課題がある）  
 C：順調ではない（計画や需要に対する課題が多い）  
 D：評価対象外（社会情勢の変化等の影響で事業が未実施）

No.	事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	担当課	令和6年度の取り組み	令和6年度の実績	令和6年度実績の評価	課題 ※評価がAの場合でも、課題があればご記入ください
31	⑥運営協議会の実施 (児童館)	■児童館活動の充実を図るため、民生委員、主任児童委員等の地域組織の代表者他、学識経験者、学校教職員、子どもや保護者等を構成員とする協議会を設置し、積極的に情報提供を行い、その意見を聞き児童館運営に生かしていく。	■運営協議会の実施に向け、構成員や回数及び内容について、各児童館が検討を開始する。 ■実施が可能な児童館から運営協議会を開催し、方法や内容等について、他の児童館に情報提供し、すべての児童館での開催を目指す。	子育て課	■引き続き、児童館活動の充実を図るため、年2回程度の協議会をすべての児童館で開催していく。 ■民生委員、主任児童委員等の地域組織の代表者他、学識経験者、学校教職員、子どもや保護者等、地域の方々や関係機関との連携を図るとともに、情報提供のみならず、メンバーからのご意見を児童館活動に活かせるよう、積極的な議論の場として協議会を活用していく。	■児童館活動の充実を図るため、年2回の協議会をすべての児童館で開催した。 ■民生委員、主任児童委員等の地域組織の代表者他、学識経験者、学校教職員、子どもや保護者等、地域の方々との連携を図った。メンバーからの意見を反映させた事業展開を実施した。	B	■協議会等を行う中で、子どもの声をどう反映していくのか、引き続き方策の検討が必要
32	⑨学童クラブの育成時間の延長・拡大	■育成日 月曜日から土曜日まで（日曜・祝日・年末年始は閉所） 平成27年度より、通年コースと三季休業コースの選択制を実施。 ■通常育成時間（令和元年度現在） 公設公営・公設民営 【学校のある日】下校時から17時45分 【土曜日】8時30分から17時45分 【学校休業日】8時00分から17時45分 ■延長育成時間（令和元年度現在） 公設公営 【学校のある日】17時45分から18時30分 【土曜日】なし 【学校休業日】17時45分から18時30分 公設民営 【学校のある日】17時45分から19時 【土曜日】17時45分から19時 【学校休業日】17時45分から19時	■東京都内の他市の実施状況や保護者ニーズを踏まえ、引き続き午後7時までの延長育成を民間活力の導入（運営委託）に取り組む中で進めていく。 ■同じ学校の敷地内で複数の施設がある場合は、財政面や延長育成のニーズ量から、一方の施設に民間活力の導入を図り育成時間を拡大し、子育て支援の充実を図っていく。	子育て課	■東京都内の他市の実施状況や保護者ニーズを踏まえ、引き続き午後7時までの延長育成を民間活力の導入（運営委託）に取り組む中で進めていく。 ■同じ学校の敷地内で複数の施設がある場合は、財政面や延長育成のニーズ量から、一方の施設に民間活力の導入を図り育成時間を拡大し、子育て支援の充実を図っていく。	■令和6年度は、あさひがおか学童クラブ、三沢学童クラブにおいて、民間活力の導入により平日の午後7時までの延長育成の実施と、土曜日、学校休業期間における午前8時の開所から午後7時までの延長育成を実施した。 ■令和7年度において、さくら第一学童クラブ、ふたば学童クラブ、じゅんとく学童クラブ、夢が丘小学学童クラブに民間活力を導入するため、委託事業者選定委員会を実施し、委託事業者を決定した。	A	■学童クラブの育成にあたっては、保護者だけではなく児童の意見を反映できるよう、その育成内容に関して聞き取りを行う等の対応をしている。

方針2) 子育てを励ます人と場づくり

(1) 市民による子育て支援の輪づくり

33	①市民参加での居場所づくり	■市民の参加による「子育てパートナー事業」は、万願寺交流センターや南平駅西交流センター（出張ひろば）等様々なかたちでの居場所づくりを行っている。 ■NPO法人が「なかだの森であそぼう」を開催し、幼児の親子から中高生まで自然にふれあい、ストレス解消等の居場所づくりを行っている。 ■子どもの居場所づくり、遊びを通じた育ちと体験の場づくりとして「共に生き互いに育てあうまちの実現」に向け、様々な機関や人材と連携・協力をする	■市民が、子育て支援に積極的に関わられるよう人材の育成、確保を行い、居場所づくりを継続していく。 ■子どもを中心に捉え、市民・地域・まち全体が活性化するための拠点づくりの支援を行う。	子ども家庭支援センター	■市民が、子育て支援に積極的に関わられるよう人材の育成、確保を行い、居場所づくりを継続していく。 ■子どもを中心に捉え、市民・地域・まち全体が活性化するための拠点づくりの支援を行う。	■養成講座：7回開催 ■子育てひろば利用者 《万願寺》：6,764名 《南平》：832名 《豊田》：1,462名	A	-
				子育て課	■中田の森蚕糸公園を活用していく。	■中田の森蚕糸公園の活用 「なかだの森であそぼう！」 開催：開催：67回 参加者：延べ5,565人 ■集会室1-3の活用 登録団体数：2団体	B	■1-3については、学童クラブの利用と調整が必要。
34	②子育てサークルへの支援	■子どもとその保護者が定期的集まって、一緒に遊びながら友達づくりをしたり、情報交換をしたり、悩みを相談しながら「子育てを共にしていこう」とする地域の自主的な子育てサークル活動を支援していく事業。	■子育てサークルや子育て支援グループの活動を継続的に支援していく中で、情報交換の場や交流の場を設定していく。 ■子育てサークルが必要と思われる地域に子育てサークル立上げの支援を行っている。	子ども家庭支援センター	■子育てサークルや子育て支援グループの活動を継続的に支援していく中で、情報交換の場や交流の場を設定していく。 ■地域別、月別別の乳幼児親子事業を開始し、効果を検証する。	■子育てサークル 登録団体：6団体 訪問件数：59回 ■子育て支援グループ 登録団体：8団体	B	■保育園等への入園時期が早まる中、子育てサークルの活動が縮小傾向にある。サークル支援以外の地域での子育て支援の在り方について、効果的な方法を探る必要がある。

A：順調（計画どおり又は計画以上に進んでいる）  
 B：おおむね順調（計画どおりに進んでいるが、需要増などの課題がある）  
 C：順調ではない（計画や需要に対する課題が多い）  
 D：評価対象外（社会情勢の変化等の影響で事業が未実施）

No.	事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	担当課	令和6年度の取り組み	令和6年度の実績	令和6年度実績の評価	課題 ※評価がAの場合でも、課題があればご記入ください
35	③地域における子育て人材育成	■子育て支援者や協力者の人材育成と市内子育て関連施設でのボランティア活動等の人材育成のため、子育て支援者の養成講座を実施する。 ■子育てパートナー数42名 ※平成31年3月現在	■子育て支援者養成講座の継続と充実が、市内の子育て支援に係る人材の量と質の確保や子育てひろば等でのボランティア活動の登用につながるよう進めていく。	子ども家庭支援センター	■子育て支援に関われるよう、人材の養成、確保のための養成講座の開催を継続して実施。 ■講座を周知する。 ■ファミリー・アテンダント事業の安定的な運営。	■養成講座 7回開催 ■ファミリー・アテンダント事業 利用世帯数 31世帯 訪問件数 109回	A	-
(2) 子育て相談・支援の充実								
36	①乳幼児健康相談事業	■「育児全般に関する気がかり」や「子育てをめぐる母親自身の不安や悩み」を抱えながら育児をしている保護者に対して相談支援を行い、適切な方法で保護者自身や家族の健康の維持・増進につなげていく。	■育児中の保護者を対象としているが、妊婦が産院以外で気軽に相談できる場が少ないため、今後妊婦にも対象を広げるとともに、子育て中の者同士や子育て経験者との顔の見えるつながりの場ともなるため、今後も継続していく。	子ども家庭支援センター	■会場数、実施回数はずらず実施 ■児童館職員が事業自体により関わりが持て、結果として保護者も児童館を身近な相談場と利用できるよう子育て課と連携し取り組む ■AITEC（予約システム）からの予約開始	■10会場 ■来所者272人（内訳：乳幼児272人・妊婦0人）	B	■妊婦の利用がないため、より事業の目的に沿った運営ができるよう利用の周知が必要。 ■実施か所によって相談人数に格差があるため今後方向性の検討が必要。
37	②乳幼児歯科相談事業など	■日野市歯科医会の協力のもと、乳幼児歯科相談、1歳6カ月児歯科健康診査、3歳児歯科健康診査等を実施。 ■私立の幼稚園・保育園の保護者や職員を対象に歯科医師によるむし歯予防講習会を実施。	■健診時の判断により、個別の対応が望ましい児童に対しては、個別相談等にて支援を行う。 ■乳幼児のむし歯予防のため、地域の幼稚園、保育園、子ども家庭支援センター等の関係機関との連携をより強化する。	健康課	■乳幼児歯科相談の個別指導にて、口腔内での歯磨き指導を実施した。 ■乳幼児健診にて来所者に乳幼児歯科相談の事業周知を行った。 ■乳幼児歯科相談の対象年齢の見直しを検討した。	■むし歯のある子どもは、1歳6か月児健診で9名、3歳児健診で55名おり、歯科受診を支援した。 ■幼児むし歯予防講習会を16園829名に対して実施し、歯磨きの方法と重要性について伝えた。	A	-
38	③相談支援事業	■日野市発達・教育支援センター（エール）にて、0歳から18歳までの、発達面、行動面、学校生活面において支援を必要とする子ども、子どもの育ちについて不安のある保護者、関係機関からの相談を実施。一般相談、発達相談、教育相談、就学入級転学相談、医療相談等を実施。	■0歳から18歳まで、切れ目のない相談支援体制を確立していく。	発達・教育支援課	■部門別会議を開催し、エール全体での情報共有に努める。 ■専門職間の事例検討を実施。 ■初回相談から心理相談等への対応をスピーディに対応できる仕組みを引続き検討する。	■SV等の機会を活用し、専門職間の事例検討を実施した。 子ども包括支援センター「みらいく」での出張相談を開始したほか、心理士を増員し、待機期間短縮を図った。	A	■相談の進行管理について引き続き検討が必要。
39	④子どもと家庭の総合相談	■子ども家庭支援センターにて、子どもと家庭に関する相談を受け、児童虐待、障害、非行、育成等様々な相談を受けている。 ■個人だけでなく、学校、保育園、幼稚園等の子育て関連機関からの相談も受け、個別対応をする中で、必要に応じて要保護児童対策地域協議会のネットワークを生かした対応を行い、子ども家庭支援ワーカーが調整役として対応をしていく。	■子育て相談が増え続けている中、妊産婦、0歳から18歳までの子どもと家庭の問題に関する総合相談窓口としての機能を充実させていく。 ■個人だけでなく、他の子育て関連機関で解決困難な相談にも積極的に対応していく。困難なケースについては、要保護児童対策地域協議会の枠組みの中で、子ども家庭支援ワーカーが、各関連機関と連携し、関係機関間の調整役としての機能を強化していく。 ■児童虐待相談及び心理相談等専門的な相談の対応も強化していく。	子ども家庭支援センター	■引き続き、27年度からのチーム制をリーダーを中心としたより機能的な形態にすることで、増え続けている相談への対応力を強化し、子どもと家庭の問題に関する総合相談窓口としての機能を充実させていく。 ■子育てに関わる他機関からの相談においても、要保護児童対策地域協議会の枠組みの中で、子ども家庭支援ワーカーが各関連機関と連携し、関係機関間の調整役としての中心的機能を果たしていく。 ■困難ケースや重篤な虐待については、八王子児童相談所との連携を密にして対応していく。	■令和6年度児童虐待受案件数 合計 1,072件 (内訳) 身体的虐待 518件 心理的虐待 410件 ネグレクト 132件 性的虐待 410件	A	-
40	⑤育児支援家庭訪問事業	■養育に不安を抱え、特別な支援が必要な家庭に「育児技術訪問指導員」または「育児家事訪問支援員」を派遣し、子育ての孤立化を緩和し、子育てに自信を持ち、要支援家庭が安定した児童の養育を行えるよう支援していく。	■訪問支援について、さらなる充実を図っていく。また、潜在的に支援を必要としている家庭について把握し、支援の漏れがないようすくいあげ体制づくりを進めていく。	子ども家庭支援センター	■令和3年4月より組織改正で子ども家庭支援センターになった母子保健係を始め各関係機関と連携を深めて要支援家庭を把握し、支援を実施し虐待防止に努める。	■育児技術訪問指導員 延べ訪問日数64日 延べ訪問時間64時間 ■家事育児支援ヘルパー 延べ訪問日数46日 延べ訪問時間61時間	A	-

A：順調（計画どおり又は計画以上に進んでいる）  
 B：おおむね順調（計画どおりに進んでいるが、需要増などの課題がある）  
 C：順調ではない（計画や需要に対する課題が多い）  
 D：評価対象外（社会情勢の変化等の影響で事業が未実施）

No.	事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	担当課	令和6年度の取り組み	令和6年度の実績	令和6年度実績の評価	課題 ※評価がAの場合でも、課題があればご記入ください
41	⑥利用者支援事業	<p>■保健師等の専門職がすべての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて関係機関と協力して支援プランを策定することにより、妊産婦等に対しきめ細かい支援を実施する。(母子保健型)</p> <p>■子ども及びその保護者が様々な子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用等ができるよう、身近な場所で情報提供や相談、援助を行う事業。平成30年度から保育課窓口と保育コンシェルジュ3人を配置し、保育所入所相談等を行っている。(特定型)</p>	<p>■保健師等の専門職が、妊娠から出産、子育てにわたるまでの母子保健や育児に関する様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握することで、切れ目のない支援体制を構築する。(健康課)</p> <p>■多様化する保育ニーズに応じて、相談者に分かりやすい情報提供等を行っていく。(保育課)</p>	子ども家庭支援センター	<p>■こども家庭センター型として、引き続き児童福祉部門と母子保健部門を統括支援員の指揮のもと、一体の組織体制で運営する。</p> <p>■全ての妊婦等の状況を把握し、適切な情報提供を行い、妊娠・出産・子育てに関する不安軽減を図る。</p> <p>■支援を要する妊婦に対して、支援プランを作成し、継続的な支援を実施する。支援プランは必要に応じて見直しを行い更新していく。</p> <p>■サポートプランを用いた支援の実行と課題抽出</p>	<p>■妊婦把握数：1,248人</p> <p>■妊婦面接率 99.7%</p> <p>未面接3件(転出・体調不良の理由)</p> <p>■支援プラン作成数：292件</p> <p>ほけつとなびの予約システムによる妊婦面接の予約制実施。事前に妊婦の情報を確認したうえで面接ができた。また、事前予約した妊婦は待ち時間なく面接できた。</p>	A	妊婦面接後にアンケートを実施。
				保育課	<p>■多様化する保育ニーズに応じて、相談業務や相談者に分かりやすい情報提供等を行っていく。</p> <p>保育課窓口に来庁することが難しい保護者向けに出張相談実施予定</p>	<p>【特定型】</p> <p>■保育園入園に関する専門的な知識を習得し、市内・近隣市の保育園情報や子育て関連施設の情報を集積し、適切な情報提供、相談業務に応じた。</p> <p>■人員：4人体制(交代勤務。元公立保育園長1人+会計年度任用職員3人)</p> <p>■勤務時間：月～金曜日、8:30～17:15</p> <p>■内容：保育園利用相談等</p> <p>■相談件数：窓口4,687件、電話5,547件</p> <p>■出張相談の実施(6回)</p>	A	-

方針3) ゆとりをもって子育てするための環境づくり

(1) 子育て世帯への経済的支援

42	①児童手当	<p>■中学校終了前(15歳到達後最初の年度末)までの児童を養育している父母等の主たる生計者に児童手当を支給。</p> <p>■児童1人につき、所得制限限度額未満の者の支給月額3歳未満15,000円、3歳以上小学校修了前(第1子、第2子)10,000円、3歳以上小学校修了前(第3子以降)15,000円、小学校修了後中学校修了前10,000円、所得制限限度額以上の者の支給月額は特別給付として5,000円。</p> <p>■支給時期は6月、10月、2月にそれぞれ4か月分を支給。</p> <p>※令和2年3月現在</p>	<p>■児童手当法による国の制度であり、国の動向を注視しつつ、法令に則った、より一層適正な支給に努める。</p>	子育て課	<p>■令和6年10月の児童手当法等改正により、令和6年10月分(令和6年12月支払月)から、支給範囲が拡充。①高校生世代(18歳の年度末までの児童)までに支給期間の延長、②所得制限の撤廃、③多子加算のカウント方法の見直し(第3子以降への支給額を増額)。特別給付(所得制限額以上所得上限額未満の対象者に支給)制度は、所得制限の撤廃により廃止。</p> <p>■高校生世代(18歳到達後最初の年度末)までの児童を養育している父母等の主たる生計者に児童手当を支給。</p> <p>■児童1人につき、支給月額は3歳未満15,000円(第3子以降は30,000円)、3歳以上高校生年代まで10,000円(第3子以降は30,000円)。</p> <p>■支給時期は偶数月の年6回に前2か月分を支給。</p>	<p>■令和6年10月の児童手当法等改正に伴う、①高校生世代(18歳の年度末までの児童)までに支給期間の延長、②所得制限の撤廃、③多子加算のカウント方法の見直し(第3子以降への支給額を増額)等の拡充について、支給対象者になり得る者に対して周知し、既受給対象者の支給額改定等や新規受給対象者の申請等を促し、適切な支給を行った。</p> <p>■令和6年10月の児童手当法等改正に伴い、支給時期を年3回から隔月(偶数月)の年6回に拡充した。</p> <p>■令和6年10月の児童手当法等改正に伴い、国から示された「市町村児童手事務処理規則」と「児童手当市町村事務処理ガイドライン」を参考に事務処理規則の改正を行った。</p> <p>■子ども医療費助成制度等及び他課と情報共有を行い、申告の有無を定期的に確認し、申告漏れがないように努めた。</p>	A	-
43	②子ども医療費の助成	<p>■医療保険の加入要件に該当し、所得制限の範囲内の者で、6歳に達する日以後の最初の年度末までの乳幼児を養育する者には乳幼児医療証、6歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の年度末までの義務教育就学期にある児童を養育する者に子ども医療証を発行し、該当乳幼児・児童の受診時に保険診療の一部負担金(の一部)を助成。</p> <p>■日野市では乳幼児医療証の所得制限はなし。</p> <p>※令和2年3月現在</p>	<p>■乳幼児医療費助成事業実施要綱、義務教育就学期児童医療費助成事業実施要綱等に基づく東京都の制度であり、市でも条例等を整え事業遂行している。現状、乳幼児医療助成は市単独で所得制限なしの取り扱いとしている。</p> <p>■所得制限、助成範囲等について、東京都の動向を踏まえ、充実に向けて調査研究に努める。</p> <p>■条例等に基づいたより一層適正な助成に努め、乳幼児・児童の保健・福祉の向上を図る。</p>	子育て課	<p>■医療保険の加入要件に該当する者で、6歳に達する日以後の最初の年度末までの乳幼児を養育する者には乳幼児医療証、15歳に達する日以後の最初の年度末までにある児童を養育する者には子ども医療証、18歳に達する日以後の最初の年度末までの高校生等を養育する者には高校生等医療証を交付し、該当児童の受診時の医療保険の一部負担金等を助成。市独自で、一部負担金の廃止及び所得制限を撤廃。</p> <p>■東京都の所得制限・一部負担金撤廃(市費分の撤廃)にむけた各連携機関との調整、新規対象者への申請勧奨・審査及び医療証の発行の検討。</p> <p>■令和8年度からのPMH導入にむけてのシステム改修及び各連携機関との調整。</p>	<p>■該当児童の受診時の医療保険の一部負担金等を助成について、市独自で実施の一部負担金の廃止及び所得制限を撤廃を適切に行った。</p> <p>■令和5年4月から高校生等医療費助成の開始にあたり、東京都の補助率が10/10である令和5年度から令和7年度以降の補助金の支給について都と協議継続を行った。</p> <p>■高校生等医療費助成の実績の分析</p> <p>■東京都の所得制限・一部負担金撤廃(市費分の撤廃)にむけた各連携機関との調整、新規対象者への申請勧奨・審査及び医療証の発行の検討を行った。</p> <p>■令和8年度からのPMH導入にむけてのシステム改修及び各連携機関との調整を行った。</p> <p>■児童手当法等改正に伴い、都の補助制度に基づく申請者の所得要件等について、規則改正を行った。</p> <p>■健康保険証交付廃止等に伴い、規則改正を行った。</p>	A	-

A：順調（計画どおり又は計画以上に進んでいる）  
 B：おおむね順調（計画どおりに進んでいるが、需要増などの課題がある）  
 C：順調ではない（計画や需要に対する課題が多い）  
 D：評価対象外（社会情勢の変化等の影響で事業が未実施）

No.	事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	担当課	令和6年度の取り組み	令和6年度の実績	令和6年度実績の評価	課題 ※評価がAの場合でも、課題があればご記入ください
44	③就学援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>■経済的理由により小・中学校への支払いが困難な家庭に対し、学校で必要とする費用の一部を援助する。</li> <li>■学用品費、通学用品費、新入学学用品費、校外活動費、修学旅行費、移動教室費、卒業アルバム代については、市内に住所を有し、学校教育法第1条に規定する学校に就学している児童・生徒の保護者が支給対象。</li> <li>■医療費、給食費は、市立小・中学校に就学している児童・生徒の保護者が支給対象となる。</li> <li>■対象者は、次のいずれかにあてはまる家庭                     <ol style="list-style-type: none"> <li>①生活保護受給中または昨年度以降生活保護の停止・廃止を受けた</li> <li>②昨年度、市都民税が非課税</li> <li>③児童扶養手当受給中</li> <li>④経済的理由で子どもの教育費に困っている。</li> </ol> </li> <li>■所得要件 生活保護基準の1.3倍</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保護者の負担軽減を図るために、今後も制度を継続していく。</li> </ul>	庶務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■経済的理由により小・中学校への支払いが困難な、市内に住所を有し学校教育法第1条に規定する学校に就学している児童・生徒の家庭に対し、学校で必要とする費用の一部（学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、移動教室費、卒業アルバム代等）を援助する。</li> <li>■令和7年度小学校新入学児童及び中学校新入学生徒に対し、小学校就学前及び6年生時の3月に「新入学学用品費」等を支給する。</li> <li>■認定基準については、昨年度と同様、生活保護の1.3倍未満とする。</li> <li>■家計急変世帯への周知や追加での判定を実施。</li> <li>■他市の状況等を調査し、制度の内容について検討を行う。</li> <li>■高所得層と低所得層の格差が広がりつつあることも踏まえ、今後もこの事業を継続していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■認定者数(年度末時点)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校 準要保護 793名 要保護 67名</li> <li>・中学校 準要保護 489名 要保護 35名</li> </ul> </li> <li>■総支給額 142,032,170円</li> </ul>	B	■支給費目や支給金額の検討
45	④奨学金	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市内に住む経済的理由により修学が困難な高校生を援助し、教育上の機会均等を図るため奨学金を支給している。この奨学金は返済の必要はなし。</li> <li>■申請方法は、募集期間に申請書等必要書類を提出し、選考審査会に諮って決定する。選考にあたっては、所得制限があり。</li> <li>■前学年時における学習意欲・生活態度などにより選考している。</li> <li>■所得要件 生活保護基準の1.3倍</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■高校の授業料無償化などの施策が展開されているが、まだ支援としては不十分である。経済的な理由で意欲のある学生の就学機会を奪うことのないように、また保護者への負担軽減を図るためにも、今後もこの制度を継続していく。ただし、国の施策の動向次第では、制度の継続・変更も視野に検討を重ねていく。</li> </ul>	庶務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■1人月額 10,000円、年間 120,000円 給付型、返済義務なし。</li> <li>■190名分 21,200,000円を予算化</li> <li>■所得要件 生活保護基準の1.3倍以下</li> <li>■所得要件を第一義とし、所得要件をクリアした者について、生活態度・学習意欲も加味し審査した結果、基準を満たす者全員に支給する。</li> <li>■新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、家計急変世帯への周知や追加での判定を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■応募者数170名。うち7名は所得超過、2名は辞退、1名は書類不備により非認定、160名認定。</li> </ul>	A	■国や都による高校生世代への支援策の拡充を背景に、高校生奨学金制度の今後の方向性について行政評価を実施し市民の意見を聴取した。今後、奨学金制度の見直し（廃止）に向け庁内調整や手続きを進める予定である。
(2) 男女が共同で安心して子育てできる就労環境づくり								
46	①日野市男女平等行動計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第4次男女平等行動計画（計画年度：令和3～7年度）を令和2年度末までに策定する。</li> <li>■策定にあたっては、男女平等の視点から子育てしやすい環境の整備やワーク・ライフ・バランスに関する事項等を盛り込み、実態に即した計画をつくる。</li> <li>■男女平等推進委員会及び男女平等行動計画評価委員会を開催し、計画の推進と検証を行う。</li> <li>■男女平等行動計画に基づく講演・講座、パネル展示による啓発事業、女性相談事業、DV被害者の支援事業、若年層へのDV被害防止啓発事業等を実施し、子育て支援につなげる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■男女ともに家庭、地域、職場等の様々な分野で自己実現ができる男女共同参画社会を目指す。</li> </ul>	平和と人権課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第4次男女平等行動計画に基づく講演・講座、パネル展示による啓発事業、女性相談事業、DV被害者の支援事業、若年層へのDV被害防止啓発事業等を実施し、子育て支援につなげる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■令和5年度事業について、第4次男女平等行動計画の担当課及び本部評価を行った。</li> <li>■女性のための再就職支援セミナー（東京しごとセンター多摩と共催、参加者合計32名）、仕事と子育てを両立したい方のためのPC講座（ハローワーク八王子と共催、参加者合計17名）、しごとと子育て両立支援面接会（ハローワーク八王子、八王子市と共催、参加者合計15名）を開催。</li> <li>■男女共同参画週間、人権週間などに合わせ、パネル展を実施</li> <li>■DV及び児童虐待防止・啓発につなげるため、オレンジリボン・パープルリボンをシンボルとしたパネル展を11月に実施。</li> <li>■女性デジタル人材養成講座の実施 実績：10月15日～10月17日の3日間連続講座、参加者数合計17名</li> <li>■女性相談の実施 実績：第1～4火曜日（夜間）、第1～4水曜日（日中）、第1金曜日（全115日、415コマ）、相談件数286件</li> <li>■にじいろ相談の実施 実績：第3金曜日（全12日、36コマ）</li> <li>■虹友カフェの実施（8回実施） 参加者合計42名</li> <li>■DV土曜講座の実施（偶数月年6回） 参加者合計54名</li> <li>■デートDV出張講座の実施 東京三弁護士会多摩支部の協力を得て市内8中学校で実施、参加者数合計1,401名</li> <li>■若年層セクシャルマイノリティ支援事業 ①近隣11市と連携し、若年層当事者（10代～23歳）までが集まる居場所（交流の場）を多摩市・国分寺市・東村山市の施設で定期開催。（延べ102名参加） ②児童館・学童クラブ職員への研修といった「教育・啓発事業」を実施。講師は教育現場に携わっており、事業全体のアドバイザーとしても関わっている。</li> </ul>	B	■女性相談が男性も利用できることが分かりづらいため、周知方法の検討が必要である。にじいろ相談の相談件数が少ないので、必要な人に情報を届ける周知方法など改善の余地がある。
47	②幼児教育無償化	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども・子育て支援法等に基づき認可保育所等の3-5歳（非課税世帯は0-2歳）の利用者負担額を無償化する。また、認可外保育施設等も月額上限を定めて無償化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■制度に基づき、各家庭の経済的負担の軽減を図っていく。今後も国、都の動向を注視しながら追加政策や見直しがある場合は、必要に応じて検討を行っていく。</li> </ul>	保育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■引き続き継続していく。また、現制度で対象外となる児童について、追加政策措置を検討していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子育てのための施設等利用給付 事業費                     <ul style="list-style-type: none"> <li>①新制度未移行幼稚園：322,568,795円</li> <li>②認可外保育施設等：129,593,813円</li> <li>③預かり保育事業：18,676,950円</li> </ul>                     （合計）470,839,558円                 </li> <li>■地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業 299,960 円</li> </ul>	A	■第一子無償化に伴う対応を検討していく。

A：順調（計画どおり又は計画以上に進んでいる）  
 B：おおむね順調（計画どおりに進んでいるが、需要増などの課題がある）  
 C：順調ではない（計画や需要に対する課題が多い）  
 D：評価対象外（社会情勢の変化等の影響で事業が未実施）

No.	事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	担当課	令和6年度の取り組み	令和6年度の実績	令和6年度実績の評価	課題 ※評価がAの場合でも、課題があればご記入ください
48	③認証保育所など入所児童の保護者への補助	■保護者の負担を軽減し、児童の健全な育成に寄与することを目的として認証保育所等に児童を入所させている保護者に対し、補助金を交付する。	■幼児教育無償化と合わせ、保護者の経済的負担の軽減を図るため補助を継続していく。補助制度は必要に応じて見直しを行う。	保育課	■振込日を年度初めに確定し、補助金交付申請の案内をする際に保護者に周知	■認証保育所等保護者補助金 ・対象人数・・・594人 ・年間交付額・・・1,774,904,400円	A	■第一子無償化に伴う対応を検討していく。
49	④私立幼稚園園児の保護者への補助	■保護者の負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図ることを目的として、私立幼稚園に在籍する幼児の保護者に対し補助金を交付する。	■幼児教育無償化と合わせ、保護者の経済的負担の軽減を図るため補助を継続していく。補助制度は必要に応じて見直しを行う。	保育課	■引続き保護者の経済的負担の軽減を図るため、補助を継続する。	■保護者補助金 年間延べ対象者：18,373名、年間交付額：92,446,900円 ■入園補助金 対象者：521名、年間交付額：5,210,000円	A	■システム標準化に向けた対応

方針4) 健やかな成長を支える遊び・学びの場づくり

(1) 遊びの場の充実

50	①自然体験広場	■仲田の森蚕糸公園内に自然体験広場を夏休み期間に開設している。 ■自然体験広場は、体験学習の場として、自然の中での遊びやデイキャンプなどの野外活動の機会を提供することで、子どもたちの体験活動の充実・振興を図り、生きる力を育むことを目的とする。 ■ジュニアリーダー講習会、児童館デイキャンプ、育成会、子ども会、市内在住の家族などが利用している。また、自然体験広場スタッフにより自主企画を開催し、子どもたちが夏の楽しいひと時を過ごしている。 ■秋には1日限定の自然体験広場として「あきなかだ」を開催し、たき火など野外での遊び場を開設している。	■文部科学省中央教育審議会は、平成25(2013)年1月に答申した「今後の青少年の体験活動の推進について」の中で、体験活動の意義・効果として、「社会を生き抜く力」の養成、規範意識や道徳心の育成、学力への好影響などを挙げている。例えば、子どもの頃の体験が豊富な大人ほど、意欲・関心や規範意識が高い人が多い。 ■野外活動の体験ができる市内で貴重な場となっているので、継続して開催できるように努める。 ■自然体験広場の存在を周知し、利用者を増やしていく。	子育て課	■市内で活動するプレーパーク等に講師を依頼し、企画内容の更なる充実を図る。 ■仲田の森蚕糸公園以外の場所での実施を検討し、より多くの子ども達に参加の機会を提供できるようにする。	■全3回自然体験企画を実施した。 ①11月17日「焚き火で遊ぼう、自然で遊ぼう！」 場所：川北地区センター横の庭 参加者：20人 ③1月12日「自分で作るお箸とご飯」 場所：落川交流センター庭 参加者：18人 ④3月9日「春の火おこし体験隊」 場所：仲田の森蚕糸公園 参加者：25人	A	■焚き火などの自然体験が参加者にとって貴重な経験となっている ※令和6年度をもって事業終了
51	②プレーパーク	■NPO法人が仲田の森蚕糸公園で「なかだの森であそぼう」(毎週金曜・第2・第3土曜・夏休みの3日間)を開催している。 ■開催実績(H30年度) 開催：64回 参加人数：7,392人(延べ) ■幼児とその保護者が自由に集い、幼児期から自然と触れ合う体験ができるとともに、保護者の育児ストレスの解消等にも資している。 ■市は同法人に補助金を交付し活動を支援している。 ■「なかだの森であそぼう」以外にも市内に3つのプレーパークが活動している。	■子どもたちが、自然の素材や道具などを使いながら、子どもが思いのままに自分たちで遊びを生み出せる環境は、子どもの成長にとって重要である。 ■子どもが自己責任のもと、自然の中で思いっきり遊び、いきいきと“子どもの時間”を過ごせる場としてのプレーパークのような環境づくりを継続して支援していく。 ■市内で活動している各団体について、それぞれの活動に合った支援の方法や在り方を検討していく。	子育て課	■各団体の活動内容に沿った支援の在り方を検討する ■自然体験企画等の子育て課の体験事業に協力を求め、各プレーパークの特色やスキルを活かしてもらおう。	■仲田の森蚕糸公園の活用 「なかだの森であそぼう！」 開催：開催：67回 参加者：延べ5,565人 ■市内2つのプレーパーク(平山ことな広場、どろんこの国)に自然体験企画の講師を依頼し、各プレーパークの特色やスキルを活かした企画を実施いただいたことで、プレーパークの周知啓発も図ることができた ■市HPにて市内プレーパークの活動を紹介	A	■令和7年度から活動支援のための補助金を設置。申請団体に対しては、プレーパークのハザード面への対応の徹底を求めていく必要がある

A：順調（計画どおり又は計画以上に進んでいる）  
 B：おおむね順調（計画どおりに進んでいるが、需要増などの課題がある）  
 C：順調ではない（計画や需要に対する課題が多い）  
 D：評価対象外（社会情勢の変化等の影響で事業が未実施）

No.	事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	担当課	令和6年度の取り組み	令和6年度の実績	令和6年度実績の評価	課題 ※評価がAの場合でも、課題があればご記入ください
52	③地域の遊び場（公園、児童遊園など）	■現在、市内各所に都市公園・緑地が約208か所。そのほか、地区広場、遊び場、運動広場などが87か所。 ■子どもが安心して自由に遊ぶことができるよう地域特性を生かした公園等の整備を実施する。	■樹木の剪定・伐採などにより死角をできるだけ少なくし、見通しの良い、安全で安心して遊べる公園づくりを行う。 ■水路を活用した公園など自然体験ができる施設整備を行うことにより、豊かな体験を生み出す環境づくりを行う。 ■ユニバーサルデザインのまちづくりに対応し、誰にとっても使いやすく、居心地の良い公園づくりを目指す。	緑と清流課	■安全確保のため遊具等を点検・補修し維持管理する。 ■提供公園等の新設公園の場合には、事業者へ誰もが使いやすい、親しみやすい公園整備を行うよう指導を行う。	■優先順位を危険度、利用頻度等で総合的に勘案し予算内にて公園施設・遊具の修繕工事を発注。 ■新規公園協議【日野自動車跡地等（開発）】を行った。 ■開発による提供公園【満願荘公園（日野7774-3）】を1箇所引継ぎ手続き中	A	■提供公園等の新設公園の場合には、事業者へ誰もが使いやすい、親しみやすい（規模により住民の意見を聞きながら）公園整備を行うよう指導を行う。・遊具の大規模改修が必要な場合はインクルーシブ遊具等を検討する。
53	④中高生の居場所づくり（児童館）	■中・高校生世代の居場所となるよう、中・高校生世代が自己効力感や自己肯定感を醸成できるよう援助する。 ■児童館職員の専門性を生かした中・高校生世代の居場所づくり。 中・高校生世代は、話し相手を求め、自分の居場所として児童館を利用することから、思春期の発達特性をよく理解し、自主性を尊重し、社会性を育むように援助する。	■すべての児童館において、中・高校生専用の利用時間（中・高校生タイム等）や事業を実施するなど、中・高校生世代が利用しやすい環境を進めていく。 ■引き続き中・高校生世代を児童館のボランティアとして育成していく。	子育て課	■すべての児童館において、中・高校生専用の利用時間（中・高校生タイム等）や事業を実施するなど、中・高校生世代が利用しやすい環境を進めていく。 ■引き続き中・高校生世代を児童館のボランティアとして育成していく。	■すべての児童館において、中・高校生専用の利用時間（中・高校生タイム等）や事業を実施し、中・高校生世代が利用しやすい環境を展開した。 ■中・高校生世代の児童館ボランティアの協力を得て、事業を実施。育成にもつなげた。	A	■児童館における運営協議会において利用者である児童の意見を聞き、児童館運営に反映をさせている。
<b>(2) 学びの場の充実</b>								
54	①未来に向けた学びと育ちの基本構想（第3次日野市学校教育基本構想）の推進	■未来に向けた学びと育ちの基本構想（第3次日野市学校教育基本構想）では、子供たち自らが育んでいってほしい力として「すべての“いのち”がよここびあふれる未来をつくっていく力」を、基本構想の理念とし、 ・一律一斉の学びから自分に合った多様な学びと学び方へ ・自分たちで考えを語り合いながら生み出す学び合いと活動へ ・わくわくがひろがっていく環境のデザインへ といったビジョンを持って教育活動を行う。	■「すべての“いのち”がよここびあふれる未来をつくっていく力」を育んでいく環境を、学校、家庭、地域、子供たちみんなでつくっていく。	教育指導課	■令和6年度から第4次日野市学校教育基本構想に基づく学校教育が各学校・関係者等で開始した。 子供たち自らが育んでいってほしい力として「すべての“いのち”がよここびあふれる今と未来をつくっていく力」を、基本構想の理念とし、「子供と大人の10+の姿」を具体的な姿として目指しながら、各学校・行政・機関等関係者が「8+のプロジェクト」に取り組む。	■各学校は一つあるいは二つ以上の学校プロジェクトを立ち上げ、年間を通して教育活動の柱として取り組んだ。その成果は、定例校長会等の機会に、学校間での意見交流会等で各学校に共有された。 ■教育委員会事務局も、学校を応援するプロジェクトに取り組んだ。	A	■各学校・子供・家庭・地域・行政等の関係者が、引き続き当事者として、本構想を知り、プロジェクトに取り組めるよう、本構想の周知・啓発とプロジェクトの実践に係る支援を行っている。
55	②保護者・地域・関係機関などとの連携	■学びの基盤となる、自分ではできないという自尊感情、自分のよさを確認する自己肯定感、コツコツと努力を続ける意欲や学習習慣などを保護者や地域と連携して育む。 ■地域や関係機関などの協力を得て、自然体験、職場体験、社会体験などの機会を充実する。	■小学校における農業体験、地域の方を招いた学習、中学校における職場体験の受け入れ先など、地域・関係機関との連携による体験学習の充実を図る。	教育指導課	■小学校における農業体験、地域の方を招いた学習、中学校における地域学習など、地域・関係機関との連携による体験学習の充実を図る。	■各学校においては、子供たちの「行ってみたい」「聞いてみたい」「関わってみたい」という思いや意見を反映させた体験活動を伴う授業が実施されていた。 ■学校が市役所各部署と協力しながら、地域の中でイベント等を行い、子供たちの学びの成果を地域の方に直接発信するという取組も行われた。	A	-
56	③がん教育の推進	■日野市がん対策推進基本条例を制定し、市立病院がある日野市ならではの環境を生かし「健康と命の大切さを育む」ことを大切にしながらがん教育の充実を図る。	■日野市がん対策推進基本条例に基づき、市立病院医師の出前授業などを継続して推進し、併せて、教職員のがん教育に対する意識の啓発を行い、がんに関する教育の一層の充実を図る。	教育指導課	■学習指導要領に基づいたがん教育の実施を日野市立小・中学校全校で行う。 ■希望する市内小・中学校において、市立病院医師による出前授業を実施する。	■学習指導要領に基づいたがん教育の実施を日野市立小・中学校全校で行った。	A	-

A：順調（計画どおり又は計画以上に進んでいる）  
 B：おおむね順調（計画どおりに進んでいるが、需要増などの課題がある）  
 C：順調ではない（計画や需要に対する課題が多い）  
 D：評価対象外（社会情勢の変化等の影響で事業が未実施）

No.	事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	担当課	令和6年度の取り組み	令和6年度の実績	令和6年度 実績の 評価	課題 ※評価がAの場合でも、 課題があればご記入ください
57	④ ICT活用教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>ICT活用教育を組織的に推進する。</li> <li>ICTを活用して、わかりやすく魅力ある授業を創造し、学力の向上を図る。</li> <li>児童・生徒の情報活用能力の向上を図る。</li> <li>ICTを活用して、校務の情報化、効率化を徹底し、教員の働き方改革を進め、合せて児童・生徒としっかりと向き合う時間を増やす。</li> <li>ICTを活用して、見える学校づくりを進め、学校の信頼を高める。</li> <li>ICTを安全に活用し、児童・生徒に関する機微情報を保護するために、情報セキュリティを強化する。</li> <li>情報安全教育を推進する。</li> <li>メディアコーディネーターが個々の状況に応じて、きめ細かく支援することにより、教員のICT活用指導力の向上を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ICT活用などにより、自ら課題を発見し、協働しながら主体的な課題解決に取り組み、新たなアイデアを生み出す力を育てる。</li> </ul>	教育指導課	<ul style="list-style-type: none"> <li>国・都・市のICT活用教育推進施策及び、情勢を汲み取った内容で、各研修会・委員会等を運営する。また、各学校の好事例を、上記研修会・委員会等だけでなく、校務支援システム上や市Webページ等で共有することで、教職員の情報活用能力の向上及びICT活用教育の推進を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ICT活用教育に係る研修会を、新任・転任管理職研修会（1回）、ICT活用教育管理職研修会（2回）、ICT活用教育推進委員会（7回）と、実施し、各学校等からの課題を吸い上げるとともに、国・都・市の施策に関する情報伝達等を行った。</li> <li>各学校の好事例を、上記研修会・委員会等だけでなく、校務支援システム上や市Webページ等で共有し、教職員の情報活用能力の向上及びICT活用教育の推進を図った。</li> <li>校務端末のロケーションフリーによる教員の働き方改革を実践した。</li> </ul>	A	-
58	⑤ 図書館における子どもの本への関心、興味を促す取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>図書館内では、乳幼児とその保護者が本を手にとったり、読んだりしやすい工夫するほか、対象年齢別のおはなし会の実施、児童の調べものに必要な資料の充実、学校への貸出、児童向け図書館ホームページの充実、「絵本のリスト」作成や、保護者向け「絵本の読み聞かせ講座」を開催する。また、青少年を対象とした本のコーナーについて、この年代が関心を持ち必要とする資料を充実させる。</li> <li>図書館の職員が学童クラブや児童館、子育て関連部署や学校へ出向いて、おはなし会、児童向けの絵本読み聞かせや本の紹介をしたり、小学校3年生を対象とした図書館の利用案内を行うなど、図書館外においても年齢に応じた本への関心と興味を促す取り組みを実施する。</li> <li>青少年の参加による読書活動の推進に努め、中学生と作家の交流事業、職場体験の受け入れなどを行い、また、同世代に本の楽しさを伝えるヤングスタッフの活動を支援するなど、読書離れが進むとされる青少年にもPRする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「日野市子ども読書活動推進計画」により、読書活動の推進に努める。子どもたちにとって、図書館が身近な場所となり、一人一人の多様性を認め合いながら、共に未来を創り出す力を読書から得られるよう支援する。</li> <li>図書館だけでなく、学校や子ども関連部署と連携して、様々な事業を行っていく。</li> <li>図書館は、第3次日野市立図書館基本計画に基づき、「くらしの中に図書館を」を基本理念に、運営を進めている。全ての市民にサービスを提供することを方針に、特別な支援を必要とする子どもたちに対しても各部署と連携をとりながら事業を進めていく。</li> <li>乳幼児から青少年まで、また、子どもの保護者にとっても図書館が開かれた場所となるような環境を整えていく。</li> </ul>	図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>図書館内ではおはなし会および子育て関連部署や学校へ出向いて行う子どもと読書に関する事業の継続実施。各世代の子どもたちとその保護者へ効果的なアプローチ方法を検討する。</li> <li>特別支援学校・学級との子ども読書活動を通じた連携</li> <li>図書館ホームページ上の児童向けコンテンツのさらなる充実。</li> <li>乳幼児向けに本をセットにした企画を継続。</li> <li>児童・生徒の学習を支援する調べものに必要な資料の充実を図る。</li> <li>電子書籍の導入。</li> <li>小学校への「本の森」学級文庫セット配本を継続する。3.4年生分のタイトル入替。</li> <li>夏休み期間の学童クラブへの「出張おはなし会」の継続実施。</li> <li>公募制による中学生と作家の交流事業の実施。</li> <li>中学生・高校生・大学生による日野ヤングスタッフの活動を支援する。</li> <li>子ども読書活動推進事業として講演会を実施。</li> <li>読み聞かせ入門講座の開催。</li> <li>子ども読書に関わる市民との情報交換・共有のための懇談会を開催。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>図書館内ではおはなし会および子育て関連部署や学校へ出向いて行う子どもと読書に関する事業を積極的に行った。</li> <li>「たかはたブッククラブ」（小学生向け）を実施。会員制をとり、継続して、子どもたちが自ら本に関われるような企画を行った。</li> <li>例年好評の乳幼児向けに季節の本をセットした「絵本の福袋」を秋に実施。</li> <li>図書館ホームページ上の児童向けコンテンツとして「今月のおすすめ本」コーナーを継続。</li> <li>児童・生徒の学習を支援する調べものに必要な資料の購入。</li> <li>小学校への「本の森」学級文庫セット3.4年生分をタイトルの一部入替して配本。</li> <li>中学生と作家の交流事業として公募制で「田丸雅智さん講演会」を実施および講演会に関連する資料の購入と配本。</li> <li>オンライン会議を行うなどして、日野ヤングスタッフの活動を支援した。</li> <li>市内在住絵本作家阿部結さんワークショップ「自分の中にある「おはなしのたね」を見つけよう！」を開催。</li> <li>「絵本読み聞かせ入門講座」を2館で実施。</li> <li>子ども読書に関わる市民との情報交換・共有のための懇談会を12月に開催。</li> <li>夏休み期間の学童クラブへの「出張おはなし会」を継続。7月末～8月の間に9学童へ訪問。</li> <li>12月に都立七生特別支援学校に訪問し、全学年に対して出張おはなし会をおこなった。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもに関わる事業が多数あり、精査と工夫が必要になってきている。</li> <li>子どもと本を結ぶ大切な機会である「おはなし会」については、乳児の参加は多いが、幼児・小学生の参加が少ない。実施方法・内容・PRの仕方等検討が必要</li> </ul>
59	⑥ 青少年事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>青少年事業として子どもたちの興味・関心につながる体験学習の機会や遊びを通じた異学年の交流の場を提供する。また、イベント等の実施の際にも手づくり体験や遊び等の機会を提供する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>青少年を対象とした事業として、日野市の様々な地域活動を行う団体等と連携しながら、市内の社会的資源を活用し、子どもたちが様々な体験、経験、学習できる場を提供する。また、事業の実施の際に地域ボランティアの協力を得ることで、地域内の多世代交流も実現し、健全な子どもの育成と地域力の向上を図る。</li> </ul>	中央公民館	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域連携を目的に児童館とも協力し子どもたちが楽しみデジタル関連の講座や伝統行事を体験できる講座を展開しながら居場所づくりを創造していく。デジタル関連の講座については東京都と連携していきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童館や近隣施設との連携や地域の資源を活用することで様々な講座を展開することができた。また、講座をおして地域で活躍する大学生、成人、高齢者など、多世代間交流を図ることができ貴重な学びの場となった。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>学びの内容が子どもたち世代の需要に追いついているか。学校や習い事で忙しい子どもに、自ら「やってみたい!」という意欲を引き出せるか。今後も体験したり、知ってよかった!面白かった!などの感想を持って帰るような、興味を引き出せる講座を展開していきたい。</li> </ul>
60	⑦ 「土曜のひろば」遊学講座	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民の手により子どもたちに学びの場を提供する、なお「土曜のひろば」遊学会が主催する講座。</li> <li>小学校3年生から中学3年生までの男女が参加し、異年齢、異なる学校の子どもたちが興味のあるものに対して一緒に学習し合い交流ができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の教育力の育成を図っていく。</li> <li>市民が主催する講座として、支援を継続していく。</li> </ul>	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業廃止につき対象外</li> </ul>	-	D	-

A：順調（計画どおり又は計画以上に進んでいる）  
 B：おおむね順調（計画どおりに進んでいるが、需要増などの課題がある）  
 C：順調ではない（計画や需要に対する課題が多い）  
 D：評価対象外（社会情勢の変化等の影響で事業が未実施）

No.	事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	担当課	令和6年度の取り組み	令和6年度の実績	令和6年度実績の評価	課題 ※評価がAの場合でも、課題があればご記入ください
61	⑥子どもの学習・生活支援	■貧困の連鎖を断ち切るため、生活困窮世帯や生活保護世帯の子どもの対象に、居場所をつくり社会生活の訓練や学習支援等を実施。	■平成27年度から市内1か所で事業実施し、令和元年度は4か所で実施している。今後は課題を検証し、事業の担い手との調整、他の学習支援事業（放課後の学習支援事業）との兼ね合いも考慮し、どのような形態で増設していくかを検討していく。	セーフティネットコールセンター	■推薦機関や関係機関と協力して訪問を行い、利用者の実態把握に努めるとともに各事業所と学校との連携を強化する。 ■令和4年度10月に開設した5か所目の更なる活用を図るとともに、増設について引き続き検討していく。	■令和4年度10月に新たに設置し、以降は計5カ所で実施。 ・S・SW・子ども家庭支援センター等関係者と適宜情報共有を行い、利用者の支援ができた。 ・利用者数（令和6年度末現在） 5か所合計 86名【小34名、中31名、高21名】	B	定員数には一定の余裕がある一方で、立地都合によりほっとも利用が難しい児童もいると思われる。地域差が出ないように、利用希望者の動向を見ながら増設について引き続き検討する必要がある。
(3) 農や自然を大切にす体験活動の充実								
62	①保育園における農業体験	■「保育園食育年間計画表」に基づき、農作物を育てる体験をし「食を営む力」の育成と、自然の恵みへの感謝の心を育てる活動を行う。	■自ら育てた農作物を使って調理活動を行い、生活と遊びを通じて食への関心と大切さを知る活動を実施していく。 ■給食で日野産農産物を使用したり、収穫体験や、食材に触れる体験活動を実施していく。	保育課	■「食育年間計画表」に基づき作物を育て感謝し調理し友達と一緒に食べる楽しさを共有する。 ①年2回の調理保育を実施する。 ②収穫体験をする。 ③散歩時農作物の見学をする。 ④給食での日野産農産物の利用を継続する。	■公立全園で年2回調理保育を実施。 ■日野産ブルーベリーを収穫体験。 ■園庭での栽培物の収穫体験。 ■散歩中に畑の作物の様子を見学。 ■給食で日野産トマト・りんごを提供。 ■旬の食材として、そら豆の皮むき、グリーンピースのさやむき、とうもろこしの皮むき体験。	A	■いずれの取組みにおいても、子どもたちにとって、実際に体験することがとても大切である。衛生管理に十分配慮しながら実施する。
63	②自然環境を活かした体験学習	■毎年夏休みに1回、子ども向けの自然観察会として、カブトムシ等の採取、観察会を実施。併せて昆虫の生態等をクイズ等により楽しく学ぶ教室を実施する。 ■水辺の楽校 ■八王子市との連携により「子ども交流事業」を実施。夏休みに浅川上流にて水中植物の採取、観察会、学習会を実施。	■自然観察会は通年で実施しているが、夏休み期間は子ども向けの昆虫採取、観察会を中心とした内容とし、子どもたちが自然や昆虫等に触れ合うことができる体験の場を確保する。 ■子ども達が川辺で楽しみながら、水中植物・生物について学べる機会を確保する。	緑と清流課	■自然観察会においては、みどりの推進委員と協力して運営・実施を行った。 ■水辺の楽校においては、水辺の楽校推進協議会に依頼して、社会情勢などを鑑みてイベントの実施を判断していく。 ■子どもとの交流事業は今後も実施予定。実施場所は今後検討する必要がある。	■自然観察会においては、当初は年8回の実施を予定していたが、10月、11月の自然観察会を中止とし、全6回実施した。（7月が昆虫の観察会） ■浅川潤徳水辺の楽校は社会情勢を鑑みて一時休止となった。浅川滝合水辺の楽校は委託契約により引き続き実施する。 ■子どもとの交流事業は浅川の上流である八王子市の夕やけふれあいの里で実施、日野市八王子市在住の小学4～6年生が15名参加した。	B	■自然観察会において、引き続き参加者が満足する内容になるよう実施していく。 ■浅川潤徳水辺の楽校は指導者の確保。浅川滝合水辺の楽校は引き続き依頼をして実施。 ■子どもとの交流事業は実施予定。浅川の川辺を体験しながら子供の環境学習に努める
64	③幼稚園・小中学校での農業体験	■全ての小学校及び半数以上の中学校で学童農園の取り組みがある。	■地域とのつながりを大切にし、地域の協力を得ながら、今後も充実を図っていく。	教育指導課	■学童農園や地域農家の協力による体験農園を通して、児童・生徒による農業体験を実施する。	■学童農園や地域農家の協力による体験農園を通して、児童・生徒による農業体験を実施した。	A	-
65	④ひのっ子エコアクション	■ひのっ子エコアクションは、環境にやさしい学校づくりを行うため、P(Plan=計画)、D(Do=実行)、C(Check=点検)、A(Action=見直し)のエコマネジメントサイクルを取り入れた、日野市独自の環境保全・改善に関する取り組み。	■児童生徒及び教職員等が学校生活（教育活動及び職務遂行）において、環境負荷・環境問題に触れ、考え、実践することにより、環境意識を高め、環境にやさしい学校づくりを行うような取り組みにしていく。	庶務課	■令和5年度に引き続き、児童生徒・教職員が学校全体として、積極的に関わっていきけるような取組を実施する。 ■「環境教育」に縛られず、循環型社会にあったSDGs、タブレットパソコンを活用したペーパーレス、働き方改革など、無理なく楽しみながら取り組める内容・目標にする。 ■各校の担当者が不安なく実施できるよう担当連絡会を実施する。 ■各校の情報交換も兼ね、意識付けにつなげる。	■令和4年度より児童生徒及び教職員が一体となって取組めるプログラム（SDGs項目も付随）を運営委員会が設定し実施した。そのうちの1項目は、各校独自目標があり、それぞれのできる範囲での工夫が見られた。 ■年度途中で中間報告の提出を設定し確認した。 ■庶務課学校課による事務局訪問にてリサイクルの工夫箇所の現場確認を行い、各校の年度末報告の提出にて把握した。	A	■電気ガス水道をチェックする検計台帳については、次年度以降の見直しを行う。

A：順調（計画どおり又は計画以上に進んでいる）  
 B：おおむね順調（計画どおりに進んでいるが、需要増などの課題がある）  
 C：順調ではない（計画や需要に対する課題が多い）  
 D：評価対象外（社会情勢の変化等の影響で事業が未実施）

No.	事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	担当課	令和6年度の取り組み	令和6年度の実績	令和6年度実績の評価	課題 ※評価がAの場合でも、課題があればご記入ください
<b>(4) スポーツ活動の充実</b>								
66	①子どもの体力向上のための様々な環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■スポーツ推進計画を実施する。</li> <li>■「する」「観る」「支える」というそれぞれの視点でスポーツに取り組むことを目指し、それぞれの施策を展開する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第2次スポーツ推進計画（計画年度：令和3年～7年度）を令和2年度末までに策定する。</li> <li>■スポーツをする「場」の整備と充実を図る。</li> <li>■スポーツの実践に向けた支援と情報発信を実施する。</li> <li>■スポーツに関わる団体支援と人材の育成を目指す。</li> </ul>	文化スポーツ課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第2次スポーツ推進計画においては、進捗管理を引き続き行う。</li> <li>■スポーツ・レクリエーションフェスティバルにおいては、種目を増やして陸上競技場とふれあいホールの2会場でおこない、参加者に様々な種目を体験してもらう。</li> <li>■南平体育館バラスポーツフェスタにおいては、パラバドミントン体験教室のさらなる参加者数増を目指し、パラバドミントン競技用車いすを追加購入する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第2次スポーツ推進計画においては、関係各課に対して進捗管理をおこなった。</li> <li>■スポーツ・レクリエーションフェスティバルにおいては、外部プロスポーツチームによる体験教室や種目数の増加などに力を入れて、子どもたちが運動やスポーツをする場を提供できた。</li> <li>■南平体育館バラスポーツフェスタにおいては、令和5年度に引き続き様々な種目の体験フースを設置し、障害の有無に関わらずイベントを実施することができた。パラバドミントン競技用車いすを大人用と子ども用各1台を購入した。</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>■スポーツ・レクリエーションフェスティバルや南平体育館バラスポーツフェスタなどのイベントでは、参加者数をさらに増やすために目玉事業の実施やPR方法の工夫をしていく必要がある。</li> </ul>
67	②校庭の芝生化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■都市部におけるヒートアイランド・緑化対策に加え、体力向上と健康な体づくり、生命を尊び自然を大切にすることの心身の養成、豊かな人間性の育成の3つの教育的観点から、児童生徒等の成長にとって望ましい教育環境を整備するとともに地域コミュニティの形成にも資するため、東京都の補助事業である「緑の学び舎づくり実証実験事業」に基づき、学校の校庭を芝生化するもの。</li> <li>■実施校：東光寺小学校、滝合小学校、三沢中学校（左記3校は東京都補助事業）豊田小学校ほか3校（敷地の一部を整備。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■校庭等を芝生化することで、外で遊ぶ（スポーツ）児童・生徒が増加し、体力・運動能力の向上、けがの減少及び精神面の安定などにつながり、また、芝生の維持管理を地域と連携することで、地域コミュニティの形成にも資することが期待されるため、今後も推進していく。</li> </ul>	庶務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■整備済み3校については、芝生維持管理活動のサポートを、継続して行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■実施3校に対しては、学校・地域が維持管理活動を行うために必要なサポートを行った。</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>■整備済み3校については、芝生化が継続するように、引き続き維持管理活動のサポートを行っていく。</li> </ul>
<b>基本目標Ⅱ 切れ目なく一人ひとりを大切にする支援の充実</b>								
<b>方針1) 周産期における医療・保健・福祉の支援体制づくり</b>								
<b>(1) 安心して出産し、育児ができる支援</b>								
68	①妊婦訪問指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>■母子健康手帳申請時にアンケートを記入してもらい、支援を必要とする妊婦を抽出後、地区担当保健師により電話・面接・訪問等により支援を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■妊婦早期支援介入として継続していく。</li> </ul>	子ども家庭支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>■母子健康手帳申請時に記入してもらうアンケートを基に面接を実施、その内容をアセスメントし支援を必要とする妊婦に、地区担当保健師により電話・面接・訪問等により継続した個別の支援を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■妊婦把握数：1,248人</li> <li>■支援プラン作成数：292件</li> <li>■支援妊婦292件中、地区担当保健師による個別の支援を要した妊婦は 28件であった</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>■個別ケースを通じて、対象者に切れ目なく支援が実施できる。</li> </ul>
69	②妊婦健康診査	<ul style="list-style-type: none"> <li>■妊娠の届け出をされた方に、都内医療機関で使用できる妊婦健康診査受診票（14回分）及び子宮頸がん検診受診票、妊婦超音波検査受診票を交付する。妊婦健康診査の際に使用することで、項目に応じ上限額まで公費負担をする。</li> <li>■受診票を使用できない助産所・都外医療機関での受診については、申請に基づき助成金を交付している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■母体や胎児の健康確保を図るため、妊婦健康診査を継続実施していく。</li> </ul>	子ども家庭支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>■多胎妊婦の追加健診分の公費負担について、R7年度開始に向けた予算化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■妊婦健康診査受診者数(人)</li> <li>1回目:1,076、2回目:1,086</li> <li>3回目:1,085、4回目:1,068</li> <li>5回目:1,070、6回目:1,073</li> <li>7回目:1,075、8回目:1,029</li> <li>9回目:990、10回目:941</li> <li>11回目:876、12回目:703</li> <li>13回目:528、14回目:305</li> <li>超音波検査:3,242 子宮頸がん:1,076</li> <li>■妊婦健康診査助成金申請件数 158件</li> <li>■R7年度実施の多胎妊婦の妊婦健診助成（14回以降5回上限）の予算化</li> </ul>	A	-

A：順調（計画どおり又は計画以上に進んでいる）  
 B：おおむね順調（計画どおりに進んでいるが、需要増などの課題がある）  
 C：順調ではない（計画や需要に対する課題が多い）  
 D：評価対象外（社会情勢の変化等の影響で事業が未実施）

No.	事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	担当課	令和6年度の取り組み	令和6年度の実績	令和6年度実績の評価	課題 ※評価がAの場合でも、課題があればご記入ください
70	③乳児家庭全戸訪問（赤ちゃん訪問）	■出産した全ての子ども家庭に、助産師・保健師が、生後28日以内に訪問等し、赤ちゃんの発育、育児全般のこと、お母さんの体のことなど保健相談を実施していく。	■健康状態の確認及び異常の早期発見とともに、産後のメンタルヘルスに重点を置き育児上の不安を軽減し、子どもが健やかに育つことを目的とし、早期支援を継続実施していく。	子ども家庭支援センター	■出産した全ての子ども家庭に、助産師・保健師が、生後28日以内に訪問等し、赤ちゃんの発育、育児全般のこと、お母さんの体のことなど保健指導を実施していく。 ■出産・子育て応援交付金事業の経済的支援の給付条件であることの周知と、家庭への訪問数を増やし漏れなく支援に繋がるよう実施していく。	■赤ちゃん訪問 訪問受理者数：1,211人 訪問実施者数：1,172人（内2回目訪問4件）中、生後28日以内の訪問実施者数：347人（内2回目訪問3件）（29.6%） ■住民サイトAITELからの電子申請開始	A	-
71	④妊産婦サポート事業	■親族等の支援が受けられない産前産後の妊産婦がいる家庭に対し、育児家事訪問支援員を派遣し、安心して母子関係を築けるように支援をする事業。	■産前産後の妊産婦は精神的にも身体的にも不安定になり、安心して母子関係を築くための支援が必要である。親族等の支援が受けられない家庭に対し、産前産後に特化したヘルパー派遣の支援を行っていく。	子ども家庭支援センター	■令和3年4月より組織改正で子ども家庭支援センターになった母子保健係や関係各課に協力を求め、事業PRチラシを設置するなど、事業の周知を徹底する。 ■多胎児支援家庭サポーター助成事業との併用利用にならないよう、市民への周知を徹底する。	■育児家事訪問支援員（妊産婦サポート） 延べ訪問日数 988日 延べ訪問時間 1,715時間	A	-
72	⑤乳幼児健康診査	■3～4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診を集団健診で実施。 ■上記3つの健診対象者に対して、未受診の場合、受診勧奨ハガキ送付や地区担当保健師の個別訪問等で、家庭及び乳幼児の状況を把握し、子育て相談や育児支援を目的にきめ細やかに展開している。 ■上記の未受診フォローを実施しても未受診であった場合には全件数について子ども家庭支援センターへ報告し、居所不明児のシステムと連動させている。	■未受診把握率の更なる向上と受診率向上を目指す。 ■未受診者への受診勧奨のための個別支援を実施。また未把握児については子ども家庭支援センターへ報告し、居所不明児のシステムと連動させることにより更なる受診率の向上ときめ細やかな育児支援を目指す。	子ども家庭支援センター	■3～4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診を集団健診で実施 ■健診会場支援システム導入による効果検証（受診者の健診時間短縮等） ■引き続き、3つの健診対象者に対して、未受診の場合、受診勧奨連絡や地区担当保健師の個別訪問等で、家庭及び乳幼児の状況を把握し、子育て相談や育児支援を目的にきめ細やかに展開。 ■上記の未受診フォローを実施しても未受診であった場合には全件数について相談支援係へ報告し、居所不明児のシステムと連動させていく。	■健診受診率 乳健96.22%、1.6健98.72%、3健97.43% ■未受診把握率（未受診の理由を把握したもの） 乳健100%、1.6健100%、3健100% ■子ども家庭支援センター相談支援係との連携数（未受診の理由を把握するために連携したもの）4件 ■健診会場支援システム導入	A	システム導入に係る効果検証と合わせて乳幼児健診事業に関するアンケート調査を年3回実施
73	⑥経過観察健康診査	■一般健診の結果、要経過観察とされた者について、次の2点を目的に実施している。 ①定期的な健診を通し、健全な育成を期するとともに、異常の早期発見に努める。 ②精密検査を要するほどではない問題点について、直ちに医療機関を受診させるのではなく、身近な市町村で経過観察を行うことで、保護者に心理的・物理的負担をかけずに適切なフォローを行う。	■市町村という身近で保護者に負担の少ない場で、乳幼児の成長を経過的に確認、相談できる場として継続する。	子ども家庭支援センター	■R2年度にて事業終了	-	-	-
74	⑦保育園での妊婦受け入れ	■初妊婦に対し、保育園が子育て経験の機会を提供し、子育てへの期待・希望が持てるようにするため、0歳児を受け入れている保育園で、初妊婦の保育体験受け入れを行っている。 ■0歳児と遊んだりおむつ交換や食事の様子を見学する等に加え、子育て相談に応じている。	■保育園の特性を活かして、気軽に子育て相談ができる場となり、地域との結びつきが深まるよう積極的に取り組んでいく。	保育課	■引き続き、4園で実施する。	■感染症拡大防止のため実施せず。	D	■様々な染病の拡大予防の為、例年通りの活動が出来なかった。

A：順調（計画どおり又は計画以上に進んでいる）  
 B：おおむね順調（計画どおりに進んでいるが、需要増などの課題がある）  
 C：順調ではない（計画や需要に対する課題が多い）  
 D：評価対象外（社会情勢の変化等の影響で事業が未実施）

No.	事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	担当課	令和6年度の取り組み	令和6年度の実績	令和6年度実績の評価	課題 ※評価がAの場合でも、課題があればご記入ください
75	⑧周産期ネットワーク体制の充実	■地域で母親が安心して出産、育児が営めることを目的とし、市内産科医、助産院を対象とし、「育児サポート連絡票」の有効活用により、要支援家庭への、早期介入、切れ目のない支援を実施していく。	■周産期ネットワークとして、医療機関等との連携の更なる強化を図るため、毎年医療機関等への訪問を実施。今後も更なる連携を図っていく。	子ども家庭支援センター	■個別ケースを通じて、医療機関等との連携を更に強化していく。	■個別ケースを通じて、医療機関のMSW,看護師等との電話や文書、ケースカンファレンスの実施により密な連携を取ることで、対象者に切れ目なく支援が実施。	A	-
76	⑨親の子育て力向上支援講座	■参加型の講習会（ACT、ベビーマッサージ）等を実施し、子どもを持つ親自身の“子育て力”の向上を目的とする事業。 ■具体的には、養育に関すること、子どもとの関わり方、地域との関わり方や行政サービスの利用方法等、子育てに関わる総合的な力を養うための事業。	■子育て力を向上することにより、親としての自信や、子育てへの自信、子どもとの良好な関係の構築、また地域とのつながりによる社会からの孤立化の防止等を図っていく。	子ども家庭支援センター	■子ども包括支援センター内子育てひろばにて連続講座を開催する。 ■両親ともに参加しやすい休日にベビーマッサージ教室を開催する。	■幼児期すくすく子育て連続講座 全4回開催、延べ77名参加（参加10組） ■ベビーマッサージ ①万願寺:4回開催（33組参加） ②多摩平:4回開催（30名参加）	A	-
<b>(2) 出産前から育児を学ぶ機会の充実</b>								
77	①ママババクラス（両親学級）	■安心して妊娠、出産を迎えられるように、ママとパパを対象に妊娠・出産・育児についての教室を開催。地域での子育て仲間をつくることを重点に置いた内容。 ■保健コース、栄養コース、沐浴コース、医師講話コースを実施。 ■沐浴コースでは、赤ちゃんの泣きの理解と対処法のDVDを取り入れたり、パパ同士の交流時間を設ける等、父親教育にも重点を置いている。	■安心して妊娠・出産を迎え、日野市で楽しく育児ができるよう継続していく。	子ども家庭支援センター	■安心して妊娠期を過ごし、出産を迎えられるようにママとパパを対象に、妊娠・出産・新生児期育児についての教室を開催する。 ■運営方法について利用者視点にたって検討し、1人でも多くのママとパパが参加することで安心して妊娠期を過ごし、出産を迎えられるようにしていく。 ■AITEL（予約システム）からの予約開始	参加者数（延べ） ■保健コース（10回） 妊婦：256名 夫等：180名 ■沐浴コース（12回） 妊婦：296名 夫等：289名 ■AITEL（予約システム）からの予約開始	A	参加者へ教室終了後、内容の意見、満足度などのアンケートを実施。アンケートは集計し、適宜内容修正を行ったり、次年度の開催方法の検討材料としている。
78	②妊産婦とその家族への食育推進	■ママババクラス（両親学級）の参加者を対象とし、より良い食生活についての意識と理解を促し、実践ができるよう、「栄養コース」を実施。 ■妊産婦とその家族を対象に、わかりやすい栄養相談などを行う。	■食生活や健康に対する意識の高い妊産婦とその家族に向けて働きかけることで、生涯の健康づくりのきっかけとなるよう、継続していく。	健康課	■ママババクラス保健・栄養コースの開催	■ママババクラス保健・栄養コースの開催 全10回、187名（妊婦113名、夫74名）	A	-
79	③母子健康手帳の交付	■妊娠の届出をされた方に、母子健康手帳を交付する。同時に、妊婦面接を行い、妊娠期から切れ目のない支援を行う。	■全ての妊婦を対象として専門職が面接を行う。心身の状況や家庭の状況を把握し、各家庭のニーズに応じた支援を妊娠期から継続していく。	子ども家庭支援センター	■全ての妊婦を対象として専門職が面接を行う。心身の状況や家庭の状況を把握し、各家庭のニーズに応じた支援を妊娠期から継続していく。	■妊娠届出数：1,109件 ■妊婦面接率 99.7% ■未面接 3件（転出・体調不良の理由） ■支援プラン作成数：292件	A	妊婦面接後にアンケートを実施。
80	④子育て情報発信の充実	■子育てに関わる様々な情報を、ホームページ、子育て情報サイト、子育て情報冊子「知っ得ハンドブック」、地域子育てイベント情報紙「地域活動子どもカレンダー」等様々な方法で発信し、子育て家庭や子育てに関わる機関、支援者等の情報収集・サービス利用に役立ててもらおう。	■「地域活動子どもカレンダー」、「知っ得ハンドブック」等による紙媒体の情報提供に加え、従来の「子育て情報サイト」をリニューアルし、スマートフォン等の電子媒体から情報を収集する保護者ニーズに合わせ、アプリやプッシュ通知等を活用した情報発信を充実させていく。	子ども家庭支援センター	■引き続き子育て情報冊子の発行を行うとともに、ほけっとなびを活用し、子育て情報発信を充実させる。 ■リニューアル後の市の子育て関連情報の幅広い発信を目指し、庁内での活用を促進する。 ■広報に「ほけっとなび」の周知を行うため定期的にPR記事を掲載。 ■「知っ得ハンドブック」の配布。	■「知っ得ハンドブック」の配布 ■子育てモバイルサービス「ほけっとなび」 (27年5月1日開設・R3年4月アプリ化) ①閲覧件数 R6年3月：245,283PV（ページビュー） ②利用者増に向けた取り組み：広報ひのへのPR記事の掲載	A	-

A：順調（計画どおり又は計画以上に進んでいる）  
 B：おおむね順調（計画どおりに進んでいるが、需要増などの課題がある）  
 C：順調ではない（計画や需要に対する課題が多い）  
 D：評価対象外（社会情勢の変化等の影響で事業が未実施）

No.	事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	担当課	令和6年度の取り組み	令和6年度の実績	令和6年度実績の評価	課題 ※評価がAの場合でも、課題があればご記入ください
方針2) 様々な背景や課題を抱えた家庭への支援								
(1) 児童虐待への取り組み								
81	①児童虐待への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>■先駆型子ども家庭支援センター（高幡本部）で、子どもと家庭に関する総合相談を行う中、児童虐待防止に向け、相談体制の強化や関係機関との連携の強化を図り、児童虐待の具体的事案に係る迅速かつ的確な対応に努める。</li> <li>■虐待の芽を早期に摘む取り組みや再発防止のための見守り等を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■児童虐待に関する第一義的な通告窓口として子ども家庭支援センターが迅速に対応することをはじめ、児童虐待の予防・早期発見のため、様々な事業の実施や支援を行う。</li> <li>■虐待対策コーディネーターを配置することにより体制を強化し、児童相談所や警察、教育・子育て施設等との連携を強化する。また、市内各子育てひろばの相談体制や関係機関との連携を強化する。</li> </ul>	子ども家庭支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>■急増する児童虐待に対し、関係機関と連携した支援を迅速に行う。</li> <li>■困難ケースや重篤な虐待事案については、八王子児童相談所と連携を密にして対応する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■相談受案件数 1,610 (内、虐待受案件数1,072件)</li> <li>■子ども家庭支援ワーカー相談件数 47,514件</li> <li>■個別ケース会議 134件</li> </ul>	A	-
82	②児童虐待防止の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>■毎年11月の児童虐待防止推進月間を中心に、市民への様々な啓発活動に取り組む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■オレンジリボンキャンペーン、パネル展示、講演会等の様々な啓発活動の実施により、広く児童虐待防止の啓発に努める。</li> </ul>	子ども家庭支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>■11月の虐待防止月間において市民への啓発を工夫して実施する。</li> <li>■引き続き庁内関係各課に対して、庁用車の虐待防止啓発マグネットシートの着用、オレンジリボン着用についてを依頼する。</li> <li>■市内全17小学校の4年生へ児童虐待防止啓発動画を使用した出前授業を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■オレンジリボンキャンペーン 窓口業務にあたる市の職員等がオレンジリボンを付ける啓発活動を実施。</li> <li>■児童虐待防止啓発パネル展示 令和6年11月1日(金)～11月30日(土) 市役所1階</li> <li>令和6年11月1日(金)～11月30日(土) 七生支所</li> <li>■市内小学校への出前授業の実施</li> <li>■庁用車やごみ収集車に虐待防止啓発マグネットシートを装着 令和6年11月1日(金)～30日(土)</li> </ul>	A	-
83	③日野市子ども家庭支援ネットワーク連絡協議会（要保護児童対策地域協議会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■児童福祉法第25条の2に法定された要保護児童対策地域協議会の位置づけで設置。</li> <li>■子どもとその家庭への支援を総合的に推進することを目的に、子どもに関わる関係機関の情報の交換や連携を図るための運営協議会。</li> <li>■代表者会議、地域別会議、個別ケース会議等構成メンバーや会議の目的にそって複数の会議を開催し連携を深めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■増加の一途である要保護・要支援児童及びその家庭の支援を進めるため、関係機関の連携の必要性はますます高まっている。</li> <li>■子ども家庭支援センターは、警察、児童相談所、教育委員会、健康福祉部等の行政関連部署、その他子育て関連機関間の調整役として引き続き連絡協議会に入る機関の拡充と更なる連携強化を図っていく。</li> </ul>	子ども家庭支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子ども家庭支援ネットワーク連絡協議会代表者会議開催（令和6年7月11日）</li> <li>■子ども家庭支援ネットワーク連絡協議会地域別会議（第1回）令和6年6月～7月 各中学校区毎に開催</li> <li>（第2回）令和7年1月～2月 各中学校区毎に開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■代表者会議 7月11日に開催。</li> <li>■地域別会議 各中学校区ごとに第一回を6月～7月、第二回を1月～2月に開催。</li> <li>■個別ケース会議 58回開催。関係機関と支援体制を整備。</li> </ul>	A	-
84	④健康課との連携強化 ※令和3年度の組織改編により健康課母子保健部門を子ども家庭支援センターに編入	<ul style="list-style-type: none"> <li>■四半期に一度、健康課との連携強化会議を実施。</li> <li>■連携に関する取り決めや、気になる乳幼児についての情報交換を行い、双方の支援サービスを適切に運用できるように努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■健康課と子ども家庭支援センターが組織的に連携し、児童虐待の早期発見・防止・迅速な対応を行う。</li> <li>■健康課の「乳児家庭全戸訪問事業」と子ども家庭支援センターの「育児支援家庭訪問事業」が連携して実施できるよう連携体制を整備する。</li> </ul>	子ども家庭支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>■引き続き事例検討会や支援方針会議、スーパービジョンへ参加することで密な連携体制を構築していく。</li> <li>■乳幼児健診への相談支援関係のケースワーカーの関わりを引き続き実施し、迅速かつ適切な支援を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■母子保健係で実施している事例検討会に相談支援関係のケースワーカーが参加</li> <li>■相談支援係で実施している支援方針会議に母子保健係の保健師が参加</li> <li>■母子保健係で実施しているスーパービジョンに相談支援関係のケースワーカーが参加</li> <li>■相談支援係で実施しているスーパービジョンに母子保健係の保健師が参加</li> <li>■乳幼児健診時、アンケートの記入内容によって、相談支援関係のケースワーカーが直接保護者へ聞き取りを実施</li> </ul>	A	子ども家庭支援センター運営協議会で委員の意見を聴取、必要に応じて反映

A：順調（計画どおり又は計画以上に進んでいる）  
 B：おおむね順調（計画どおりに進んでいるが、需要増などの課題がある）  
 C：順調ではない（計画や需要に対する課題が多い）  
 D：評価対象外（社会情勢の変化等の影響で事業が未実施）

No.	事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	担当課	令和6年度の取り組み	令和6年度の実績	令和6年度実績の評価	課題 ※評価がAの場合でも、課題があればご記入ください
85	⑤虐待防止マニュアルの活用	■平成19年度発行の虐待防止マニュアル及び、平成23年度発行のハンドブックの活用については、各種会議などの際に各関係機関に呼びかけている。	■今後も、各関係機関への周知及び呼びかけは継続し、各関係機関の対応力の向上を目指す。 ■子ども家庭支援センターと児童相談所との共有ガイドラインの改正に伴い、マニュアルの更新や活用について検討する。	子ども家庭支援センター	■児童虐待対応マニュアルを改訂し、関係機関へ配布する。 ■虐待マニュアルの活用について、ネットワーク会議などで周知していく。	■虐待マニュアルの活用について、ネットワーク会議などで周知した。	A	-
86	⑥養育家庭啓発活動	■養育家庭とは、様々な事情により家庭で養育を受けることができない児童を、養子縁組を目的とせず家庭的環境の中で養育をし、児童の健やかな成長を図る事業。 ■養育家庭制度の周知や理解を深め、登録家庭の増加を図ることを目的として、養育家庭普及活動月間の取り組みや養育家庭体験発表会の開催などを実施している。	■児童虐待や養育困難家庭の相談が増え、児童養護施設への入所児童数も増加している中、養育家庭のニーズはますます高まっている。 ■事業の主体である児童相談所と協力し、引き続き養育家庭普及活動月間の取り組み、養育家庭体験発表会の開催など啓発活動の充実を図り、市民の理解と協力を求めていく。	子ども家庭支援センター	■令和6年10月20日(日) 子ども包括支援センターみらいく(多目的室) 「里親家庭体験発表会」 (1)養育家庭の体験発表 (2)基調講演	■令和6年10月20日(日) 子ども包括支援センターみらいく(多目的室) 「里親家庭体験発表会」 (1)養育家庭の体験発表 (2)基調講演 (3)参加人数 67名	A	-

(2) ひとり親家庭への相談機能・情報提供の充実

87	①母子・父子自立支援員の相談体制の充実	■母子・父子自立支援員は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭及び父子家庭、寡婦を対象に相談に応じ、自立に必要な情報提供・助言など行ったり、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。 ■具体的にはひとり親家庭の生活上の問題、就業についての相談、養育費、母子及び父子福祉資金・女性福祉資金の貸付等、様々な相談を受けたり、必要な支援につなげていく。	■ひとり親家庭の実状に合った極め細やかな支援を行うため、母子・父子自立支援員は他課との密な連携を取ったり必要な研修を受けて相談体制を更に充実していく。	セーフティネットコールセンター	■子育て課より送付する、児童育成手当及び児童扶養手当の現況届の案内にひとり親相談窓口やセミナー等についての記載を追加又はチラシを同封する。 ■児童扶養手当の現況届提出のため来所したひとり親世帯に対し、世帯の状況や困りごとの有無などを把握するためのアンケートを実施し内容を施策に反映する。 ■アンケート回答の際、相談希望者はセーフティネットコールセンターの窓口案内してもらう。 ■8月の児童扶養手当現況届に合わせ、臨時の相談窓口を開設(8月土曜日及び木曜日夜間等)し、就労で平日時間内の来所が難しいひとり親の方の相談需要を検証する。 ■令和5年度より開始した「ひとり親家庭養育費確保サポート事業」の弁護士無料相談では母子・父子自立支援員が連携して相談者を支援していく。また、養育費に関して公正証書作成手数料や調停、裁判費用を要した方への助成にも繋げていく。	■児童育成手当及び児童扶養手当の現況届の案内(子育て課送付)にひとり親相談窓口等のチラシを同封した。 ■児童扶養手当の現況届提出の際にひとり親世帯に対し、世帯の状況や困りごとの有無などを把握するためのアンケートを実施した。 ■令和6年度はアンケート回収をデジタル回答とアンケート用紙回答の併用にした。アンケート回収数 = 302人 ■8月の児童扶養手当現況届に合わせ8月3日(土)、4日(日)の両日午前中及び8月6日(火)、8日(木)夜間に臨時相談窓口として、子育て課(みらいく)にて開設したが、現況届提出が郵送も可能になったことで相談件数が減少した。 相談対応件数 = 6件 ■養育費確保支援事業(手数料支援) 申請件数=12件 支給総額=198,664円(弁護士相談) 延べ56件	B	■ひとり親家庭の相談にきめ細やかに応じるために母子・父子自立支援員が活用できる制度の習得や研修が更に必要である。 ■8月の臨時相談窓口については、相談件数が減少した。理由は児童扶養手当の現況届が郵送でも可能となり窓口に来所、届出する方が減少したことによる。今後は、臨時相談窓口の方法も検討が必要である。
88	②情報提供の充実	■「ひとり親家庭のしおり」を作成し、市役所をはじめ各所にて配布し、国、都、市及び関係機関の実施する事業等、必要な情報を必要な世帯に提供する。	■改訂版を作成(不定期)し、情報の更新を図る。また広報やホームページを活用し、常に新しい情報の提供ができるよう、情報収集を行う。	セーフティネットコールセンター	■引続き「ひとり親家庭のしおり」を関係機関に配布し、必要な世帯が必要な資源につなげられるよう配慮する。 ■広報やホームページを活用し、国、都、市及び関係機関の実施する事業等、最新の情報を必要な世帯に提供する。 ■「ひとり親家庭のしおり」の改正に向け、改訂内容や時期の検証を行う。	■引続き「ひとり親家庭のしおり」を関係機関や相談者に配布した。 ■広報やホームページを活用し、国、都、市及び関係機関の実施する事業等、最新の情報を必要な世帯に提供した。 ■「ひとり親家庭のしおり」の改訂版を作成発行した。	A	■「ひとり親家庭のしおり」が原則5年に1回の発行だったが、子育て関係の制度の改正が多いため、発行期は検討が必要である。

A：順調（計画どおり又は計画以上に進んでいる）  
 B：おおむね順調（計画どおりに進んでいるが、需要増などの課題がある）  
 C：順調ではない（計画や需要に対する課題が多い）  
 D：評価対象外（社会情勢の変化等の影響で事業が未実施）

No.	事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	担当課	令和6年度の取り組み	令和6年度の実績	令和6年度実績の評価	課題 ※評価がAの場合でも、課題があればご記入ください
89	③ひとり親支援セミナー	■ひとり親の方々の養育費やライフプラン等、生活に役立つ様々な情報提供の場として専門家によるセミナーを開催する。	■年2～3回、単発又は連続講座として開催する。また年間のセミナー予定を児童扶養手当の現況届のお知らせと同封するなどして、周知を図る。 ■専門家や事業担当者による個別相談会も検討する。	セーフティネットコールセンター	■年2回、ひとり親家庭に役立つ題材として取り上げたセミナーを開催する。 ■セミナー予定を児童扶養手当の現況届のお知らせと同封するなどして、周知を図る。 ■専門家や事業担当者による個別相談会も検討する。	■セミナーを年2回実施。 【1回目】 日時：令和6年12月14日（土）午後2時～4時 内容：子どものこころとからだ 参加者数：3名 【2回目】 日時：令和7年3月1日（土）午前10時～12時 内容：子どもの教育費の準備と子どもが育った後の私のくらしの作り方 参加人数：5名	B	■セミナーの参加者が少ないため、周知の方法やひとり親家庭が必要とする情報とマッチするテーマの選択が必要である。
90	④母子・父子自立支援プログラム策定事業	■母子・父子自立支援プログラム策定員が児童扶養手当受給者等の自立を促進するために就労相談を受け、それぞれの状況やニーズ等に応じた自立目標や支援内容について個別の計画書を作成する。 ■ハローワークと連携しながら具体的な就労につなげ、就労開始後も継続的な自立の支援を行う。	■母子・父子自立支援員が受ける様々な相談の中で、対象となり得る人へ積極的にアプローチをしていく。さらに就労支援員やハローワークとも連携を密にし、継続的な支援を行う。	セーフティネットコールセンター	■プログラムの適用を拒否する相談者についても、適用のメリット等を分かりやすく伝えるなど、丁寧に説明を行い、プログラムによる支援につなげていく。 ■引き続き、ハローワークと密に連携し、就労による自立につながるよう、継続的な支援をおこなう。 ■「ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業」については、プログラム策定が貸付条件となるため、対象者へプログラム策定への理解を促す。	■最終的にプログラム策定に至らずともハローワークと連携し、就労に繋がるよう継続的な支援を行った。 ■プログラム策定者=2人 ■就労支援対象者=6人 ■就職内定者=2人	B	■自立支援教育訓練給付金の制度が変更となり、支給を受けるために、母子父子自立支援プログラムを作成することとなった。作成に当たっては丁寧な聞き取りの上、各世帯にとっての自立目標を設定し、きめ細やかな支援が必要となる。
91	①母子生活支援施設入所支援	■18歳未満の子どもを養育している母子家庭の母が、生活上の様々な問題のため十分な養育ができない場合に、母子で入所する児童福祉施設。 ■母子家庭の母からの申請により個々の世帯の実情を鑑み、入所を実施する。 ■入所期間を概ね2年とし自立支援計画を立てる。	■母子関係に問題を抱える深刻な例が増えていることから、施設への入所が必要であると思われる世帯を1日でも早く支援につなげるため、母子・父子自立支援員の相談だけでなく、庁内関係各課・各機関と連携を密にしながら支援を行う。 ■入所後は自立支援計画を立て、施設だけでなく庁内関係各課・各機関と連携をし、退所後の地域での生活を見据えた支援を行う。	セーフティネットコールセンター	■引き続き、母子の生活や子の養育等に不安があり、施設への入所が必要な世帯へ子ども家庭支援センターほか、関係機関と連携し、入所に向けたアプローチを行い、個々の状況に応じて、安心して入所を向かえられるよう支援を行う。 ■入所中の世帯には、関係機関や施設と連携し、地域での自立した包括的な支援を行う。	■引き続き、母子の生活や子の養育等に不安があり、施設への入所が必要な世帯へ子ども家庭支援センターほか、関係機関と連携し、入所に向けたアプローチを行った。結果として新規の入所はなかった。 ■入所中の世帯についても、関係機関と連携し、地域での自立に向け包括的な支援を行った。 ■令和6年度4月1日時点での入所世帯数=1世帯 ■令和6年度中に新たに入所した世帯= 0世帯 ■令和6年度中に退所した世帯=0世帯	B	■入所等ルールがある住居に対する抵抗が強く、入所に繋がらないケースが多い。
92	②母子家庭等自立支援給付金（教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等）	■【母子家庭等自立支援教育訓練給付金】 母子家庭の母及び父子家庭の父が就職につながる能力開発のために受講した教育訓練講座の受講料の一部を助成する。 ■【母子家庭等高等職業訓練促進給付金】 母子家庭の母及び父子家庭の父が、就職に有利な国家資格を取得するため、養成機関において修業している場合、一定期間経済的支援を行う。 ■【ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の案内】 上記高等職業訓練促進給付金を受給する方に対し、東京都福祉協議会が実施する「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」の案内をおこなう。	■就労相談時に制度の周知を図る。 ■広報・ホームページに掲載中の制度内容について、利用した場合の具体的な流れや、利用状況などの掲載を検討する。 ■ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業は、一定の条件をクリアすれば、貸付金の償還が免除されるため、相談時には必ず制度の説明を行う。	セーフティネットコールセンター	■就労相談時に自立支援給付金制度の案内を行う。 ■広報・ホームページに掲載中の制度内容について、利用した場合の具体的な流れや、利用者の声を載せるなどより一層の啓発を図る。 ■社会福祉協議会で実施している、「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」は、一定の条件をクリアすれば、貸付金の償還が免除されるため、活用が見込める方には給付金の案内とセットで制度の案内を行う。	■広報及びチラシ、HP等でわかりやすい情報提供を心掛けて対応した。 ■教育訓練給付金支給=2名 ■高等職業訓練促進給付金支給=6名 ※取得を目指す資格の主なもの 理容師、美容師、保育士、歯科衛生士など ■終了支援給付金支給=2名 取得した資格…正看護師、歯科衛生士	A	■資格取得の相談は増えているが、支援制度も多様化していることから相談者の状況を丁寧に確認し、相談者のニーズにあった制度案内をする必要がある。また、引き続き相談者の生活状況等も加味して資格を活かして安定した就労に繋げるためキャリアカウンセリングをする必要がある、相談員の専門的な知識が必要となる。

令和7年度日野市子ども・子育て支援会議 資料2

新！ひのっ子すくすくプラン 第2期 (第4章162事業) 令和6年度の実績・評価・課題

A：順調（計画どおり又は計画以上に進んでいる）  
 B：おおむね順調（計画どおりに進んでいるが、需要増などの課題がある）  
 C：順調ではない（計画や需要に対する課題が多い）  
 D：評価対象外（社会情勢の変化等の影響で事業が未実施）

No.	事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	担当課	令和6年度の取り組み	令和6年度の実績	令和6年度実績の評価	課題 ※評価がAの場合でも、課題があればご記入ください
93	③求職活動中の一時保育料の免除	■母子家庭・父子家庭の就労を支援するため、母子・父子自立支援員が証明書を発行し、求職活動中、一時保育を利用する場合の保育料を免除する。	■ひとり親支援を所管しているセーフティネットコールセンターと、一時保育を所管している子ども家庭支援センターとの連携を密にし、積極的に周知を行っていく。	子ども家庭支援センター	■都補助が終了となったが、引き続き実施していく。	■要綱の見直しにあたり、セーフティネットコールセンターと利用希望者への対応方法について確認した。	A	-
				セーフティネットコールセンター	■「日野市ひとり親家庭等求職活動支援一時保育利用補助事業実施要綱」による求職活動中の一時保育料の免除は令和6年3月末をもって要綱廃止により終了。今後はより丁寧な聞き取りを行い、必要な方は対象者を拡大した子ども家庭支援センター実施の減免制度利用につながるよう引き続き情報提供等で支援していく	-	-	
94	④母子及び父子福祉資金・女性福祉資金の貸付	■ひとり親家庭の生活安定と児童の福祉の増進を図るため、母子及び父子福祉資金・女性福祉資金福祉資金として必要な各種資金の貸付を行う。	■広報・ホームページを活用し制度の周知を図る。 ■自立支援策として積極的な活用をすすめるために、臨時的相談窓口を開設（8月の土曜日）する。	セーフティネットコールセンター	■相談や手続きなどに来庁できないとの相談が多く、時間外の対応が必要。窓口の対応時間についての柔軟な対応が必要。	■広報・ホームページ・LINE等を活用し、制度の周知を図った。 ■8月の臨時的相談窓口（時間外・土曜日など）を開設し相談対応をした。 ■セミナーや関係機関を通じて情報提供を行った。	A	■貸付については資金振り込みまでに期間を要するため、余裕を持った相談が必要であることの周知に工夫が必要である。 ■臨時的相談窓口を開設し、就労されている世帯にも相談機会を確保していく。
95	⑤離婚直後のひとり親への住宅支援	■離婚直後のひとり親の世帯、離婚調停中の別居世帯の自立を支援するため、市営住宅の一部を当面の住居として一時的に提供する。（2年以内）	■住居を提供するだけでなく、入居中の生活・子の養育・就労などの諸問題や退去に向けた支援を継続的にを行い、ひとり親家庭としての自立を助していく。	セーフティネットコールセンター	■離婚相談の際に必要と思われる方全てに、制度概要の説明を行う。 ■入居後は、2年後の退去時に世帯が自立した生活が送れるよう、月1回を目安に訪問、面談等を実施し、状況の把握及び必要な助言を実施する。 ■庁内外の関係機関と情報共有を図り、連携して入所世帯の自立支援を行う。	■必要と思われる方には情報提供を行い、利用を促した。最終的に令和6年度は新規利用開始はなかった。 ■令和6年度当初利用世帯数＝1世帯 ■令和6年度末現在利用世帯数＝0世帯	B	■相談の際に制度を案内するが、子どもの学校を変えたくない等の理由で利用に繋がらないケースがある。 ■困窮している際には通常の民間住宅では備え付けられている設備（エアコン、給湯器等）を自身で購入しなければならず、費用面の負担が増えている。
96	⑥児童育成手当	■ひとり親家庭等で18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童、一定の障害等に該当する20歳未満の児童を扶養している人に児童育成手当を支給。※所得制限限度額あり。 ■児童1人につき、支給月額は育成手当13,500円、障害手当15,500円。 ■支給時期は6月、10月、2月にそれぞれ4か月分を支給。 ※令和2年3月現在	■東京都児童育成手当に関する条例に基づく東京都の制度であり、都の動向を注視しつつ、より一層適正な支給に努める。	子育て課	■子育て課内の他制度（児童扶養手当、ひとり親医療費助成等）や他課（市民窓口課、セーフティネットコールセンター、障害福祉課）と連携し、申請漏れがないよう努める。	■配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律が施行され、保護命令の根拠規定を引用する児童扶養手当法施行令が所要の改正が行われたことに伴い、国制度に準じた規則改正を行った。 ■所得税法に規定する扶養控除の取扱いに関し、30歳以上70歳未満の控除対象扶養親族に国内居住要件が設けられたことを踏まえ、児童扶養手当法施行令及び児童扶養手当法施行令において、所得基準額の算定に当たり勘案する扶養親族等について必要な見直しがあり、東京都児童育成手当条例施行規則が国制度に準じた改正が行われたことに伴い、都施行規則の改正に基づく規則改正を行った。 ■子育て課内の他制度（児童扶養手当、ひとり親医療費助成等）や他課（市民窓口課、セーフティネットコールセンター、障害福祉課）と連携し、申請漏れがないよう努めた。	A	-
97	⑦児童扶養手当	■ひとり親家庭、それに準ずる家庭で、18歳に達する日以後の最初の年度末までの児童（一定の障害児は20歳未満）を養育している父又は母又は養育者に児童扶養手当を支給。 ■所得に応じて支給額を決める。子ども1人の場合、44,140円～10,410円。子ども2人目10,420円～5,210円、3人目以降1人につき6,250円～3,130円の加算。 ■支給時期は1月、3月、5月、7月、9月、11月の奇数月に前2か月分を支給。 ※令和2年3月現在	■児童扶養手当法による国の制度であり、法改正等に伴う制度改正に速やかに対応する。 ■困難な状況にある場合が多いひとり親等への経済的支援であり、国の動向を注視しつつ、法令に則った、より一層適正な支給に努める。	子育て課	■令和6年11月の児童扶養手当法改正により、令和6年11月分（令和7年1月支払月）より、所得制限限度額の引き上げ、第3子以降の多子加算額の増額を行った。 ■子育て課内の他制度（育成手当、ひとり親医療費助成等）や他課（市民窓口課、セーフティネットコールセンター、障害福祉課）と連携し、申請漏れがないよう努める。 ■令和6年4月分より、政令に基づき支給額改定。 子ども1人の場合、45,500円～10,740円。子ども2人目10,750円～5,380円、3人目以降1人につき6,450円～3,230円の加算。（令和6年11月以降は3人目以降（2人目と同額）10,750円～5,380円）。	■令和6年11月の児童扶養手当法改正により、所得制限限度額の引き上げ、第3子以降の多子加算額を増額し、適切な支給を行った。 ■児童扶養手当法等に基づき「自動物価スライド制」が採られており改正政令に基づく改定額による適切な支給を行った。 ■配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律が施行され、保護命令の根拠規定を引用する児童扶養手当法施行令が所要の改正が行われたことに伴い、適切な支給を行った。 ■所得税法に規定する扶養控除の取扱いに関し、30歳以上70歳未満の控除対象扶養親族に国内居住要件が設けられたことを踏まえ、児童扶養手当法施行令において、所得基準額の算定に当たり勘案する扶養親族等について必要な見直しがあったことに伴い、適切な支給を行った。 ■子育て課内の他制度（育成手当、ひとり親医療費助成等）や他課（市民窓口課、セーフティネットコールセンター、障害福祉課）と連携し、申請漏れがないよう努めた。	A	-

A：順調（計画どおり又は計画以上に進んでいる）  
 B：おおむね順調（計画どおりに進んでいるが、需要増などの課題がある）  
 C：順調ではない（計画や需要に対する課題が多い）  
 D：評価対象外（社会情勢の変化等の影響で事業が未実施）

No.	事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	担当課	令和6年度の取り組み	令和6年度の実績	令和6年度 実績の 評価	課題 ※評価がAの場合でも、 課題があればご記入ください
98	㊸ひとり親家庭医療費助成制度	■18歳に達した日の属する年度の末日（障害のある場合は20歳未満）の児童を監護等しているひとり親家庭等の母または父または養育者で、各種医療保険に加入し所得限度額の範囲内の者にマル親医療証を発行し、該当者、該当児童の受診時に保険診療の一部負担金（の一部）を助成。 ※令和2年3月現在	■ひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱等に基づく東京都の制度であり、市でも条例等を整え事業遂行している。 ■東京都の動向を注視し、条例等に基づいた、より一層適正な助成に努め、ひとり親家庭等の保健・福祉の向上を図り、その自立を支援する。	子育て課	■令和6年11月の児童扶養手当等改正による所得制限限度額の引き上げに伴う新たな対象者に対し、申請の勧奨・説明を通じて申請漏れのないように努める。 ■令和6年11月の児童扶養手当等改正による所得制限限度額の引き上げに伴う規則改正を行う。 ■子育て課内の他制度（児童扶養手当、育成手当等）や他課（市民窓口課、セーフティネットコールセンター、障害福祉課）と連携し、申請漏れがないよう努める。	■所得制限限度額の引き上げに伴う新たな対象者に対し、申請の勧奨・説明を通じて申請漏れのないように努めた。 ■児童扶養手当等改正による児童扶養手当の支給の制限に係る所得基準額を引き上げに伴い、規則改正を行った。 ■所得税法に規定する扶養控除の取扱いに関し、30歳以上70歳未満の控除対象扶養親族に国内居住要件が設けられたことを踏まえ、児童扶養手当法施行令において、所得基準額の算定に当たり勘案する扶養親族等について必要な見直しに伴い、規則改正を行った。 ■母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令等改正に伴い、規則改正を行った。 ■健康保険証交付廃止等に伴い、規則改正を行った。 ■児童扶養手当等のひとり親支援制度や他課（市民窓口課等）との連携により申請漏れのないように努めた。 ■令和8年度からのPMH導入にむけてのシステム改修及び各連携機関との調整を行った。	A	-
99	㊸ひとり親家庭ホームヘルプサービス	■日常生活に著しく支障をきたしているひとり親家庭に、申請に基づき原則月12回以内、軽微な自己負担でホームヘルパーを派遣する。 ■生活、育児等の支援を行うことで親の就業機会の保持につなげる等、ひとり親家庭の福祉の向上、生活の安定と自立を図る。 ※令和2年3月現在	■東京都ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業実施要綱に基づく制度で補助あり。市も要綱を制定し事業を実施。 ■支援が必要なひとり親世帯にサービスを提供できるよう事業内容の周知を図り、ヘルパーや事業者等人材確保に努め、支障ない事業遂行に努める。 ■国、東京都の事業目的や動向を注視し、事業の適正な運用を図る。	子育て課	■利用希望者がサービスを必要とする状況をしっかりと把握し、サービス提供に努める。 ■実績報告の内容を考慮し、事業者と利用者の相互理解につながるよう努める。	■利用希望者がサービスを必要とする状況をしっかりと把握し、サービス提供に努めた。 ■利用事業者を1事業者から2事業者に拡大し、ヘルパーの安定した確保に努めた。 ■実績報告の内容を考慮し、事業者と利用者の相互理解につながるよう努め、トラブルの際には関係各所に聞き取りを行う等解決に向け取り組んだ。 ■令和7年度予算委託単価を都基準に合わせて見直しを行った。	A	■他市と比較して対象人数あたりにかかる費用が多額。他市の状況や庁内類似制度を要確認。

(4) 不登校・ひきこもりの子への支援

100	①不登校やひきこもりの子の居場所づくり	■不登校やひきこもりの子の居場所として市内に10か所の児童館がある。児童館には、児童厚生員が配置されていて、学校の先生や親など保護者とは違う立場で子どもと接し、見守りや相談相手としての役割を果たしている。 ■その他、市内の居場所となる施設を周知する。	■教育委員会や小中学校と連携し、また保護者に対しても、居場所としてのPRを図る。	子育て課	■引き続き、児童館が持つ機能をより効果的に発信する方法を検討し、多方面での理解に努める。また、これまでの事例を参考に、他の児童館においても学校や日野市発達・教育支援センター「エル」とさらに連携を図る。	■不登校児童に関する相談があった際に、児童館を紹介するなど、居場所として利用ができることを周知した。 ■様々な会議等の機会を通じて、児童館を利用している不登校の子について関係機関と情報共有を行った。 ■児童が職員とのつながりを保ち継続して児童館を利用できるよう、職員は児童に常に声をかけ、児童にとって居心地の良い居場所をつくれるよう心掛けた。	A	-
101	②長期間の欠席状況にある子どもたちの教室「わかば教室」	■長期間の欠席状況にある児童・生徒が通室している「わかば教室」では、社会的自立の醸成並びに学習及び学校復帰等の支援に重点を置いている。 ■児童・生徒の学校生活における精神的な悩み、人間関係での不安、長期間の欠席状況にある・登校しづらいなど環境や学習等の問題に関する相談や支援、健全育成に関する調査並びに資料提供や助言を行っている。 ■eラーニングシステム「アクティブラーニング[日野版]」を導入し、通室生の個に応じた学習支援をICT活用教育推進室と協力して実施している。	■長期間の欠席状況にある子どもを対象に、学ぶ意欲と基礎・基本の定着を図り、社会的自立の醸成並びに学校復帰を目指す。各関係機関との連携を密にし、一人ひとりへの個に応じた対応の体制を作っていく。	教育センター	■わかば教室と学校との連絡を密に行い、通室生が抱えている様々な課題に対処する。 ■わかば教室に通う児童・生徒の抱える課題や悩みに対してカウンセラーが随時相談にのり、その内容を学校や家庭、関係機関と共有する。 ■オンラインわかばを毎日実施するとともに、オンラインを活用した相談活動も実施する。 ■わかば教室に登録しているが、通室出来ない児童・生徒にカウンセラーから連絡を入れ相談活動を行う。	■わかば教室では、小学生57人、中学生69人、合計126人の児童・生徒が通室した。 ■通室した児童・生徒のうち、年度内に学校（転校を含む）復帰できた児童は4人、生徒は2人であった。 ■わかば教室に通う児童・生徒について、小学6年生19人、中学3年生34人の進路が決定した。 ■令和5年度、火・水・木曜日の一部時間において実施していた「オンラインわかば」を令和6年度は毎日実施した。 ■通室生の在籍校との連絡会では、効率的に打合せを行うため、オンラインも活用し実施した。 ■わかば教室では、学校への登校を希望する通室生の環境を調整するなどの支援を行った。 ■わかば教室に登録しているが、わかば教室にも学校にも行っていない児童・生徒にカウンセラーから連絡を入れるところ、通室につながった児童・生徒がいた。	A	-

A：順調（計画どおり又は計画以上に進んでいる）  
 B：おおむね順調（計画どおりに進んでいるが、需要増などの課題がある）  
 C：順調ではない（計画や需要に対する課題が多い）  
 D：評価対象外（社会情勢の変化等の影響で事業が未実施）

No.	事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	担当課	令和6年度の取り組み	令和6年度の実績	令和6年度 実績の 評価	課題 ※評価がAの場合でも、 課題があればご記入ください
102	③学校登校支援	<p>■日野サンライズプロジェクトの趣旨に則り長期欠席状況にある児童・生徒の学校復帰を目指す支援を行う。</p> <p>■各小中学校より教育センターに月毎に報告される「出席状況調査（児童・生徒の出・欠席の状況調査）」の集約・分析を通して対応策を検討する。</p> <p>■小・中学校訪問（対応策相談・助言・ケース会議への参加。）</p> <p>■児童・生徒の育成に係る関係機関との連携を進める。（日野市「わかば教室」、日野市発達・教育支援センター「エール」、子ども家庭支援センター等）</p> <p>■その他、必要に応じて長期欠席状況にある児童・生徒の支援につながること。</p>	<p>■各小中学校に日野サンライズプロジェクトの周知を図り、長期間欠席状況にある児童・生徒の出現を未然に防ぐ取組みを行う。</p> <p>■出席状況調査の分析を深め対応策の向上を図る。</p> <p>■長期間欠席状況にある児童・生徒の学校復帰を図るための支援策として各関係機関との連携を更に進めていくとともに、各学校に登校支援のためのケース会議開催を積極的に進めていく。</p>	発達・教育支援課	<p>■指導主事、統括指導主事、SSW、子ども家庭支援センターそれぞれがそれぞれの立場から、連携・協力しながら、学校、保護者、関係機関へ啓発、周知を実施する。</p>	<p>■SSWが校内委員会に出席し、教室での適応状況や教員の困り感等を把握し、学校内やエールでの支援、連携を図った。</p> <p>■子ども家庭支援センター、エール、教育センター、教育指導課による情報共有の会議を2か月に1回実施した。</p>	B	<p>■長期欠席状況にある児童・生徒への支援策について、より一層、関係機関の情報共有や役割分担の場や機会が必要。子ども家庭支援センターやSSW、校内委員会が主催するケース会議の機会を増やすなどの工夫と意識づけをする</p>
				教育センター	<p>■教育支援コーディネーターが出席状況調査の集計及び分析を行い、支援についての助言や関係機関との連携に向けて調整を行う。</p> <p>■併せて、分析に基づいて、不登校総合対策の基礎資料を作成する。</p> <p>■出席状況調査を中心に、わかば教室利用者の学校での様子も把握し、必要に応じて学校とわかば教室の連携調整を図る。</p> <p>■全小・中学校訪問を実施し、不登校の現状・校内委員会の運営状況・別室支援教室等の運営状況の情報共有を行い、助言や関係機関との連携を行う。</p> <p>■不登校支援パンフレット（令和6年度版）を発行し、相談窓口等の情報を提供する。</p> <p>■不登校に係る教育相談を受け、情報の提供や学校・関係機関との連携調整を行う。</p>	<p>■日野市全体の不登校状況の分析を行い、現状状況や家庭、関係機関との連携等について助言を行うとともに、日野市における傾向分析等を踏まえ、不登校総合対策策定の関連資料を整備した。</p> <p>■わかば教室通室者の学校との関係について把握し、状況に応じてカウンセラーや指導員と連携した支援・調整を行った。</p> <p>■学校訪問を行い、校外専門機関やSSWとの連携のための調整を行った。</p> <p>■令和6年度版不登校支援パンフレットを9月に作成し、市立小中学校の全保護者に電子配信を行うとともに、日野市及び日野市立教育センター双方のホームページを活用した広報を行った。</p> <p>■フリースクール等と小中学校生活指導主任との情報共有・協議会を開催した。</p>	A	-
				子ども家庭支援センター	<p>■引き続き情報交換を続けていく。</p>	<p>■年4回の共有会議の実施</p> <p>■個別ケースにおける連携</p>	A	-
103	④スクールソーシャルワーカー（SSW）	<p>■東京都のスクールソーシャルワーカー活用事業（補助率1/2）を活用し、不登校やいじめ、経済的困窮や養育困難など健全育成上課題を抱える児童生徒及びその家庭に対し、学校からの依頼により、スクールソーシャルワーカー（SSW）を派遣し必要な支援を行う。</p>	<p>■SSWは、社会福祉等の専門的知識等を有し、関係機関等と連携して児童・生徒が置かれた環境への働きかけを行い、児童・生徒の教育・生活環境の改善を図るもので、現在社会的ニーズが高まっている。</p> <p>■平成26年度からSSWの配置を開始したが、学校からの需要が高い。このため、必要とするSSWの配置を行い、適切な支援ができる体制を整えていく。</p>	発達・教育支援課	<p>■スクールソーシャルワーカーに継続的なSVを実施し、レベルアップを図る。</p> <p>■スクールソーシャルワーカー内での情報共有を会議内で行い困難ケースなどにはチームとして対応できるように連携を強化する。</p> <p>■スクールソーシャルワーカーの介入により、不登校等の生活指導上の課題や養育環境の改善を図る。また、関係機関との連携による学校の支援体制の充実と教職員の生活指導における資質向上を図る。</p>	<p>■市としてのSVのほか、都教委主催の研修会で専門性の向上を図った。</p> <p>■学校訪問や校内委員会で教職員との情報を密にし、学校内外の資源を活用して一人ひとりの困り感に合った支援を行った。</p>	B	<p>■支援の方法やソーシャルワークの考え方がSSWごとに統一されていないことが課題となり、学校や担当SSWによって支援の質や量にバラつきが生じている。改めて「日野市のスクールソーシャルワークとは」という考え方の軸を明確にするようなSVや研修を充実させる</p>

方針3) 心と体の健やかな成長を支える環境づくり

104	①保育園巡回相談	<p>■臨床心理士、言語聴覚士等による定期的な巡回により発達に関する相談を保育者に対し行う。</p> <p>■発達に心配のある保護者への個別相談も実施。</p> <p>■各保育園の巡回回数：年3回。</p>	<p>■エール（日野市発達・教育支援センター）の巡回相談として、保育園、幼稚園、学童クラブ、小中学校としての一貫した体制を構築していく。</p>	発達・教育支援課	<p>■市立保育園9園、民間保育園30園、認証保育所9か園を対象に年4回、小規模保育所5園を対象に年3回巡回し、発達について保育者へのアドバイスを実施。</p> <p>■保護者のニーズに合わせて適宜個別相談の実施。</p>	<p>■令和6年度より認可認証保育園は年4回に増加し、小規模保育園は年3回から開始した。（昨年度は認可認証保育園は年3回実施、小規模保育園は実施なし。）また、個別相談も年30回に増加して実施した。（昨年度は年24回実施。）</p>	A	<p>■令和6年度より回数や対象を拡大したが、滞りなく実施できた。今後も現在の質は保ちつつ、園や保護者のニーズに応じて回数や対象拡大の検討を行う。</p>
105	②幼稚園巡回相談	<p>■臨床心理士等による定期的な巡回により発達に関する相談を教諭に対し行う。</p> <p>■各幼稚園の巡回回数：年3回。</p>	<p>■エール（日野市発達・教育支援センター）の巡回相談として、保育園、幼稚園、学童クラブ、小中学校としての一貫した体制を構築していく。</p>	発達・教育支援課	<p>■市立幼稚園3園、民間幼稚園10園を対象に年3回巡回し、発達について教諭へのアドバイスを実施。</p>	<p>■市立幼稚園3園、民間幼稚園10園を対象に年3回巡回し、発達について教諭へのアドバイスを実施。</p>	A	<p>■巡回対象児の保護者に同意を得て実施。保護者にフィードバックし、保護者が子どもを客観的に理解し適切な対応が図れるよう助言や指導を行っている。</p>
106	③学童クラブ巡回相談	<p>■臨床心理士等による定期的な巡回により発達に関する相談を指導員に対し行う。</p> <p>■各学童クラブの巡回回数：年2回。</p>	<p>■エール（日野市発達・教育支援センター）の巡回相談として、保育園、幼稚園、学童クラブ、小中学校としての一貫した体制を構築していく。</p>	発達・教育支援課	<p>■市内学童クラブ29か所を対象に年2回巡回し、発達について指導員へのアドバイスを実施。</p>	<p>■市内学童クラブ29か所を対象に年2回巡回し、発達について指導員へのアドバイスを実施。</p>	A	<p>■情報共有できる場を設定していく必要がある。</p>

A：順調（計画どおり又は計画以上に進んでいる）  
 B：おおむね順調（計画どおりに進んでいるが、需要増などの課題がある）  
 C：順調ではない（計画や需要に対する課題が多い）  
 D：評価対象外（社会情勢の変化等の影響で事業が未実施）

No.	事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	担当課	令和6年度の取り組み	令和6年度の実績	令和6年度実績の評価	課題 ※評価がAの場合でも、課題があればご記入ください
107	④エール学校派遣心理士	■市スクールカウンセラー（小学校配置）を、エールの相談事業との一体化を図るためエール学校派遣心理士へ変更 ■エール相談者の学校での状況観察、発達面の評価等を行う。	■学校とエール（日野市発達・教育支援センター）が連携し、子どもを見守る体制をさらに強化する。	発達・教育支援課	■小学校17校、中学校8校と市内全小中学校の派遣になる。 ■中学校でも発達検査の実施が増えていくことが想定され、学校やエール心理士との連携の中で役割分担も行いながら、必要な支援をしていく。	■小学校17校、中学校8校と市内全小中学校に派遣することができた。 ■各学校の特色に合わせながら、相談活動や発達検査の実施を行うことができた。	B	■市スクールカウンセラーに対する相談ニーズは大きいですが、活動時間が限られており対応しきれない状況が生じている。教職員やエールとの連携の中で、対応を調整するようにしていく。
108	⑤スクールカウンセラー	■全小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、保護者・児童・生徒・職員からの相談業務の充実を図る。	■東京都配置によるスクールカウンセラーと、エール（日野市発達・教育支援センター）の配置するエール学校派遣心理士との連携を図り、多様な相談内容に対応できる相談体制を目指す。	教育指導課	■全小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒へのカウンセリング、教職員に対する助言・研修、保護者に対する助言・援助、ストレスチェックや授業観察等の予防的対応、事件・事故等の緊急対応における児童生徒等の心のケア等を行った。	■市内小中学校全校に配置した。 ■年2回連絡会を開催した。	A	-
109	⑥保育カウンセラー	■保育カウンセラーを市立幼稚園及び希望する私立幼稚園に派遣をし、保育者・保護者に対し、支援を必要とする幼児に関するアドバイスをするともに子育てに不安を抱える保護者へのカウンセリングを行う。	■地域の保護者への子育て支援と同時に、保育者の研修にもなり、専門的な視点からのアドバイスが、子どもの良き成長へとつながっている。継続して保育カウンセラー事業に取り組んでいく。	学務課	■市立幼稚園及び私立幼稚園の一部に保育カウンセラーを配置し、保護者への子育て支援や保育者へのアドバイスを行っていく。	■今年度から予算拡充を行い、取組を充実させた。 ■園の状況に応じて概ね年11回程度の配置を行った。幼稚園と協働し、発達や特性に応じた関わり方や、保育の方法などにつきカンファレンスを重ねて、子どもの成長に応じた保育に生かすことができた。	A	■事業内容自体が保護者の子育て支援であり、保育者だけでなく保護者からの相談に対し直接アドバイスを行っている。

(2) 障害のある子どもとない子どもが共に育つ環境づくり

110	①専門指導事業	■言語聴覚士、作業療法士等による個別指導、心理士等による社会性を身につけるためのグループトレーニングを実施。	■個別指導、グループ指導ともに質の統一、向上化を図る。 ■指導卒業後の保育園、幼稚園、教育機関との連携を図っていく。	発達・教育支援課	■2歳児の療育について引き続き検討。 ■各指導の評価の在り方、子どもの見立ての仕方を共有し、指導の質向上を目指す。 ■エール指導の内容が、子どもの日常の場である所属先で活用できるよう、かしのきシートや評価表を活用し、職員との連携を図る。	■子ども一人ひとりの状況や保護者のニーズなどを聞き取り、個別の対応が行えている。また、グループ活動内で話をしながらニーズを聞き取り、次の活動に活かしている。所属先との連携も行って必要に応じて助言を行ったりなどもしている。	B	■心理やSTOT、保健師、保育士等が連携して、幅広い療育を提供している。幅広い支援をするには時間も必要のため、早めにエールに相談してもらうなどの周知、気軽に相談できる場所である工夫などをしていく
111	②幼児グループ事業	■お父さんの発達の経過を確認する親子の遊びのグループ。 ■年齢別に2グループ実施。（1歳6か月以降のグループ・2歳以降のグループ）	■お父さんの発達の経過観察、親同士がつながりをもてる場を設定し、幼児期の支援の場とする。	発達・教育支援課	■1歳7か月～2歳過ぎと2歳児の年齢別のグループを実施し、お父さんの発達の経過観察、保護者同士がつながりを持てる場として継続実施する。	■子ども一人ひとりの状況や保護者のニーズなどを、グループ活動内で話をしながら聞き取り、次の活動に活かしている。また、児の様子については、エール心理士との個別相談の中で、保護者にフィードバックを実施する。	A	■子ども一人ひとりの状況や保護者のニーズなどを、グループ活動内で話をしながら聞き取り、次の活動に活かしている。
112	③児童発達支援事業	■保育所等訪問支援（通園事業で療育を実施している職員が保育園等を訪問し、障害児に対し、集団生活への適応のための専門的支援を行う）を開始 ■通園事業きぼう ・3歳児クラス ・4～5歳児クラス 週5日 ・午後クラス（保育園・幼稚園と併行通園） 月2回 ■児童福祉法に基づく児童発達支援センターに変更（令和2年10月より予定）	■児童発達支援センター開設に向けて、保育所等訪問支援を開始し、地域の障害児、その家族、関係機関に対する支援を行い、障害児の中核的支援機関としての機能を果たしていく。	発達・教育支援課	■保育所等訪問支援事業では、引き続き関係機関と連携を取りながら、地域の障害児、その家族に対するよりよい支援を行う。事業の広い周知を図るとともに、地域の障害児への支援の参考になるような情報の提供を関係機関等に向けて行う。 ■多様化する児童の実態や家庭状況等を考慮し、個に応じた支援を行っていく。関係機関、保健師、就学相談担当、専門指導員等と連携をとりながら相談や支援を行う。 ■児童の摂食状況に配慮した安全・安心な給食の提供を継続する。 ■保護者支援や児童に必要な活動・行事の実施方法を検討・工夫する。	■保育所等訪問支援事業を実施。事業の周知と地域の障害児への支援の参考になるような情報提供のため、資料を作成した。今後配布予定。 ■児童の様子を保護者に電話等で補って伝えたり送迎のフォローをしたり、保健師や他機関等と連携を取りながら、個の実態や家庭の状況に応じて支援した。 ■アレルギーや児童の摂食の様子を日々確認しながら、安全・安心な給食の提供をした。 ■懇談会・参観等の保護者支援、交流活動の代替案を計画・実施した。行事ごとに保護者からアンケートを取りフィードバックした。	A	■保護者支援の一環としてきぼうだいい支援の検討・実施 ■交流活動の機会の工夫

A：順調（計画どおり又は計画以上に進んでいる）  
 B：おおむね順調（計画どおりに進んでいるが、需要増などの課題がある）  
 C：順調ではない（計画や需要に対する課題が多い）  
 D：評価対象外（社会情勢の変化等の影響で事業が未実施）

No.	事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	担当課	令和6年度の取り組み	令和6年度の実績	令和6年度 実績の 評価	課題 ※評価がAの場合でも、 課題があればご記入ください
113	④発達支援関係機関連携協議会	■子育て支援関係機関により協議会を構成し発達面や行動面、学校生活面において支援を必要とする子ども及び子どもの育ちについて不安のある家族を総合的に支援するもの。	■年1回協議会（全体会議）を開催し、左記協議会の設置要綱に定められた「テーマ別会議」「個別ケース会議」を必要に応じて開催し、子どもの発達に関する諸問題の解決に向け協議を実施していく。	発達・教育支援課	■令和6年7月に実施予定。昨年度でできた意見や課題をもとに、より具体的な意見交換できるようにする。	■7月に予定通り実施。児童発達支援センターの役割等について周知できた。	A	■継続して各機関が集まり情報共有できる場が必要。
114	⑤特別支援教育の推進	■特別な支援を必要とする児童・生徒にとって良い環境・良い指導は、全ての子どもたちにとっても良い環境・良い指導であるという「ユニバーサルデザイン」の視点に立った、ひの標準の取り組みを更に推進し、小・中学校の特別支援学級だけでなく、通常の学級に在籍している児童・生徒への積極的な教育支援を行う。 ■第5次特別支援教育推進計画（計画期間：令和2～4年度）に基づき、特別支援教育の推進のため、具体的な施策を推進する。	■特別支援教育に関わる各種施策を推進する。特に、第5次特別支援教育推進計画に掲げている下記の具体的な施策を推進する。 ■「かしのきシート」による支援情報の共有と内容の充実 ■教員の理解並びに指導力向上に向けた取り組みの推進 ■ひの標準の実践及び見直し ■特別支援教室（ステップ教室）における特別支援教育推進体制の推進	発達・教育支援課	■改定されたステップ教室運営マニュアルをもとに、学校の先生へ、校内委員会での検討等、一層の支援の強化について、研修を実施していく。	■令和6年度のステップ教室の指導の延長終了について、学校が混乱しないよう、再指導に関する考え方を示したほか、延長と退室者について学校にヒアリングを行うなどきめ細やかに対応した。	B	■令和7年度は第6次特別支援教育推進計画の見直し年度となっているため、計画の推進を含め課題を把握していく
115	⑥個別支援シート「かしのきシート」	■発達に支援を必要とする子どもが0歳から18歳までライフステージを通じて切れ目なく継続的な支援が受けられることを目的に『かしのきシート』を作成する。保護者と子どもの支援に関わる機関が連携協力することにより子どもの健やかな育ちの一助にしている。	■シート運用の安定化を図る。また、システム導入により円滑な連携を目指す。 ■シートが効果的に活用されるように、シートの中身を充実させていく。	発達・教育支援課	■令和7年度からかしのきシートの項目が変更できるように準備を進める。 ■シート記載の内容の充実のため、リタリコシステムを数校で導入し、優良な内容のシート事例の収集を図る。	■小・中学校年齢のかしのきシートについてシステム改修ができた。 ■リタリコシステムを数校で導入し、教員の指導力向上を図った。	A	■改修した項目について、教員研修を実施する必要がある。
116	⑦少年学級	■障害のある子どもたちの様々な社会参加や市民との交流をさらに増やしていくため、本事業で子どもたちの生活に即したコミュニケーションを体験できる機会を提供していく。	■保護者・ボランティアが中心となっている事業成果等を幅広く広報していくことで、多くの市民に実行委員会が企画する事業に参加してもらい、市内の学び、学び合い、相互の理解を深める交流等を促進する。	中央公民館	■特別支援教育を受けている市内在住の小・中学校に通う子どもたちを対象に、日野市少年学級事業を実施する。様々な活動をおして、参加した小・中学生が交流を深め、地域の中でいろいろな人たちと関わりが持てるような場を提供していく。 ■年間をとおして、月1回の定例会及びリトミック教室などの分科会を開催し、学級生と保護者が安心して楽しめる配慮を行う。	■特別支援教育を受けている市内在住の小・中学校に通う子どもたちを対象とした日野市少年学級事業を実施。様々な活動や体験をおして、地域の方やボランティアの大学生等と交流することができた。 【期間】令和6年4月6日～令和7年3月1日（全13回）	B	■細々とはあるが、新規参加者が入会する。それは、活動の活性化にもなり、交流する機会も増える。同じ悩みを持つ保護者やひとりひとりの子どもの特性にあった内容が活動の一環となる。今後も必要とする親子に届くように、運営方法の見直し、活動についてのお知らせを強化するだけでなく、発信方法や活動報告の場を増やしていく。
117	⑧みんなの遊・友ランド	■障害のある子どもない子ども一緒に遊び、笑顔で声かけできるようなふれあいの場をつくることを目的としたイベント。 ■子どもたちが一緒に遊び、楽しい時間を共有することでお互いを知り、助け合うきっかけづくりを行っている。 ■ボランティアスタッフ（地域の大人・学生）が障害のある子どもと接することを通して、障害への理解を深めるとともに、いろいろな人と触れ合うことで、地域活動への関心を高める。 ■青少年委員が運営を行い、特別支援学校や日野市少年学級親の会、日野市社会福祉協議会、市内大学等に協力をいただいている。 ■事業開始：平成4年2月。	■障害の有無にかかわらず、様々な人が交流する貴重な場となっているので、今後も継続し、相互理解を深めるとともに、ノーマライゼーションを啓発する。	子育て課	■障がいの有無にかかわらず子どもたちの交流が実現可能なプログラムを検討し、実施する。	■援学校のみ事前申し込み制（一般参加者申し込み不要）として、実施した。 参加者：子ども 101人 大人74人 ■約150名のボランティアスタッフが参加し、ボランティアと障害児とのマッチング等で交流することができた。 ■来場者で一つの作品を作るプログラムを通して、間接的ではあるが、障がいの有無にかかわらず子どもたちの交流を図ることができた。	B	■学生ボランティアを集めることに苦戦しており、関係団体への協力をより一層図る必要がある ■一般参加者は事前申し込み無したが、参加人数は想定より少ないため、より多くの人に参加してもらえるように検討する必要がある

A：順調（計画どおり又は計画以上に進んでいる）  
 B：おおむね順調（計画どおりに進んでいるが、需要増などの課題がある）  
 C：順調ではない（計画や需要に対する課題が多い）  
 D：評価対象外（社会情勢の変化等の影響で事業が未実施）

No.	事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	担当課	令和6年度の取り組み	令和6年度の実績	令和6年度実績の評価	課題 ※評価がAの場合でも、課題があればご記入ください
(3) 食育事業などの充実								
118	①みんなですすめる食育条例・日野市食育推進計画	■公募市民と有識者で構成される日野市食育推進会議を設置し、食育計画の進捗具合を評価・検証する。 ■家庭における食育を推進し、朝ごはんの欠食率を減らす。	■日野市食育推進会議による食育計画の進捗具合の評価・検証を継続していく。(第4期食育推進計画を令和4年度改定予定) ■家庭における食育を推進し、朝ごはんの欠食率を減らす。	健康課	■日野市食育推進会議による食育計画の進捗具合の評価・検証を行う。	■日野市食育推進会議による食育計画の進捗具合の評価・検証を行った。	A	-
119	②乳幼児及びその家族への食育推進	■離乳食の不安を低減させるため、子どもを持ったばかりの保護者に対する食育の場として「離乳食教室」を実施。参加者同士の交流の場として機能させる。	■食生活や健康に対する意識の高い乳幼児の保護者に向けて働きかけることで、生涯の健康づくりのきっかけとなるよう、継続していく。	健康課	■離乳食講座の開催	■離乳食講座の開催 全36回、510名	A	-
120	③保育園における食育推進	■保育の一環として食育を位置づけ、各保育園の創意工夫のもと計画的に食育を推進する。 ■調理保育や収穫体験、給食で日野産農産物を利用することで、食への関心を持ち、食の大切さを知る活動を実施していく。	■日野市食育推進計画に基づき、朝食の大切さをはじめ、食に関する情報を懇談会やおたより、インターネット等を用いて発信し、保護者や地域家庭の食生活や食育の充実を支援していく。 ■「保育園食育年間計画」に基づき、保育園の給食を通して、園児や保護者へ食育を実施していく。	保育課	■日野市食育推進計画に基づき、食事の大切さを市民の方に指導していく。 ①子育て広場栄養講座を実施する。インターネット等のメディアを使い給食情報を家庭に発信する。 ②朝食を食べてきたかを確認する「朝食カード」を利用したり、5歳児おにぎり作り、保護者会やおたよりなどの情報発信等で、朝食欠食率0を目指す。 ③地域のネットワークのため民間栄養士と会議を実施する。 ④年々増加傾向にあるアレルギー児に安全な給食を提供する。	■講演会・地域交流事業については、感染症感染拡大予防の為中止。こどもまつりについては参加要請なし。 ■朝食カード583名実施。 ■公民栄養士会は2回開催。 ■アレルギー対応食の提供実施	B	■感染症拡大予防の為、密になる可能性のある活動においては、例年通りの活動が一部出来なかった。
121	④学校での食育推進事業	■安全で楽しくおいしい給食をより一層推進するとともに、大地や自然の恵みを大切にし、日野市食育推進計画の遂行を図る。 ■学校給食での地産野菜の利用率の向上を図る。 ■農業体験や食材についての指導。 ■食事マナーに関する指導。 ■バランスのとれた食事の仕方などの指導。	■日野市みんなですすめる食育計画に基づき事業を実施していく。 ■給食に日産野菜をより多く使用するなど食育に関係するいろいろな機会を通して生徒・保護者へ、食や健康情報を見える形、わかりやすい形で発信し、検証していく。 ■朝食の欠食割合を改善するための情報提供等も実施していく。	学務課	■安全な日産野菜を使用した薄味で素材の味を大切にしたり手作りの給食を実施する。また、子どもたちが健全な食生活を実践する力を育むためにもひのっこシェフコンテストのメニューを学校給食に取り入れ「食」への興味を促す。 ■保護者に食に関する興味や関心を持ってもらえるような情報発信を行い、保護者への食育につながる取り組みを行う。	■毎月19日の食育の日をはじめ、11月19日の日産野菜給食の日など、全校一斉に食育の取り組みを設定するなど日野市食育推進計画に基づいた指導や情報発信を行った。 ■栄養士・調理員が生産者と連絡を密にとることにより、日産野菜利用率30.3%を達成することができた。 ■ひのっこシェフコンテストのメニューを給食に取り入れた。 ■テーブルマナー教室は、中学校全校で実施し、実践女子大学の協力をいただいた。講義と実践により、基本的な食事のマナーを学ぶ機会となった。	A	-
122	⑤学童クラブ・児童館での食育事業の展開	■市内10児童館の事業として食育事業を展開しており、子どもが自分ひとりでもできる比較的簡単なランチづくりを行うほか、もちつきや焼き芋等の季節行事や日本の伝統的行事を通して食文化を学んでいる。 ■学童クラブでは、カレーづくり等の調理体験を行い、作る側を経験することで調理の仕方や楽しさを知る場を設けている。 ■地元農家の協力のもと、芋掘り等の収穫体験をすることで生産者の立場や食材の大切さを学ぶだけでなく、食に対する感謝の気持ちも学ぶ機会を設けている。	■児童館では、食事をつくる力を身につけ、食べることの大切さや共に食べる喜び、食に対する感謝の気持ちを育むことができるような食育事業を継続して行っていく。 ■「もちつき」や「やきいも」などの実施により伝統行事や季節行事の大切さを次世代へつなぐ体験の場とする。 ■学童クラブでは、調理体験により、つくる喜びや調理への興味を引き出していく。 ■調理体験行事を通じ子ども・保護者・学童クラブ職員の交流を図り、子どもの成長の一助としていく。 ■食材の大切さや食に対する感謝の気持ちを育む機会として、作物の収穫体験行事についても引き続き行う。	子育て課	■引き続き、伝統文化の継承や季節行事など次世代へつなぐ体験の場を検討していく。	■「もちつき」や「やきいも」など伝統行事や季節行事も規模等を検討し、衛生管理も考え、地域の実情にあわせて各施設で事業を実施した。	B	■引き続き衛生管理や物価高騰などに対応し、参加者数や実施方法を見直す必要がある。

A：順調（計画どおり又は計画以上に進んでいる）  
 B：おおむね順調（計画どおりに進んでいるが、需要増などの課題がある）  
 C：順調ではない（計画や需要に対する課題が多い）  
 D：評価対象外（社会情勢の変化等の影響で事業が未実施）

No.	事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	担当課	令和6年度の取り組み	令和6年度の実績	令和6年度実績の評価	課題 ※評価がAの場合でも、課題があればご記入ください
<b>(4) 母子保健と医療体制の充実</b>								
123	①救急医療体制の充実	■救急専従医師の確保、救急車不応需ゼロ、救急室の設備改修など、市民生活に直結した救急医療の維持・継続に努めるとともに、一層の充実を図る。	■全日小児科医当直体制及び24時間365日不応需のない救急車受け入れ体制の堅持。	市立病院	■救急車受入台数2,500台以上 ■常勤救急科医1名体制の維持 ■小児科医による24時間365日救急体制の維持	■救急車受入台数2,536台 (R5年度 2,708台) ■常勤救急科医1名体制 ■小児科医による24時間365日救急受入体制の維持	A	■患者対応中などで新たに救急車の受け入れができない時間が発生する ■症例により3次救急等の医療機関搬送が適切な場合がある ■更なる医師の人材確保が必要である
124	②二次救急診療体制の充実(地域密着型の中核病院機能の発揮)	■南多摩医療圏において、一次医療を担う小児科クリニックが充実し、近隣に二次医療機関が多数存在する状況において、市立病院が果たすべき役割を十分認識し、日野市が子育てに安心を与える地域であり続けるために、更なる小児科の充実を努めていく。	■地域のクリニック及び東京都立小児総合医療センターとの連携強化。 ■分娩に伴う小児科医師や助産師とのチーム医療による新生児医療体制の堅持。	市立病院	■患者総合支援室を中心にクリニック等との更なる病診連携、地域医療における役割分担の推進 ■医療機関での産後ケアを引き続き実施 ■産科のアピール方策を検討 ■常勤産婦人科医3名以上体制の堅持	■紹介率72.4%(R5年度67.6%) ■逆紹介率122.5%(R5年度110.8%) ■分娩件数160件(R5年度175件) ■産後ケア件数19件(R6年1月開始) ■周産期連携病院として常勤産婦人科医3名以上の体制を年間通じて堅持	A	■全国的に分娩件数が減少している ■安心して分娩ができる産科医と小児科医の連携体制があることを周知する必要がある ■無痛分娩実施に向けて人的、設備的に産婦人科体制の更なる充実が必要である
125	③新生児聴覚検査	■妊娠の届け出をされた方に、出産後、都内医療機関で使用できる新生児聴覚検査受診票を交付する。新生児聴覚検査の際に使用することで、上限額まで公費負担をする。 ■受診票を使用できない都外医療機関等での受診については、申請に基づき助成金を交付している。	新生児聴覚検査の受診を促進するとともに検査結果が要精密検査であった場合の児及び家族に対する支援を実施する。	子ども家庭支援センター	■妊娠の届け出をした方に、出産後、都内医療機関で使用できる新生児聴覚検査受診票を交付し公費負担をする。 ■受診票を使用できない都外医療機関等での受診については、申請に基づき助成金を交付する。 ■聴覚障害の早期発見・早期支援につなげる。	■要精密検査 9件把握、フォロー実施。 ■新生児訪問記録票や未受診フォロー記録票に聴覚検査結果の確認項目を追加し、把握に努めた。	D	-

方針4) 「すべての子どもの健やかな成長を切れ目なく支援する子ども・家庭・地域の子育て機能の総合支援拠点」の設置

(仮称)子ども包括支援センターの設置

126	①子ども包括支援センターの設置	■子育てを支援する総合相談窓口機能の整備 ■児童虐待への対応と防止対策の強化 ■保健・福祉と教育の情報・意識共有と連携の強化 ■義務教育終了後(高等学校との連携等)の継続した支援 ■子育て支援資源の育成と協力体制の構築	■すべての子どもの健やかな成長を切れ目なく支援する子ども・家庭・地域の子育て機能の総合支援拠点である子ども包括支援センターの早期設置を目指し、各事業や支援策の内容を検討するとともに、実現に必要な場所の確保と組織改編を実施する。	子ども家庭支援センター	■5月27日に施設オープン。6月24日に子育てひろば、中高生世代スペースオープン予定。 ■6月29日に子育てひろば・中高生世代スペースオープニングイベントを開催予定。 ■年度末にはみらいく1年目で関わっていただいた方(実践女子大学やひろば、中高生世代スペースの利用者等)とともに、さらにみらいくを盛り上げるためのイベントを予定。	■5/27 施設オープン ■6/24 子育てひろば、中高生世代スペースオープン ・子育てひろば年間利用者数 14,538名 ・中高生世代スペース年間利用者数 2,144名 ■6/29 オープニングイベント開催 ・来場者数 約350名 ■2/23 イベント「みらいくで蟹江杏さんとライブペインティング」開催 ・来場者数 約500名 ■3/22 みらいく親子運動会開催 ・参加者数 85名	A	-
				発達・教育支援課	■子供包括支援センターみらいくが開設された後も、検討委員会の全体会が年に2回行われる予定の為、会議に出席しより良い施設になるように意見交換を行う。	■子供包括支援センターみらいくの検討委員会に加わり意見を出した。みらいくでの居場所の在り方を検討し、どうすればより良い居場所になるかを検討した。	A	■中高生の居場所としての機能は、果たしているが、限定的な地域に利用が偏っている。出張という形などでみらいくについて周知する必要もある。また、市内の高校などと連携する点でもより関りを強くし、中退しそうな児童の把握など未然に防げるように仕組みづくりをしていく必要がある。
				子育て課	■開設後の円滑な運営に向け、関係課・関係機関と連携し事業を実施していく。	■令和6年5月より、子ども包括支援センターを開設し、関連部署の集約による利用者の利便性向上、中高生スペースやフリースペース、子育てひろばの設置による乳幼児から高校生までの子どもの居場所の創出を実現した。	A	-

A：順調（計画どおり又は計画以上に進んでいる）  
 B：おおむね順調（計画どおりに進んでいるが、需要増などの課題がある）  
 C：順調ではない（計画や需要に対する課題が多い）  
 D：評価対象外（社会情勢の変化等の影響で事業が未実施）

No.	事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	担当課	令和6年度の取り組み	令和6年度の実績	令和6年度実績の評価	課題 ※評価がAの場合でも、課題があればご記入ください
基本目標Ⅲ 共に生き、互いに育てあうまち								
方針1) 地域で子どもの成長を支える仕組みづくり								
(1) 子育て支援の強化に向けた市民活動(NPOなど)の支援								
127	①市民活動(NPOなど)の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>■多世代、守備範囲の異なる市民(団体)が、交流することで生まれる地域内での自主的な連携の促進を目指し、地域懇談会を開催する。</li> <li>■市民活動の財源確保のための支援。(助成金の情報提供、時代にあった形での補助制度の実施)</li> <li>■子育て支援活動団体などによる地区センターといったコミュニティ施設の活用促進。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■妊産婦から中高生まで、段階に応じた子育てサービスが、地域性を踏まえて地域内で円滑に展開されていく地域づくりを目指す。</li> </ul>	地域協働課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子育て支援団体に対する財政的支援(市民活動支援補助金)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■補助金決定団体 一般部門：6団体(子育て支援事業等も含む) 若者チャレンジ部門：1団体 総補助額：518,396円</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>■補助金制度の周知</li> </ul>
128	②ひの市民活動支援センター設置・運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ひの市民活動支援センターの運営を通じて、子育て支援活動団体の立ち上げ支援、既存団体の活動の充実支援、市民活動団体間の連携促進などを行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ひの市民活動ネットワークとの協働により、市民の力を引き出し、地域課題の解決に取り組む。</li> </ul>	地域協働課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市民活動支援センターの移転を行う。市民活動団体(個人)相談業務及びワークスペース・印刷サービス等の拡充を図る。市民向けに子育て支援団体の周知、団体間をつなぐ取り組みを行う。</li> <li>■三沢中「ちょこぽ」における連携により、中学生の地域活動参加を促す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■R6.6月に市民活動支援センターが移転。市民活動団体向けのフリーワークスペースや貸ロッカー等を新設したほか、活動相談について、土日でも対応できるように支援を拡大した。</li> <li>■三沢中ちょこぽ(ちょっとボランティア)の相談会および当日の見守りに参加し、市民活動団体の紹介を行った。</li> <li>■「まち活」や「ひの市民活動支援センターまつり」を実施し、子育て団体の周知・参加案内を行った。</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市民活動団体支援ニーズの把握とそれに基づく支援の実行</li> </ul>
(2) 地域で推進する子どもの健全育成								
129	①民生委員・児童委員(主任児童委員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■児童福祉法に基づき、民生委員が児童委員を兼ねており、それぞれ担当地域をもって活動している。</li> <li>■更に、区域を担当する児童委員に加え、児童を専門に扱う主任児童委員を設置し、10名の主任児童委員が中学校区域ごとに活動している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■児童委員は担当地域内の児童、妊産婦、ひとり親家庭等の福祉に関する相談に応じ、指導または適切な関係機関へつなぐ。また、児童の健全育成や母子の福祉推進のため、地域活動に協力する。</li> <li>■主任児童委員は、担当地域の児童委員と関係機関との連携・調整を行う。児童相談所、子ども家庭支援センター、学校等との連携を密接にし、児童や子育て世帯を取り巻く環境等について、児童委員と連携して状況把握を行う。</li> </ul>	福祉政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■児童委員活動PR実施</li> <li>■子どもに関する相談・支援実施</li> <li>■赤ちゃん訪問実施(ファミリー・アテンダント事業の見守りアテンダントを兼ねる)</li> <li>■各関係機関との連携強化・民生委員、児童相談所、子ども家庭支援センター、学校関係等協議会(「四者協」という)の実施</li> <li>■子どもに関する研修等の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■児童委員活動PR実施</li> <li>■子供に関する相談・支援</li> <li>■赤ちゃん訪問件数：1135件</li> <li>■四者協の実施：令和6年8月28日実施</li> <li>■子どもに関する研修等の実施</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>■概ね計画とおりに実施できたがまだまだ民生委員・児童委員活動への様々な工夫が求められている</li> </ul>
130	②子ども会などへの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市内子ども会に対して、子どもの人数に応じて補助金を交付している。(令和元年現在59団体)</li> <li>■子ども会活動を支援するためにプレイワーカー派遣制度があり、子ども会からの要請に応じて、レクリエーション等の提供を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■支援(補助金・人材・活動場所)を継続し、子ども会活動の活性化を目指す。</li> </ul>	子育て課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■引き続き子ども会に対して補助金を交付する</li> <li>■子ども会補助金の周知及びボランティアリーダー派遣のさらなる拡充</li> <li>■提出書類の簡素化等により、役員の負担減を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子ども会補助金交付件数 29団体</li> <li>■子ども会補助金様式の見直しを検討。</li> <li>■子ども会補助金様式の提出書類の簡素化を図った</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>■引き続き補助金申請の負担軽減やボランティアリーダーの周知を図り、各団体の活動の支援を続けていく必要がある</li> </ul>

A：順調（計画どおり又は計画以上に進んでいる）  
 B：おおむね順調（計画どおりに進んでいるが、需要増などの課題がある）  
 C：順調ではない（計画や需要に対する課題が多い）  
 D：評価対象外（社会情勢の変化等の影響で事業が未実施）

No.	事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	担当課	令和6年度の取り組み	令和6年度の実績	令和6年度実績の評価	課題 ※評価がAの場合でも、課題があればご記入ください
131	③地区青少年育成会の活動	<p>■中学校地区（8地区）ごとに組織され、家庭、学校、地域の諸団体との連絡調整や地域の中で行事やイベントなどを開催することで子どもたちに様々な体験・経験の機会を提供している。</p> <p>■8地区で構成されている連合会においては、情報交換や研修会などを実施している。</p> <p>■【経過】                      昭和39年7月日野市青少年問題協議会地区委員会として発足。平成2年4月から日野市地区青少年育成会となる。平成18年4月より日野市青少年育成会連合会を発足。</p>	<p>■より多くの地域の中の子どもたちが様々な体験・経験ができるよう、中学校地区（8地区）ごとのイベントや企画を市としても引き続きバックアップしていく。</p> <p>■各地区育成会及び連合会の活動が安定的かつ継続的に実施できるよう普及啓発に努めていく。</p>	子育て課	<p>■各地区育成会の活動                      地域の子どもたちが様々な体験・経験ができるよう、中学校区ごとに、地域の特色を活かしたイベントや企画を育成会で実施していく。市はこれらの育成会の活動をバックアップしていく。</p> <p>■育成会連合会の活動                      各地区育成会が相互に連携・協力し、市内全地区が一体となって青少年健全育成事業を実施していく。</p>	<p>■各地区の主な活動実績                      ≪一中地区≫ふれあいデイキャンプ ふれあいたすきリレー                      ≪二中地区≫三世代の集い 初日の出ふれあいマラソン                      ≪七生中地区≫ラジオ体操 スポーツまつりinななお                      ≪三中地区≫さとも植え付け 観察会 収穫祭                      ≪四中地区≫オータム・デイ・キャンプ 新四中生交流会                      ≪三沢中地区≫ハイキング&amp;りんご狩り 三沢中地域活動部との花壇作り                      ≪大坂上中地区≫ふれあいまつり ふれあいいイク                      ≪平山中地区≫収穫祭 みんなのたまり場 平山ふれあいまつり</p> <p>■青少年育成会連合会の主な活動                      ・いきいき体験事業（8/14、8/22）                      ・研修会（12/8）日野宿本陣および中央公民館                      ・交流会（2/15）ポッチャ体験と親睦交流試合</p>	B	<p>■各地区育成会において担い手不足が生じており、伝統的なイベントを継続していけるよう検討していく必要がある。</p> <p>■地区青少年育成会と青少年育成会連合会が連携をした上で活動をしていく必要がある。</p>
132	④青少年委員の活動	<p>■青少年の健全育成及び青少年教育の振興を図るため、各中学校区2名、計16名の青少年委員を委嘱している。（任期2年）</p> <p>■「みんなの遊・友達」の運営やジュニアリーダー講習会をはじめとした事業への協力を行っている。</p> <p>■委員の個人活動として、それぞれの地域で、地区育成会活動、児童館ボランティア、小中学校・特別支援学校のサポート等を行っており、毎月の定例会において、委員間・地区間の情報を交換・共有している。</p> <p>■青少年委員制度として昭和35年発足。</p>	<p>■会の活動・個人活動を通して地域の青少年と関わり、各委員の得意分野・スキルを生かした様々な角度からの青少年育成に努める。</p> <p>■各委員の地域のネットワークを活用して、助け合うことの大切さ、いろいろな人達と触れ合うことの楽しさを感じてもらい、青少年を地域でのボランティア活動に誘引する。</p> <p>■地域と行政のパイプ役として、青少年関係団体・大学等と連携を取りながら、子どもたち・地域のために何かしたい人と子どもたち・地域のために活動している人をつなぎ、活動を支援していく。</p>	子育て課	<p>■引き続き地域と行政のパイプ役として、青少年関係団体・大学等と連携を取りながら、子どもたち・地域のために何かしたい人と子どもたち・地域のために活動している人をつなぎ、活動を支援していく。</p> <p>■引き続きジュニアリーダー講習会との連携を強化していく。</p>	<p>■定例会（月1）、青少年委員より発行（年2回）、みんなの遊・友達運営、ジュニアリーダー講習会サポート、自然体験企画・手をつなごうこどもまつりへの参加等</p> <p>■ジュニアリーダー講習会にサブ講師として参加し、スキル等を活かした企画（令和6年度はナイトハイク）を実施。青少年委員の中に立ち上げたJL部会を中心に、リーダーへの助言、企画への協力等、ジュニアリーダー講習会との連携を深めた。</p> <p>■自然体験企画で講師を務め、子どもたちに自然の中で体験活動の提供を行った。</p> <p>■地域で子ども達と関わる人として、各種会議体へ出席。（子ども・子育て支援会議等）</p> <p>■東京都青少年委員会連合会に所属し、都（月1）・多摩地区（隔月）の会議に出席し、他市の青少年委員と情報交換・研修等を行った。</p>	A	<p>■ジュニアリーダー講習会では、企画・立案を担う高校生等学生中心のリーダー（スタッフ）の自主性を尊重しながら、経験を活かし相談役・フォロー役として講習会の安全確保を担っている</p> <p>■学校と地域、行政をつなぐパイプ役として、悩み相談などにも対応</p> <p>■運営や企画した事業において、次回に活かすため参加者にアンケートを実施</p>
133	⑤青少年問題協議会	<p>■青少年の指導育成、保護及びきょう正に関する総合的施策の樹立に必要な事項を調査審議、関係団体相互の連絡・調整を行う機関。</p> <p>■H28年度より条例の枠組みは残し、協議会の定期的な開催は一旦中止。各個別協議会の進捗状況等を見ながら必要に応じて開催を検討していく。</p>	<p>■青少年を取り巻く現状と課題や各個別協議会の進捗状況等について引き続き注視し、時代に即した協議会のあり方を検討していく。</p>	子育て課	<p>■各個別協議会等の進捗状況等を見ながら、必要に応じて協議会を開催する。</p>	<p>■令和6年度は青少年問題協議会で協議すべき議題は生じなかったため、未開催</p>	A	<p>■永らく協議会が開催されておらず、条例の改正等の可能性も含んだ検討が必要</p>
134	⑥子ども・子育て支援会議	<p>■子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づく。平成25年10月に発足。</p> <p>■委員構成委員20人以内</p> <p>①子どもの保護者。                  ②地域において子どもの育成及び子育ての支援活動に携わる者。                  ③市内の民間企業の事業主を代表する者。                  ④市内の民間企業の労働者を代表する者。                  ⑤子ども・子育て支援に関する事業に従事する者。                  ⑥子ども・子育て支援に関し学識経験のある者。                  ⑦関係行政機関の職員。                  ⑧その他市長が必要と認める者。</p> <p>■所掌事務                  ①特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の利用定員の設定に関する事。                  ②特定地域型保育事業（小規模保育等）の利用定員の設定に関する事。                  ③市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関する事。（第2期日野市子ども・子育て支援事業計画）                  ④子ども・子育て支援に関する施策の推進について必要な事項及び施策の実施状況の調査審議に関する事。</p>	<p>■幅広い委員構成であるため、それぞれの委員の立場からの現場の声を傾聴し、次期計画の策定案を構築する。</p> <p>■「子育てしたいまち、しやすいまち日野」の実現に向けて、計画の検証、評価を行い市の施策に反映していく。</p>	子育て課	<p>■会議開催スケジュール（予定）                      第1回 令和6年4月18日                      第2回 令和6年6月24日                      第3回 令和6年8月21日                      第4回 令和6年10月21日                      第5回 令和6年12月19日                      第6回 令和7年2月20日</p> <p>■主な取組み内容                      ・令和5年度の実績と令和6年度の実績                      ・次期計画の策定                      ・その他子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項</p>	<p>■会議開催実績                      第1回 令和6年4月18日                      第2回 令和6年6月24日                      第3回 令和6年8月21日                      第4回 令和6年10月21日                      第5回 令和6年12月19日                      第6回 令和7年2月20日</p> <p>■主な取組み内容                      ・令和5年度の実績と令和6年度の実績                      ・ひのっすく若者みらいプラン策定                      ・その他子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項</p>	A	<p>■新計画「子ども若者みらいプラン」において、各主管課が子ども若者の声を反映する取り組みを実施できるよう、いかにサポートを行っていくか</p>

A：順調（計画どおり又は計画以上に進んでいる）  
 B：おおむね順調（計画どおりに進んでいるが、需要増などの課題がある）  
 C：順調ではない（計画や需要に対する課題が多い）  
 D：評価対象外（社会情勢の変化等の影響で事業が未実施）

No.	事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	担当課	令和6年度の取り組み	令和6年度の実績	令和6年度実績の評価	課題 ※評価がAの場合でも、課題があればご記入ください
135	⑦手をつなごう・こどもまつり	<p>■日頃から子どもに関わっている諸団体（青少年育成団体・市民団体・行政機関・児童館など）が実行委員会を組織し10月の日曜日に日野中央公園・市民プラザにて実施。親子で楽しめるイベントを多数用意し、子どもが日頃の成果を発表できるステージも設置。子どもに関わっている諸団体がこのイベントを通じ交流を深めている。</p> <p>■【経過】                      平成3年度日野市青少年育成市民交流集会発足。                      平成6年度「WAIWAIワールド～じどうかんまつり～」を実施。                      平成7年度「浅川で手をつなごう」実施。                      平成15年度万願寺中央公園に場所を移し「手をつなごう」実施。                      平成22年度「手をつなごう・こどもまつり」として開始。</p>	<p>■日頃から子どもたちの育成のために活動している市内の様々な団体や機関、市民が交流・連携・協働し、より大きな人の輪をつくり、子どもたちのより健やかな育ちを支えていくためのきっかけづくりの場とする。</p> <p>■子どもたちの主体的な活動を通じた自己実現の場として確保し、「ともに創りあげる喜び」を分かち合い「自分を大切にし、また他者を思いやり尊重する心」を涵養するための場とする。</p> <p>■このイベントを通して子どもに関わっている諸団体の交流を深め、日常の活動でも協力関係が築けるよう促していく。</p>	子育て課	<p>■引き続き、日頃から子どもに関わっている団体による実行委員会を立ち上げ、イベントを通して交流を深めるとともに、子どもが日頃の成果を発表できる場とする</p> <p>■子ども達や乳幼児連れの家族等、誰でも気軽に楽しめるイベントを提供する</p>	<p>■11月3日（日）市民の森ふれあいホール及び仲田の森蚕糸公園にて実施。                      参加団体 計37団体                      来場者は延べ約4,200名                      当日は天候に恵まれ、屋内・屋外ともに多くの来場者で賑わった。</p>	A	<p>■子どもたちの日頃の成果の発表の場として、まつりのステージを提供し、多くの子ども達に出演してもらっている</p> <p>■乳幼児連れでも安心して来場できるように、幼児室やベビーカー置き場の設置、親子で楽しめるコーナーの充実等を図り、子育て中のご家庭が気軽に参加できるイベントを実現</p> <p>■子どもや家族連れがメインである一般参加者へのアンケートを検討</p>
<b>(3) 地域と学校の連携</b>								
136	①コミュニティ・スクール運営事業	<p>■地域・保護者が学校運営の当事者となり、共通の目標をもって教育活動を展開できるよう、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を全小中学校に設置する。</p>	<p>■学校運営協議の設置が任意設置から努力義務化されたことに伴い、全校設置に向け、学校や地域の意向を尊重しながら検討を進めていく。</p>	教育指導課	<p>■市立学校で4校コミュニティ・スクールを導入する。</p>	<p>■市立学校4校（潤徳小、日野一中、日野四中、平山中）について導入準備を行い、令和7年4月1日から制度導入を実現した。</p>	A	<p>未導入校13校については引き続き導入に向けた支援を継続するが、地域の実情と学校の状況を踏まえて丁寧に進める必要がある。</p>
137	②ホームページでの学校情報提供	<p>■ICT活用教育の推進策のひとつとして、「学校Webサイトによる見える学校づくり」を掲げ、市内の全小中学校各校の特色ある取り組みをホームページで公開している。</p>	<p>■各学校が、それぞれのオリジナリティを出して、保護者や地域の方だけでなく、広くそれぞれの取り組みや活動を発信し、見える学校づくりを推進していく。</p>	教育指導課	<p>■学校Webサイトに、学校のきまり、教育課程、学校経営計画、いじめ防止基本方針等を掲載することを継続し、保護者・地域に学校の取組を発信し、見える学校づくりを推進する。</p> <p>■各研修会等で、学校Webサイト内の情報を常に新しいものに更新するよう、周知する。</p>	<p>■学校Webサイトに、学校のきまり、教育課程、学校経営計画、いじめ防止基本方針等を掲載し、保護者・地域に学校の取組を発信した。</p>	A	-
138	③地域学校協働本部（旧：学校支援地域本部）	<p>■地域の人々が学校運営を支援する「地域学校協働本部（旧：学校支援地域本部）」の設置を支援し、地域全体で子どもたちを育む環境を整備する。</p> <p>■学校の依頼と地域のボランティアをつなぐ役割の地域コーディネーターを各校に配置している。</p> <p>■支援内容としては「学習支援」「環境整備」「登下校の見守り」「行事の支援」、「放課後の学習支援（一部の小・中学校）」などを実施。</p>	<p>■市内小学校ごとに地域学校協働本部（旧：学校支援地域本部）を設置し、学校と地域の連携体制の構築や制度の周知を図る。</p> <p>■放課後の学習支援については、学校や地域の特性に応じ実施校の拡大を図る。</p>	生涯学習課	<p>■市立小学校17校に地域コーディネーターを配置し、活動を展開する</p>	<p>■市立小学校17校に計52名の地域コーディネーターを配置し、延べ1,278日のボランティア活動を実施した。</p>	A	<p>■地域人材（地域コーディネーター、ボランティア）はある程度固定化しており、また、他の様々な分野でも行政に協力をいただいているケースも多く、持続可能な体制という点で課題がある。</p>
139	④地域の人材を活用した教育の充実（外部指導員など）	<p>■「ひの21世紀みらい塾」として、特技を活かして教えたいという市民講師や、市職員を派遣・紹介し、市民の学び合いを支援する。</p>	<p>■生涯学習推進基本構想・基本計画をもとに、より効果的な市民の学び合いができるよう検討していく。</p>	生涯学習課（令和6年度から中央公民館）	<p>■引き続き、市民の学び合いの支援を行う。日野市生涯学習ポータルサイト「Hi Know!（ひのう）」や市ホームページ等を使い、講師や事業の周知活用を促進する。また、本事業について広く周知できるようにイベントの実施する。</p>	<p>■市民講師や市職員を派遣し、市民の学習支援を行った（延べ実施件数17件、参加者数475人）。冊子やホームページ、広報等を使い、事業の周知や活用呼びかけを行った。また登録講師の募集も行った。</p>	B	<p>■媒体、申込方法等、時代に即した手法の導入を検討していく</p>

A：順調（計画どおり又は計画以上に進んでいる）  
 B：おおむね順調（計画どおりに進んでいるが、需要増などの課題がある）  
 C：順調ではない（計画や需要に対する課題が多い）  
 D：評価対象外（社会情勢の変化等の影響で事業が未実施）

No.	事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	担当課	令和6年度の取り組み	令和6年度の実績	令和6年度実績の評価	課題 ※評価がAの場合でも、課題があればご記入ください
方針2) 安心して子育てができる 安全なまちづくり								
(1) 安全、安心なまちづくりの推進								
140	①通学路など登下校の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>■日野市通学路交通安全プログラムに基づき、警察、道路管理者、学校、PTA、教育委員会による通学路の合同点検をPDC Aサイクルにより行っていく。</li> <li>■小学校の通学路に防犯カメラを設置し、防犯効果を高める。</li> <li>■児童またはPTAが地域を見回り、自ら危険箇所を見つけ、安全マップを作成し配布する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■日野市通学路交通安全プログラムに基づく通学路の合同点検を実施していく。</li> <li>■全小中学校の通学路に設置した防犯カメラの効果を検証するとともに、登下校の安全確保に必要な箇所への設置を検討する。</li> <li>■学校、家庭、地域が一体となり、安全マップを毎年更新し、充実を図る。</li> </ul>	学務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「一小、三小、四小、七小、東光寺小、仲田小」の合同点検を実施する。</li> <li>■毎年実施している通学路点検が、より効果的かつ効率的になるよう、関係者の意見を聞きながらガイドラインとなるものの作成準備を進めていく。</li> <li>■通学路案内標識看板（文看板）については、関係者の意見を聞きながら、設置方法など見直しを図っていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「一小、三小、四小、七小、東光寺小、仲田小」の合同点検を実施した。</li> <li>■通学路安全推進会議にて、警察、道路管理者、学校、PTA、教育委員会が一堂に会し、改善要望があった箇所の対策状況の確認や、今後の点検の進め方などを協議した。</li> <li>■通学路案内標識看板（文看板）について、合同点検の実施に合わせて、設置方法など見直しを図った。</li> <li>■毎年実施している通学路点検が、より効果的かつ効率的になるよう、ガイドラインを作成した。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>■PTAの活動が縮小傾向にあり、取り組みや危険箇所について、保護者へ周知されにくくなっている。</li> </ul>
141	②学校防犯カメラ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■学校等敷地内への不審者対策として、児童生徒等の安全を確保するため、門または昇降口の付近にカメラを設置し、施設内への立ち入りを撮影及び確認するもの。全小中学校設置。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■学校等の敷地内における児童生徒等の安全を確保するため、不審者等の敷地内への立ち入りを今後も防犯カメラにて常時確認していく。</li> </ul>	庶務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■児童生徒の安全を確保するため、防犯カメラの適正な運用とシステムの保守管理に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■児童生徒の安全のため、防犯カメラの適正な運用と保守管理を行った。</li> </ul>	A	-
142	③スクールガードボランティア	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもの安全や地域の安心確保のためには、保護者や地域の人たちによる「見守り」が大変重要なことから、「ウォーキングやジョギングをしながら、通学路をパトロールする。」「買い物や散歩の時間を下校時間に合わせ、通学路を通ってみる。」「散歩のコースを通学路にして、登下校時に子どもたちと歩く。」など、ひとりでも多くの大人が、自分のできる範囲で、無理なく長期的に子どもたちを見守っていただくボランティアのこと。</li> <li>■小学校ごとに登録していただき、登録後「スクールガードボランティア」の腕章・笛・ボランティア証・ベスト・帽子・横断旗を貸し出す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市内の小中学校全校でボランティアが活動している。登録者も年々増加しており子どもたちや地域の防犯、安全に寄与しているため、さらなる拡がりを見せるような事業展開を行っていく。</li> </ul>	庶務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■必要な装備品（消耗品）等について再考する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■令和6年度末の登録者数290人</li> <li>■各地域で、学校や地域の団体と連携した見守り活動が行われた。</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>■担い手の減少、高齢化</li> </ul>
143	④セーフティ教室の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>■小学校、中学校全校でセーフティ教室を関係機関の方を講師に招いて開催している。</li> <li>■保護者や地域も参加した形式での充実を図っていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■非行防止・犯罪の未然防止を目的として、警察等関係機関と連携して、小・中学校で年1～2回実施。保護者、地域の方との意見交換会を実施している。</li> <li>■今後も、地域、関係機関と連携して小中学校全校でセーフティ教室を実施し、健全育成の充実を図る。</li> </ul>	教育指導課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■関係機関、地域と連携して小中学校全校でセーフティ教室を実施し、健全育成の充実を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■非行防止・犯罪の未然防止を目的として、警察等関係機関と連携して、小・中学校でセーフティ教室を実施した。</li> </ul>	A	-
144	⑤災害発生などメール配信サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>■あらかじめ登録していただいた携帯電話やパソコンのメールアドレスに、災害発生等の情報を配信するサービス。学校や幼稚園、学童クラブからの情報も受け取れる。</li> <li>■提供する情報は、①学校・幼稚園生活情報及び学童クラブ情報②防災安全情報③障害者行方不明情報であり、受け取る情報の選択が可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■当初は緊急性の高い情報だけを取り扱っていたが、発信先の間口が広がることによりその他の防災情報・生活情報等の提供要望も多いので、担当窓口の一本化を図るよう調整を行い、より使いやすい有益な情報発信ができるようなシステムを構築する。</li> </ul>	防災安全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■メール配信                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災情報・生活情報等を広く発信していく。</li> <li>・メール配信サービスについてチラシや広報で周知していく。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■メール配信                             <ul style="list-style-type: none"> <li>登録者への防災安全情報の配信を実施。（防災気象情報、特殊詐欺予兆電話、鹿・猪等の出没情報、不審者出没情報など具体的な生活情報を含む）。</li> <li>また、ホームページや窓口を活用し、来庁した市民に対してメール登録の案内を行い、利用を促進する取り組みを進めた。</li> </ul> </li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>■配信サービス新規登録者の獲得</li> </ul>

A：順調（計画どおり又は計画以上に進んでいる）  
 B：おおむね順調（計画どおりに進んでいるが、需要増などの課題がある）  
 C：順調ではない（計画や需要に対する課題が多い）  
 D：評価対象外（社会情勢の変化等の影響で事業が未実施）

No.	事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	担当課	令和6年度の取り組み	令和6年度の実績	令和6年度実績の評価	課題 ※評価がAの場合でも、課題があればご記入ください
145	⑥あいさつ運動	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第22期青少年問題協議会の提言を受けて、事業を平成17年度開始。</li> <li>■地域で子どもと大人があいさつを交わすことにより、お互いに顔見知りになり、地域の結びつきを強めて、子どもの安全を守ることが趣旨。</li> <li>■具体的には、9月を除く奇数月、及び8月の最初の登校日に教職員、市職員、保護者、自主防犯組織、自治会、市民活動団体、シルバー人材センターなど地域の人々が校門前で生徒の登校をあいさつで迎える。</li> <li>■小中学校にあいさつ運動ののぼり旗を掲げている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域の大人同士がつながり、大人と子どもが互いに顔の見える関係づくりが進んでいるが、依然として子どもが巻き込まれる痛ましい事件の報道が後を絶たない現状もある。</li> <li>■より多くの地域の皆様に関わっていただけるよう、参加しやすいきっかけづくり、関係機関と連携し防犯意識をさらに向上することなどが課題。</li> <li>■子どもたちが、地域の大人に見守られているという安心感の中で成長できるように、子ども関連の関係団体等の協力を得てさらに地域のつながりを広げていきたい。</li> </ul>	子育て課	令和3年度をもって、終了	-	-	-
146	⑦自主防犯組織育成支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域との合同防犯パトロールの実施や自主防犯組織育成事業交付金の交付等、人的・物的支援を行うとともに、各種防犯研修会等を実施することにより、防犯活動の更なる強化、及び市民の防犯意識の向上を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■自主防犯組織の新規結成を促進するとともに、既存組織の更なる活性化を図る。</li> </ul>	防災安全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■自主防犯組織                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・育成交付金の再交付を活用し、既存組織の若返りや活動の継続化を推進する。</li> </ul> </li> <li>■個人防犯パトロール                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き加入促進を継続する</li> </ul> </li> <li>■防犯出前講座                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会から要望があれば実施していく。</li> <li>・自治会との合同パトロールへの参加</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■自主防犯組織                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・4団体に育成交付金を交付し、地域の安全活動を支援した。</li> </ul> </li> <li>■個人防犯パトロール                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・狂犬病注射の開催に合わせ、防犯ボランティアの獲得を促進するとともに、個人防犯パトロールへの加入を呼び掛けた。</li> </ul> </li> <li>■防犯出前講座                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会からの要望を受け、防犯講和を実施した。また、地域の防犯活動を通じて自治会との協力を図った。</li> </ul> </li> </ul>	A	■自主防犯組織の新規加入の少なさを解消増加
147	⑧市内安全パトロール	<ul style="list-style-type: none"> <li>■下校時の子どもの見守りを中心に、専門知識を持った警視庁OBが、犯罪特性に留意した青色防犯パトロール等を実施し、学校や学童クラブを定期的に巡回して犯罪の発生状況や不審者情報を職員と共有することにより、各種犯罪の抑止及び防犯体制の強化を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域に密着した防犯パトロールを推進することにより、子どもが犯罪に巻き込まれない地域社会の実現を目指す。</li> </ul>	防災安全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■安全安心パトロール                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・不審者等が多く、防犯ボランティアが少ない夕方時間帯や学童クラブの下校時を重点に実施していく。</li> </ul> </li> <li>■街頭防犯カメラの設置                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会設置の防犯カメラの補助事業を実施。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■安全安心パトロール                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯ボランティアが少ない夕方時間帯や学童クラブの下校に合わせ、青色防犯パトロールカーによる巡回を重点的に実施した。</li> </ul> </li> <li>■街頭防犯カメラの設置                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会が設置する街頭防犯カメラへの補助事業を実施し、地域の防犯体制を強化した。</li> </ul> </li> </ul>	A	-
148	⑨「こどもを守るネットワーク」事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市庁用車に指定ステッカーを貼付するとともに、車両業務中に、子どもの身の危険を察知、あるいは、子どもから救助を求められた際に、子どもを一時的に保護し、警察に通報する事業。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■引き続き、継続実施する。</li> </ul>	防災安全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■庁用車での見守り及び、青色防犯パトロールカーによる子どもの見守りを実施していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市職員を対象に講習会を実施し、青色防犯パトロールの実施者拡大を図るとともに、庁用車や青色防犯パトロールカーを活用した子どもの見守り活動を実施した。</li> </ul>	A	-

(2) 子育てしやすいまちづくり

149	①住宅マスタープランの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■高齢者向け住宅の確保、三世代近居・隣居・同居の推進、住み替えやリハースモーグーの推進、新たな公営住宅施策の展開、省エネルギー住宅の普及促進、住宅の耐震改修促進等、「日野いいプラン2020」「環境基本計画」「行財政改革大綱」等の見直された基本構想・基本計画と整合した住宅政策を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■平成27年3月に改訂した日野市住宅マスタープランに基づき、子育て支援にもつながる住宅施策を総合的かつ計画的に推進する。</li> </ul>	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■セーフティネット住宅相談事業「あんしん住まいる日野」でのひとり親家庭への相談受付を引き続き行う他、セーフティネットコールセンターと連携し、ひとり親家庭への居住支援の推進を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■セーフティネット住宅相談事業「あんしん住まいる日野」を開設し、11件のひとり親家庭から相談を受付た。また、セーフティネットコールセンターなどと相談窓口に係る定例会を2回開催し、事例を共有した。</li> </ul>	A	-
150	②通学路の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第三次日野市バリアフリー特定事業計画の策定や、各小学校の通学路の点検など、市民参画による道路整備を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第三次日野市バリアフリー特定事業計画に基づき、歩道のバリアフリー化を図る。</li> <li>■通学路交通安全プログラムに基づき、教育委員会、学校関係者、PTA、各管理者による合同点検の継続、対策の改善、充実等をPDCAサイクルで実施し、通学路の安全性向上を図る。</li> </ul>	道路課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第三次日野市バリアフリー特定事業計画の対象路線である幹線市道Ⅱ-48号線（市役所本庁舎南側の通り）道路改良に向け関係機関との協議を実施する。</li> <li>■高幡不動駅周辺地区について、潤徳小及び高幡不動駅北口周辺の備んだ視覚障害者誘導用ブロックの改修を実施する。</li> <li>■令和5年度に合同点検を実施した市道の安全対策を実施する。また、日野市通学路交通安全プログラム等に基づき合同点検を実施する。（主体は学務課）</li> <li>■来春から小学校に通う予定である児童の親御さんより、視覚に障害があるため信号のある交差点に視覚障害者用誘導ブロック設置要望があったため、合理的配慮の観点から通学路に位置する信号機のある交差点に視覚障害者誘導用ブロックを設置する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第三次日野市バリアフリー特定事業計画の対象路線である幹線市道Ⅱ-48号線（市役所本庁舎南側の通り）道路改良に向け、警視庁や占有企業者などとの協議を実施した。</li> <li>■高幡不動駅周辺地区（高幡不動駅北口及び潤徳小周辺）について、視覚障害者誘導用ブロックの改修および歩道舗装打換えを実施した。</li> <li>■令和5年度に合同点検を実施した市道の安全対策を実施。また、日野市通学路交通安全プログラム等に基づき合同点検を実施した。（主体は学務課）</li> <li>■要望に基づき信号機のある交差点に視覚障害者誘導用ブロックを設置（4箇所）した。</li> </ul>	A	-

A：順調（計画どおり又は計画以上に進んでいる）  
 B：おおむね順調（計画どおりに進んでいるが、需要増などの課題がある）  
 C：順調ではない（計画や需要に対する課題が多い）  
 D：評価対象外（社会情勢の変化等の影響で事業が未実施）

No.	事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	担当課	令和6年度の取り組み	令和6年度の実績	令和6年度実績の評価	課題 ※評価がAの場合でも、課題があればご記入ください
151	③まちづくりマスタープランの推進	■安全安心で利便性が高く若年層や子育て層が定住する都市の実現を目指し、多様化する暮らし方を支えるまちとして、ライフステージに合わせて選択できる多様な住まいの提供や子育てしやすいまちづくりの推進を図る。	■令和元年4月に改訂した日野市まちづくりマスタープランに基づき、子育てしやすいまちづくりを進めるため、道路・公園などの施設整備や暮らしやすいまちとするための仕組み作りをするなど、まちづくりを総合的かつ計画的に推進する。	都市計画課	■空き家活用に関するマッチング事業・流通促進事業を実施する。	■空き家活用マッチングを運用し、1件(絵画教室)の活用を開始した。流通促進に関する取り組みにおいて、20件の相談を受けた。	A	-

基本目標Ⅳ 命を慈しむ心を育て、次の世代の親を育てる

方針1) 地域で子どもの成長を支える仕組みづくり方針1) 家族や地域の人とのふれあいを促進

(1) 家族のふれあいの促進

152	①家族ふれあいの日の啓発	■第23期青少年問題協議会の提言を受けて、平成20年度より事業を開始。 ■毎月第3日曜日を「家族ふれあいの日」と定め、親子の会話、心のかよふ温かな家庭づくりが推進できるよう市HPやSNS等を活用して啓発していく。	■国、東京都が定めている「家族の日」・「家族ふれあいの日」とも併せ、家族のふれあいについて啓発活動を継続していく。	子育て課	令和3年度をもって、終了	-	-	-
153	②親子ふれあい事業	■親子のふれあいを促進するため、3～4か月児健診後に親子の交流する機会を設定し、保育士による手遊びや絵本の読み聞かせを実施。	■親子のふれあい促進のきっかけの場となるよう、継続していく。	子ども家庭支援センター	■健診の合間に保育士による手遊びや絵本の読み聞かせを実施。	■健診の合間に保育士による手遊びや絵本の読み聞かせを実施。(年間36回)	A	-
154	③家庭教育学級	■市内小中学校PTAへの委託による家庭教育学級や、生涯学習課による講演会などにより、家庭教育の充実や、主な担い手である保護者の教育力向上を図る。	■各小・中学校PTAによる学習活動の充実。 ■講演会開催や、市ホームページ等での情報発信による家庭教育の啓発及び保護者の意識向上。	生涯学習課(令和6年度から中央公民館)	■生涯学習課からの移管事業。引き続き家庭教育学級事業の意義の周知を継続しつつ、各校のPTAと情報共有しながら事業を実施した。	■各小中学校9校で家庭教育学級を開催した。中央公民館が家庭教育支援事業の中で保護者向けに「おしえて！親子のコミュニケーション」ほか計2回の講座を実施。延べ43名が参加。	B	■各小・中学校に於いて家庭教育学級の主な担い手であったPTAのあり方や活動が変化してきており、学校間による格差が生じている。今後の事業実施手法については時流に即したやり方を検討する。

(2) 異年齢交流の促進

155	①幼稚園・保育園での中高生の受け入れ	■子どもへの理解を深め、命の尊さ、慈しむ心、家族の大切さや家族をもつ喜びが持てるよう、地域の高等学校・中学校と連携して中高生等の保育体験を受け入れる。 ■中高生を対象に、保育園の行事参加や保育園職場紹介などの交流を深める。	■今後も、地域の高等学校・中学校と連携して中高生等の保育体験を積極的に受け入れる。	保育課	■地域の高等学校・中学校と連携して中高生等の保育体験を積極的に受け入れる。また、中高生を対象に、保育園の行事参加や保育園職場紹介などの交流を深め、つながりが持てるように積極的にすすめていく。	■新型コロナウイルス感染症も5類になったが、いろいろな感染拡大予防の為、例年通りの活動が出来なかった。	D	-
-----	--------------------	--	---	-----	---	---	---	---

A：順調（計画どおり又は計画以上に進んでいる）  
 B：おおむね順調（計画どおりに進んでいるが、需要増などの課題がある）  
 C：順調ではない（計画や需要に対する課題が多い）  
 D：評価対象外（社会情勢の変化等の影響で事業が未実施）

No.	事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	担当課	令和6年度の取り組み	令和6年度の実績	令和6年度実績の評価	課題 ※評価がAの場合でも、課題があればご記入ください
156	②ジュニアリーダー講習会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■昭和41年度に開始され、異年齢交流・地域交流を通して、思いやりの心や生きる力を養い、地域への愛着・関心を深める事業。年10回実施（平成30年度）</li> <li>■効果 企画・運営を高校生以上のボランティアリーダーが行うことで、将来地域で活動する人材の育成を目指している。「地域活動の担い手の育成」</li> <li>■ボランティアリーダーは地域貢献の一環として、子ども会や地域の行事・イベントに赴き、お手伝いやレクリエーション提供等の地域活動を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■小中学生を対象に、キャンプ等の野外活動や地域交流を行い、子どもたちの体験活動の充実を図る。</li> <li>■ボランティアリーダーの地域活動への参加を促し、ジュニアリーダー講習会の認知度を高めるとともに、講習会の成果を地域へ還元していく体系づくりに努める。より一層地域と密着した活動を進めていく。</li> <li>■青少年委員による育成環境の整備、地域に根ざした活動を進め、地域で活躍できる人材の育成を行っている。</li> </ul>	子育て課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■引き続き安全な講習会の実施、内容の充実を図る。</li> <li>■青少年委員とリーダーの連携強化を重視し、青少年委員にはより運営の内側へ関わってもらうよう呼びかける。</li> <li>■ボランティアリーダーや手をつなごう・ともまつりへの参加等、地域交流の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■実施日 6月～12月に実施（計7回）</li> <li>■参加人数 小学生22名、中学生27名</li> <li>■屋内外でのレクリエーションやナイトハイク、他市の青少年育成施設を利用したキャンプを行った。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>■新規リーダーが増加したため、基礎力向上や研修の拡充が求められる。</li> <li>■上記の通り、高校生のリーダーが増加したため、青少年委員とのより密接な協力関係の構築</li> </ul>
<b>(3) 子どもの人権意識の醸成</b>								
157	①道徳教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「特別の教科 道徳」が実施されたことに伴い、考える道徳、議論する道徳を推進する。</li> <li>■全ての小・中学校で学校、家庭、地域との連携により道徳授業地区公開講座を開催している。公開講座の開催を通して道徳授業の質の向上を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■道徳教育推進教師を中心に、道徳教育や道徳授業地区公開講座の体制を整え、道徳の時間の活性化や内容の充実を図る。</li> </ul>	教育指導課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■全校で道徳授業地区公開講座を実施し、地域・保護者の方への授業公開や意見交換会を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■全校で道徳授業地区公開講座が実施された。</li> <li>■講師を招聘し、地域・保護者の方も講話を聞けるよう工夫をして実施する学校がある。</li> <li>■中学校の授業参観、意見交換会参加者が増加した。</li> </ul>	A	-
158	②人権教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができる子どもを育成する。</li> <li>■各幼稚園、学校に人権教育理解推進委員を1名置き、様々な人権課題について研修を深めている。引き続き人権課題に応じた研修を企画していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■人権教育推進委員を中心に人権課題を深める実践や指導計画作成についての理解を深めるよう研修内容の充実を図る。</li> </ul>	教育指導課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■人権教育推進委員を対象に研修会を5回実施する。内容は、「校内における人権教育推進について」、人権課題「女性」、「性的指向」の講話、東京都人権尊重教育推進研究校の研究発表会への2回参加、人権教育の実践の情報交換等を予定している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■人権教育推進委員を対象に研修会を5回実施した。内容は、「学校における人権教育の推進について」、「災害にともなう人権課題」、人権課題『子供』の講話、東京都人権尊重教育推進研究校の研究発表会への2回参加、人権教育の実践の情報交換を行った。</li> </ul>	A	-
159	③いじめ防止総合対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができる子どもを育成する。</li> <li>■各幼稚園、学校に人権教育理解推進委員を1名置き、様々な人権課題について研修を深めている。引き続き人権課題に応じた研修を企画していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■いじめ防止基本方針に基づく体制整備等取組の充実を図る。</li> <li>■人権教育（互いに尊重し合う態度や他者と共に生きる力の育成）の推進を図る。</li> </ul>	教育指導課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■いじめの定義を確認し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を組織的に行う。</li> <li>■すべての子供たちが安全で安心した学校生活を送ることができるよう、子供たちの変化を見逃さず、つらい思いをしている子供に寄り添った対応を進める。</li> <li>■各学校においていじめに関する研修会を年3回行う。</li> <li>■年間3回以上のアンケート調査等を実施し、実態を把握するとともに、学校が組織的に改善策を講じることができるよう支援の充実を図る。</li> <li>■学校評価へのいじめ対策の記載について各学校と連携し、調整を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■いじめの定義を確認し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を組織的に行った。</li> <li>■すべての子供たちが安全で安心した学校生活を送ることができるよう、子供たちの変化を見逃さず、つらい思いをしている子供に寄り添った対応を進めた。</li> <li>■各学校においていじめに関する研修会を年3回行った。</li> <li>■年間3回以上のアンケート調査等を実施し、実態を把握するとともに、学校が組織的に改善策を講じることができるよう支援の充実を図った。</li> <li>■学校評価へのいじめ対策の記載について各学校と連携し、調整を図った。</li> </ul>	A	-
160	④人とかわる力の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>■他者への思いやりや社会性を育てるために、グループや班活動の工夫、異年齢交流や職場体験、部活動や学校行事などの充実を図る。</li> <li>■多様な体験や学習を通して、人を思いやり自分を大切にすることを、感動する心や努力する心を育む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■特別養護老人ホームへの施設訪問、昔遊びなどの学習を通して、高齢者とのふれあい学習を継続し、計画的な交流をすすめる。</li> </ul>	教育指導課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■異年齢交流や職場体験を行う。</li> <li>■特別養護老人ホームへの施設訪問、昔遊びなどの学習を通して、高齢者とのふれあい学習を継続し、計画的な交流をすすめる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■各学校等の実態に応じ、異年齢交流や職場体験を行った。</li> <li>■特別養護老人ホームへの施設訪問、昔遊びなどの学習を通して、高齢者とのふれあい学習を継続し、計画的な交流をすすめた。</li> </ul>	A	-

A：順調（計画どおり又は計画以上に進んでいる）  
 B：おおむね順調（計画どおりに進んでいるが、需要増などの課題がある）  
 C：順調ではない（計画や需要に対する課題が多い）  
 D：評価対象外（社会情勢の変化等の影響で事業が未実施）

No.	事業名	内容	方向性 (令和2年4月～令和7年3月)	担当課	令和6年度の取り組み	令和6年度の実績	令和6年度実績の評価	課題 ※評価がAの場合でも、課題があればご記入ください
161	⑤子ども条例の推進	<p>■児童憲章や児童の権利に関する条約に基づいて、子どもの生きる権利、育つ権利、守り守られる権利、参加する権利と子どもが健全に育つための責務に関する基本理念を定め、市と市民が一人ひとりの子どもの権利を尊重し、保障、擁護することで子どもの幸福の実現を目指し、子どもが健全に育つことができる環境をつくること。</p>	<p>■行政、子育て事業者、地域住民、保護者が子どもの目線に立つことが子どもの最善の利益の保護、実現につながるため、様々な機会を活用し、普及・啓発を図る。                  ■日野市子ども条例の理念を「新！ひのっ子すくすくプラン」で具現化していく。                  ■条例第19条推進体制、20条委員会の設置については、子ども・子育て支援会議との関係を整理する。</p>	子育て課	<p>■引き続き「日野市子ども条例」について広く市民に周知啓発を行う。                  ■日野市子ども条例委員会の設置及び委員会を開催する。                  ■日野市子ども条例委員会の設置及び「みらいく」の開設に合わせ、「子どもの権利」の周知啓発を目的とした講演会やワークショップを実施する。</p>	<p>■7/1子ども条例の日を中心に、パネル展や市公式LINEでの発信等の周知啓発を実施                  ■日野市子ども条例委員会を設置し、委員会を3回開催し、諮問事項についての検証を行った。                  ■子ども条例推進講演会及び、ワークショップ「子ども若者未来創造会議」を開催</p>	B	子どもの権利の尊重・保障・擁護について、幅広い年代や様々な状況にある子ども達に伝えることができる継続性のある取り組みが必要
162	⑥いのちの学校	<p>■市内中学校で、道徳などの時間を利用し、一人ひとりが、かけがえない「命」の大切さを考えてもらうためのパネル展示や講演会を実施。                  &lt;パネル展示&gt;いのちのメッセージ展                  &lt;講演会&gt;遺族の講演</p>	<p>■中学生の間に一度は受講できるよう、1年に2～3校で事業実施を予定。パネル展示や講演会を行い、全校生徒と教職員、保護者や地域の方にも参加していただき「命」の大切さを考えてもらう。</p>	健康課	<p>■三中・大坂上中・一中で実施予定</p>	<p>■一中 R6.12.9～12.13 723名                  ■三中 R6.12.16～12.20 309名                  ■大坂上中 R7.1.17～1.24 627名</p>	A	子どもへの発信だけではなく、関わっている親、先生など大人達にも聞いてもらう、知ってもらえるよう、更なる学校との連携が必要。